

(第一類 第九号)

第八十二回 国会 商工委員会 議録 第七号

昭和五十二年十一月十一日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 野呂 恒一君

理事 中島源太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 上坂 昇君

理事 松本 忠助君

理事 鹿野 道彦君

田中 六助君

橋口 隆君

後藤 茂君

渡辺 三郎君

玉城 栄一君

宮田 早苗君

大成 正雄君

佐野 伸君

山崎 康君

義郎君

拓君 進君

出席國務大臣

通商産業大臣

田中 龍夫君

國務大臣

橋口 倉成

(經濟企画官)

正君

公正取引委員会

同月九日

事務局長官

倉成

経済企画官

橋口

公正取引委員会

同月九日

事務局長官

倉成

経済企画官

同月九日

通商産業政務次官

同月九日

通商産業大臣官

同月九日

房審議官

同月九日

政通産業省通商政策局長官

同月九日

矢野俊比古君

本日の会議に付した案件
中小企業倒産防止共済法案(内閣提出第二二号)
は本委員会に付託された。

議録 第七号

通商産業の基本施策に関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○野呂委員長 このより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

去る八日の商工委員打合会の記録につきましては、本日の会議録に参照として掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(打合会の記録は本号末尾に掲載)

○野呂委員長 内閣提出、中小企業倒産防止共済法案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。

中小企業倒産防止共済法案
(本号末尾に掲載)

○田中國務大臣 中小企業倒産防止共済法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近におきます中小企業をめぐる景気の動向は、一部の業種を除き、売上状況、利益状況ともに停滞を続けておりまして、企業倒産件数は、依然として高い水準を維持したままに推移いたして

おります。これら倒産企業のうち圧倒的多数は中小企業者によって占められておりますが、近時は、倒産企業一件当たりの負債金額が年々増加傾向にありますとともに、倒産企業の企業規模につきましても拡大化の傾向が見られ、中堅中小企業の倒産が増加いたつております。

現在の経済環境下におきましては、企業がたび倒産に立ち至った場合、関係者が事業を再建し、または関係従業員が再就職を目指すことは容易なことではなく、その社会的影響はきわめて深刻でありますことから、企業倒産の動向は、中小企業者の倒産に対する不安、とりわけ取引先の倒産の影響を受けてみずからも倒産に陥ることに対する強い不安全感を引き起こし、これが企業意欲の減退を招くとともに、景気の低迷に拍車をかける結果とも相なっております。

経済的立場の弱い中小企業者につきましては、必ずしも取引先を選択する自由を持たず、かつまた、取引先企業の財務状況につきましての情報入手が困難であるという事情から、事前に十分な対応をいたすことの余裕のないままに、突然、取引先企業の倒産に遭遇し、その影響を受けてみずからも倒産のやむなきに至る例が非常に多いことにかんがみまして、従来の種々の施策に加えて、何らかの措置を講ずることが必要であると考える次第でございます。

こうした事情を背景といたしまして、本法律案は、中小企業者がその取引先企業の倒産によつてみずからも倒産するという事態の発生を未然に防止することを目的としたして立案されたものでありまして、その概要は、次のとおりでござります。まず第一に、中小企業者の相互扶助の精神に基づいた中小企業倒産防止共済制度を確立し、本制度に加入いたしました中小企業者がその取引先企業の倒産に遭遇して、売掛金債権等の回収が困難

と相なった場合、その加入者に対しまして、積み立てた掛金の十倍に相当する額を限度といたとして共済金を無利子で貸し付けることいたしました。

第二には、本制度の加入者が納付することとなる掛金につきましては毎月五千円、一万円、一万五千円及び二万円の四種類として、積立額がその六十ヶ月に達した時点におきまして掛け止めをすることができるものとしております。

また、貸し付けられます共済金の額は、掛金の積立額の十倍を限度としておりますので、その最高限度は、千二百万円でございます。

第三に、現下の経済状況にかんがみまして、加入者ができる限り早い時期に掛金の積み立ての効果を享受できるよう配慮し、本制度発足後一年間に限つて、掛金を事前に一括して納付する特別措置を設けることとし、一括納付した加入者に対する手形が不渡りで金融機関で割引を受けていた手形が不渡りとなつたことにつきまして共済金を貸し付けることいたしております。

これがこの法律の提案理由及びその要旨でござります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようにひとえにお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○野呂委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 当委員会は経済の問題に関し責任を持つて対処する委員会であります。しかる

ところ、今日の不況、加えて円高の中で日本経済はきわめて困難な状態に陥る中で、各方面から、今臨時国会は経済国会である、そのように言われてまいりました。私ども商工委員といたしましても、その見地に立つて不況対策に對して万全を期しつつあつたわけでありますし、特にこの集中審議を行うよう強く委員長に求め続けてきたわけであります。かかるところ、御承知のように、臨時国会が会期の延長を見、衆参両院においてこの会期を延長したことの理由の一つの経済情勢に對応する政府の対策をただしたいという、そういう見地から予算委員会が開かれ、円高、経済問題について集中審議が行われたわけであります。

(委員長退席、中島(源)委員長代理着席)

私ども商工委員会も会期延長前に一応の集中審議を行いましたが、その後における深刻な情勢を踏ましては、倒産した取引先の事業者から受け取りすでに金融機関で割引を受けていた手形が不渡りとなつたことにつきまして共済金を貸し付けることいたしております。

○田中国務大臣 御案内のとく、この三十億ドルという、総理がお考えになりましたか御指示なされましたかは存じませんが、少なくとも私どもは、この黒字減らしの問題が日米間の最も困難な、さらにまた円高の原因でもありますことから、それにはかんがみましてぜひとも黒字減らしを全力を挙げていたさなくてはならない。

そこで、御案内のごとく、当面の問題といたしましてわが方といたしましては、あるいは石油の備蓄でありますとか、あるいはウランの購入の問題でありますとか、非鉄金属の備蓄あるいはナフサの問題、こういうふうな問題を、できる限り努力をいたしまして既契約分の促進を図り、さらには新たに新規の契約もこれに対しまして加え、またさらに何かドル減らしの面におきまして効果のあることはないか、せつかりいろいろと考え、努力をいたしておりますので、そういう点におきましては、少しでも多量の買い付けをいたすことができますように検討もし、努力も続けておる次第でございます。

○佐野(進)委員 それぞれ答弁をお聞きしたのですが、その答弁は、いわゆる現在の情勢に対しきわめて重大な事態であるという認識、その認識に基づいて積極的に対応しなければならないという熱意が、この答弁の中では、私は遺憾ながらうかがい得ないと思うのです。

と申しますことは、もうここ数日論議がされて、お二人もそれぞれ耳にたこができるほどいろいろな面から指摘がされておることでございますから、そういう点については幾ら言わても仕方がない、こういうような考え方に基づいてそういう形式的な答弁がなされると思うのですが、私は、もうこの事態になつてきた場合においては、通産省も経企庁も、両方とも、やはり一種の発想の転換というか、今までの経済政策の運営に対する基本的な問題について再検討を加えて、それ

望である、このように言われておるわけでありま

するけれども、政府は、今年度のこの情勢の中で三十億ドル程度の輸入を図る中で、その円高対策について諸外国の誤解も解き、あるいはまたこれから経済政策を運営する上に支障のない体制をつくつてしまつた、こういうようになつておる

わけでありますけれども、その願望を達成する前途はきわめて容易ならざる条件が存在している、このように私どもはうかがい知ることができるわけであります。

通産大臣並びに経済企画庁長官がこの総理の願望を具体的に実現する上に当面なすべき対策は何であるのか、このことについて両大臣からその見解を明らかにしていただきたい。

○田中国務大臣 御案内のとく、この三十億ドルという、総理がお考えになりましたか御指示なされましたかは存じませんが、少なくとも私どもは、この黒字減らしの問題が日米間の最も困難な、さらにまた円高の原因でもありますことから、それにはかんがみましてぜひとも黒字減らしを全力を挙げていたさなくてはならない。

そこで、御案内のごとく、当面の問題といたしましてわが方といたしましては、あるいは石油の備蓄でありますとか、あるいはウランの購入の問題でありますとか、非鉄金属の備蓄あるいはナ

フサの問題、こういうふうな問題を、できる限り努力をいたしまして既契約分の促進を図り、さらには新たに新規の契約もこれに対しまして加え、またさらに何かドル減らしの面におきまして効果のあることはないか、せつかりいろいろと考え、努力をいたしておりますので、この辺についても努力をしていくといふのがいまの考え方でございます。

○佐野(進)委員 それぞれ答弁をお聞きしたのですが、その答弁は、いわゆる現在の情勢に対しきわめて重大な事態であるという認識、その認識に基づいて積極的に対応しなければならないと申しますことは、もうここ数日論議がされて、お二人もそれぞれ耳にたこができるほどいろいろな面から指摘がされておることでございますから、そういう点については幾ら言わても仕方がない、こういうような考え方に基づいてそういう

た。

御案内のとおり、この中には原油積み増しについて三億一千万ドル、非鉄金属の備蓄について約一億ドル、ウラン鉱石の輸入促進について一億三千万ドル、ナフサの弾力的輸入が約一億四千万ドル、飼料穀物の年内繰り上げ約八百八十万ドル、合計約七億ドルのものについては確実な中身が決まつたわけでございますけれども、そのほか農産物の備蓄の在庫の積み増し、あるいは農産物等の輸入の前倒しはあるは残存輸入制限品目の輸入枠の拡大、造幣局の銅、ニッケル等の繰り上げ購入、こういうものもその後具体化しつつあるわけでございます。しかし、これらを合わせましても約十億ドル前後ということになりますので、これでは不十分であるので、ひとつ考え方を得るあらゆることをいろいろな面でこれから考えて、そしてドル減らしについて万全を尽くしまして、つまりたいと考へておるわけでございます。

経常収支の面では以上のとおりでございますけれども、そのほか円建て外債の発行促進というような点が、また一方においてドル減らしにも通じてまいりたいと考へておるわけでございます。それでも、そのほか円建て外債の発行促進といふうな点が、また一方においてドル減らしにも通じてまいりたいと考へておるわけでございます。

らについて積極的に対応する、そういう姿勢を示さざる限り、今日のこの不況から脱却しようとして、さらに円高問題に対処して日本経済を運営していく、こうすることはなかなかむずかしいのじやないか、そういうような気がしてならないわけあります。

そこで、これまた両大臣にお尋ねしたいと思うのですが、緊急輸入対策をそれすでに発表し、その発表、言明に基づいて対応して以来、今まで一体どの程度の緊急輸入が実施されているのか、その実施が三十億ドルという年内目標に對してどの程度のパーセントになつておるのか、そして、これからその目標を達成するために、そのパーセントがきわめて低いと私は聞いておるわけでございますけれども、どのような積極的な策をお持ちになつておるのか、この点について、通産、経企、両大臣からお答えをいただきたい。

○倉成国務大臣 佐野委員からおしかりをいただきたけれども、私ども経済の衝に当たつておる者は、佐野委員にまさるとも劣らぬ熱意を持つてこの問題に日夜取り組んでいるところでござります。

ただ、御承知のように、わが国の貿易構造が、輸入の大部分が原燃料ということです。これはアメリカやドイツ、イギリス等と違います。こういう原燃料、原材料が輸入構造の大部分を占めているということになりますと、やはり基本的には国内の景気がよくならないとなかなか輸入はふえないのでございます。しかし、今日の円高が貿易の黒字、またアメリカの赤字ということが背景にしておりますので、日本としても何とか緊急輸入をしたいということで、あらゆる項目について、目をさらのようにして、何ができるかということを検討いたし、そしてそれを一つづけていく段階に差しかかっておるわけでござります。

しかし、御案内のとおり、本当に具体的にこれが実施できるかということになると、なかなかこれはむずかしい問題がいろいろあるわけでござります。

まして、発想の転換というお教えでございますけれども、具体的にこうしたらしいという御名案があれば、ひとつ御教示を賜れば私ども幸いだと思つてあります。ひとと御教示を賜れば私ども幸いだと思つて、構想はいろいろあります。しかし、具体的にこれを詰めていくということになりました。これまで一体どの程度の緊急輸入が実施されておるのか、その実施が三十億ドルという年内目標に對してどの程度のパーセントになつておるのか、その目標を達成するために、そのパーセントがきわめて低いと私は聞いておるわけでござりますけれども、どのような積極的な策をお持ちになつておるのか、この点について、通産、経企、両大臣からお答えをいただきたい。

○倉成国務大臣 佐野委員からおしかりをいただきたけれども、私ども経済の衝に当たつておる者は、佐野委員にまさるとも劣らぬ熱意を持つてこの問題に日夜取り組んでいるところでござります。

ただ、御承知のように、わが国の貿易構造が、輸入の大部分が原燃料ということです。これはアメリカやドイツ、イギリス等と違います。こういう原燃料、原材料が輸入構造の大部分を占めているということになりますと、やはり基本的には国内の景気がよくならないとなかなか輸入はふえないのでございます。しかし、今日の円高が貿易の黒字、またアメリカの赤字ということが背景にしておりますので、日本としても何とか緊急輸入をしたいということで、あらゆる項目について、目をさらのようにして、何ができるかということを検討いたし、そしてそれを一つづけていく段階に差しかかっておるわけでござります。

そこで、これまで両大臣にお尋ねしたいと思うのですが、緊急輸入対策をそれすでに発表し、その発表、言明に基づいて対応して以来、今まで一体どの程度の緊急輸入が実施されているのか、その実施が三十億ドルという年内目標に對してどの程度のパーセントになつておるのか、その目標を達成するために、そのパーセントがきわめて低いと私は聞いておるわけでござりますけれども、どのような積極的な策をお持ちになつておるのか、この点について、通産、経企、両大臣からお答えをいただきたい。

○倉成国務大臣 佐野委員からおしかりをいただきたけれども、私ども経済の衝に当たつておる者は、佐野委員にまさるとも劣らぬ熱意を持つてこの問題に日夜取り組んでいるところでござります。

ただ、御承知のように、わが国の貿易構造が、輸入の大部分が原燃料ということです。これはアメリカやドイツ、イギリス等と違います。こういう原燃料、原材料が輸入構造の大部分を占めているということになりますと、やはり基本的には国内の景気がよくならないとなかなか輸入はふえないのでございます。しかし、今日の円高が貿易の黒字、またアメリカの赤字ということが背景にしておりますので、日本としても何とか緊急輸入をしたいということで、あらゆる項目について、目をさらのようにして、何ができるかということを検討いたし、そしてそれを一つづけていく段階に差しかかっておるわけでござります。

しかし、御案内のとおり、本当に具体的にこれが実施できるかということになると、なかなかこれはむずかしい問題がいろいろあるわけでござります。

たしております。

○佐野(進)委員 いま両大臣に対して質問し、答弁があつたわけであります。これは通商政策局長に聞くのがふさわしいのかわかりませんが、お見えになつておらないようですか。産業政策局长、あなたに――いますか。貿易局長といふことですが、どちらに聞いたらいいかわかりませんが、いま大臣のお答えになつたいわゆるウランと石油備蓄。これは原燃料であるという経済企画局長官の答弁にも明らかにされておるわけあります。輸入といふことになりますと、当面即効していま取り組んでおりますが、さらに、御指示によりましたとおりであります。企画庁長官が申しますことは、この秋までに過去の最高の貯油量の程度までは積み増しを実施する、こういう目標のもとに銳意努力をいたしております。これが大体三億一千万ドルでござります。

非鉄金属の備蓄の拡充につきましては、市中銀行が金属鉱産物備蓄協会に融資をいたしまして、これは約三百億円でござりますが、この十月に第一回の融資を行いまして、今年度末まで逐次継続することと相なつておる次第でござります。これが総量におきまして一億ドルでござります。

さらに、ウランの鉱石の輸入につきましては、日本原子力発電とアメリカの鉱山会社との間にさきに購入契約が成立いたしまして、近く約一億三千万ドルの支払いが行われることになつております。

また、ナフサにつきましては、今年度約一億四千ドルの輸入増を見込みますとともに、関係業界を目下銳意指導いたしまして、積極的にこれが実現を図っております。

これが大体六億八千万ドル、約七億ドル程度の輸入でござりますが、これのみではなく、これ以外にもあらゆるものにつきまして検討をいたつたある次第でございまして、目下ぜひともできる限りの黒減らしをいたしたい、かように努力をい

ます。

まず、タンカー備蓄につきましては、昨年来、私たちの方も、いわゆる備蓄増強の一環として基

確的な調査を進めてまいつたわけでございますが、いわゆる黒字減らし対策との関連において、これを早急に実現するようについて指示を受け、関係省庁と検討いたしておるわけでございます。御承知のように、立地の問題を含まして、安全防災の問題あるいは経済性の問題、こういった問題もあるわけでございますが、黒字対策の一環として有用に活用できるようについて、現在関係省庁と協議をいたしております。

現在船主協会の方から提案されておりますのはVLC型二十杯ということでございまして、これを全體活用するというようになれば、約五百萬キロリッターパークの備蓄ができるのじやなからうかと思うわけでござります。

それから、ウラン鉱石あるいはウランの濃縮につきましては、現在、アメリカ、カナダ、豪州その他のある地域につきまして、その供給可能性能を前提といたしまして交渉を続けておる段階でござります。いまの段階で確たる見通しを申し上げられないということは残念でございますが、これにつきましても銳意努力をいたしておる、こういう段階でござります。

○佐野(進)委員 エネルギー庁長官にも後で具体的な問題で答弁を求める事項がたくさんありますから、余り買つて出ないで、ひとついまのうちはほかの方で答弁してもらうようにお願いしたいと思います。いま政策の問題を質問しておりますので、その点について、できれば産政局長から答弁をいただきたいと思います。

さて、いま経済企画庁長官は、いいお考えがあつたらお示しを願いたいというような答弁があります。私は、あなたが私に何もいい考えがあつたからと聞かなくとも、あなたほどの優秀な人がそういう答弁をするということはちょっと不見識じゃないか。私は取り消しを求めたいような気持ちであります。

と申しますことは、御承知のとおり、政府に対するこの事態の中で対応しなければならぬという提言は数多く出しているわけです。たとえば、森永

日銀総裁が九日の記者見合いで、いわゆる黒字減らしの基本は内需の振興による輸入の増大であるが、いまは経済協力、海外投資を含め、できることが一つ一つ実施することが大切であるということを言われております。さらに、政府に対して委員会の席上においても苦言を呈するような発言がなされております。日銀当局から政府が苦言を呈せられるなんということは、およそあってしかるべきものではないわけでありまして、私は、政府みずから日銀当局その他に対しても積極的に対応するだけの見識と勇気を持たなければならぬと思うのであります。そういう意味から、いまのような答弁をなさることは、私はきわめて遺憾に思われるを得ないわけであります。

そこで、私は、通産大臣、さらに貿易局長が答弁した方がいいだろうという産政局長のサゼスチョンもあるようではありますから、答弁を求めてみたい。それから経企庁長官に答弁を求めてみたいと思うのであります。このような情勢の中で構造不況対策についてもとく言われておるわけでござりますけれども、内需を喚起して輸入をふやす、その方策はもう長い間論議をせられております。したがつて、内需をふやすために輸入を増大させる最大の障害は一体何なのか、その障害を取り除くために何が必要なのか、そういうお考へがあるならばお聞かせをいただきたい。

さらにもう一つの問題は、やはり黒字減らしの問題でござりますけれども、内需を喚起して輸入をふやす、その方策はもう長い間論議をせられております。したがつて、内需をふやすために輸入を増大させる最大の障害は一体何なのか、その障害を取り除くために何が必要なのか、そういうお考へがあるならばお聞かせをいただきたい。

さるにまた、経済協力の問題につきましても、棒鋼を初めとするいわゆる平電炉における生産物の輸出を初めとし、幾多の要望が強く当委員会においても出されています。もちろん、相手国に対する、与えてやるのだ、くれてやるのだということがごときことがあつてはなりませんけれども、両国平等の原則に基づくところの貿易の振興を図るためにどのようにその障害を取り除くかといふことについて努力することは、今日当局の果たさなければならぬ最大の課題であろうと思うのです。

お題目として経済協力を言うのではなくして、

○倉成國務大臣 ただいま経済協力のお話でござります。経済協力については、ディスバースの促進、新規プロジェクトの発掘を努めまして、これからドル減らしにも貢献していくということは、私ども九月二十日の対策に打ち出しておるわけでございます。

ただ、御承知のように、ドル減らしという見地から考えますと、これはやはり商品援助というか、いわば無償援助ということでないと、この部分を除きますとすぐドル減らしに急速に結びつくというわけにいかないということになりますと、これはやはり予算を伴つてくるわけでございますね、

○濃野政府委員 ただいまの先生の御質問あるいは先ほどの御質問に絡みまして私の考え方を申し上げますが、全体の制約の中におきまするどれだけが債務輸出、どれだけがプロジェクト、どれだけが商品援助であるかというふうな作業もただいま鋭意いたしておる次第でござります。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。ただいまの先生の御質問あるいは先ほどの御質問に絡みまして私の考え方を申し上げますと、たゞいま直接の御質問でござります海外援助問題、これは黒字減らし問題のほかに、いわゆる国内の構造不況問題等とも絡みまして、構造不況業種と言われております小棒、平電炉業界でございますとか、あるいはセメント業界あるいは織維の業界等は、品物が外国に行くということに

よつてそれから受けます業界の影響というのは、これは非常に大きなものだうと思いまして、私ども、ただいま両大臣からの御答弁にございましたように、相手のあることでござりますし、こちら側のいろいろな準備体制、いろいろござりますが、ぜひこれは進めていくべきだと考えております。

○西山政府委員 これまでのお答えでほとんど網羅されておりますので、追加して申し上げること

はございませんか、わが国の輸入の構造をなめみてみると、その六五%が原燃料でございます。一五%が食糧、残余の一〇%が製品となっております関係からも、輸入を需要を増大するためには、やはり工業生産を大いに増大するということであれば、これが思うわけでございます。ただ、これにつ

具体的に経済協力の中でわが国産業が立ち行くような方途、ドル減らしの状況と関連してどのような対応するかということが重要なことではないかと思うわけであります。これについて、通産大臣、経企庁長官、貿易局長、できれば産政局長の答弁を承りたい。

ただ、御承知のように、ドル減らしという見地から考えますと、これはやはり商品援助というか、いわば無償援助ということでないと、この部分を除きますとすぐドル減らしに急速に結びつくといふわけにいかないということになりますと、これ

はやはり予算を伴つてくるわけでございますね、

ことしの分を除きますと、そういうところで、これはなかなか急に、しかもこれが大量な金額であるという点になると、御案内のとおり、わが国

はございませんので、その辺がなかなか急場の問題としては、この点も一つ一つやっていくという

点については私ども全く賛成でござりますし、その点は最善の努力をいたしておりますけれども、大きな金目ということになると簡単

に活発化をする、こういう傾向でございましたが、これの伸びがなければならない。

○濃野政府委員 従来輸出と、どちらかと申しますと民間設備投資だけに活発になることが第一でございまして、生産活動が

これからの問題につきましては、相当内需の点で拡大が期待される、こういうことを考えておりま

すが、全体の制約の中におきまするどれだけが債務輸出、どれだけがプロジェクト、どれだけが商

品援助であるかというふうな作業もただいま鋭意

いたしておる次第でござります。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。ただいまの先生の御質問あるいは先ほどの御質

問に絡みまして私の考え方を申し上げますと、たゞいま直接の御質問でござります海外援

助問題、これは黒字減らし問題のほかに、いわゆる国内の構造不況問題等とも絡みまして、構造不

況業種と言われております小棒、平電炉業界でござりますとか、あるいはセメント業界あるいは織

維の業界等は、品物が外国に行くということに

よつてそれから受けます業界の影響というのは、これは非常に大きなものだうと思いまして、私

ども、ただいま両大臣からの御答弁にございま

たように、相手のあることでござりますし、こち

ら側のいろいろな準備体制、いろいろござりますが、ぜひこれは進めていくべきだと考えております。

さるにまた、先ほどの御質問に絡みまして、石油の備蓄あるいは非鉄金属原料の備蓄等の問題、

これは当面の貿易収支、経常収支のアンバランスの改善、黒字減らしということといたしまして、

国内のこちらの受け入れ体制の問題あるいは相手との交渉等の問題、いろいろむずかしい問題はあ

きましても、時間がかかる」とでございますので、それまでの間にとりあえずとして行うべきこととしては、やはり三つの觀点があらうかと思うわけでございます。

一つは、備蓄の増強あるいは前倒しの輸入、第二が製品の輸入の増大、第三が残存輸入制限品目の拡大といったことであろうかと思いますが、そのうち、やはり最初の備蓄の拡大というものが、わが国の安全保障の立場その他から言いましても、量から申しましても、非常に重要なことであらうかと思うわけでございます。

○佐野進委員　今まで質問をしてまいりましたことは、当面する円高がさらに深刻になつていくのではないか、二百五十円台、二百四十円台、そしてまたそれが二百三十円台に行かない、とだれも保証することはできないような情勢の中で、国内の産業に携わる者、経済の運営に携わる者、ひとしく大きな心配を持つてこの政府の対策を見守つておるわけであります。その見守る政府の対策が手落ちがあるとするならば、その手落ちによつて被害を受ける人たちの立場はきわめて深刻であると言わなければなりません。私は、以上の見地から、兩大臣を初め政府当局が、積極的にこの円高対策についての基本的な考え方を、先ほど申し上げましたとおり勇断を持って、新しい決意という言葉が適切かどうかわかりませんが、今までの経済政策の運営ということだけでなく、転換をさせるという形の中での検討を積極的に続けて、不必要的混乱を経済界に巻き起させないよう、積極的な努力をひとつ要望しておきたいと思うわけであります。

さてそこで、先ほど来の答弁を聞いておりますると、結果的にどうしていいのかわからぬが、まあ即効薬程度にあれもやろう、これもやろう、その中で何とか日がたつうちに情勢が有利に展開していくのではないか、有利に展開していく時を待とうというような、時を待つという姿勢を私はうかがわざるを得ない。いまの福田内閣の持つ性格の本質的なものであるがゆえにそうなのだと思

うのであります。福田さんの政策は、したがつて経済は任しておけと言つてももう任し切れないといううちまたの声が、その不満が積み重なつた形の中ではないかという感じがするわけであります。

そこで、私は、さつき倉成経済企画庁長官が新しい考え方があつたらお示しをいただければ結構だというようなことも言われたわけであります。が、こういうようなことをはどうかなといふ気がするわけであります。こういう現在のような円高情勢が続くとすれば、緊急的な輸入や為替の展開を図ることが必要であろうことは先ほど来指摘をいたしておるわけであります。通産省としては、優秀な人材が集まつておるわけであります。しかし、恐らくこういう状況の中で手をこまねいて時の来るのを待つほど消極的でないといふことは私は確信をいたしております。

かつて昭和四十六年の第一次ドルショックの当時、すでにその情勢の中で新しい政策を起案し、提言しようとしたときもあるようですが、これが、結果的に大蔵当局との調整がつかず、日の目を見ずには終つたというような状況があつたと聞いておるわけであります。私も当時から商工委員会に屬しておりますので、その事情をいささか知るものであります。昭和四十六年ころ、国際收支の黒字対策として第二外國為替特別会計というような構想があり、その創設によつて外貨の機動的活用を図るという構想が論議され、結果的に大蔵当局の反対に遭つてこの制度が活用されなかつたというふうに聞いておるわけであります。

ただ、佐野委員が御承知のように、技術的な面、それから希少金属と申しましても、たとえばコバルトであるとかニッケルであるといふことになります、これを急速に、大量に買い付けるといふことになると、世界の市場をいたずらに攪乱するに至ります。いわゆる第一次ドルショック時代と今日の経済情勢とは大きく変化をいたしておりますのであります。したがつて、当面の問題に對するところを图ることを考えておられるから、この情勢に加えて、通産当局としてそのような制度を創設し、緊急的な対策を図ることをお考えになつておられるかどうか。考えることが必要であるといふ立場に立つて私は質問いたしておるわけでございまして、私どもも決してそれらの

も、通産大臣、経済企画庁長官、産政局長の御見解をひとつ示していただきたい。

○田中国務大臣　御指摘の点は、田中通産大臣の際に第二外為論といつものが、大変に構想が打ち出されたということでございます。同時にまた、

当時の非常にドルの過剰蓄積という問題、しかしまた、同時に過剰流動性があり、物価高の当時、私も自由民主党の対外経済協力特別委員長といつまして、ドル別建ての同じようなケースにつきまして、自由民主党といたしましては研究をいたしましたことをございます。

今回、このような情勢は、当時の過剰流動性や物価高というのとはまた条件が違いますけれども、ドルの黒字の膨大なものに対しまして、これをいかにして考えるかという問題につきましては、これはまだ成案は得ておりませんけれども、検討なり作業は命じてはあります。しかしながら、なかなかむずかしい問題でありますことは、これは申すまでもございませんが、真剣にこの問題につきましては研究をさせております。

○倉成國務大臣　通産大臣からお答えございましたけれども、第一外為会計を設けるということは、具体的に申しますと、そこにおいて希少金属を外貨準備で取得するとか、あるいはそれにかわるべき證券を外貨準備において取得するというふうな意味であると思うのでございます。これらの問題について私もともあらゆる角度から検討はいたしております。

○佐野（進）委員　むずかしくない問題は何もないわけでも、むずかしくないならばやつておるわけだから、私はここであえて質問する必要はないわけですが、そういう点について三人の答弁を聞いてみると、通産大臣の答弁が一番積極的で、だけでも私にとっては少し煮え切らない。そういう問題について積極的に突っ込んでどう対応するかといふことについて、もう省を擧げて取り組むという姿勢があつてこそ、今日の円高、不況の経済情勢の中で、やはり通産省よくやつておるわいという認識を得られることがあります。ただ、この問題に對して大いにバックアップしたい、大いに積極的にやつてもらいたいと常日ごろ願いを持ちながら対応しているわけで、きょう質問しているのもそういう意味でありますから、大臣以下ひとつ商工委員をやっておるわけですから、通産省の行政に對して大いにバックアップしたい、大いに積極的にやつてもらいたいと常日ごろ願いを持ちながら対応しているわけで、きょう質問しているの問題について無関心であるわけではなくして、いろいろな点で検討はいたしておる、しかし、非常に困難があつて、当座の問題としてはなかなか間合いくらいというものが現在得ておる感触でございます。

○西山政府委員　前回の第二外為論のときの一番のネックは、たしか外貨準備を長期に運用することについての可否についての議論であつたかと思われます。ただ今回は、その辺の難点も考えまして、せっかくの外貨でございますので、それを何か運用する方法といふことで検討はいたしておりますが、ただいまのところ成案は得ておません。

○佐野（進）委員　むずかしくない問題は何もないわけでも、むずかしくないならばやつておるわけだから、私はここであえて質問する必要はないわけですが、そういう点について三人の答弁を聞いてみると、通産大臣の答弁が一番積極的で、だけでも私にとっては少し煮え切らない。そういう問題について積極的に突っ込んでどう対応するかといふことについて、もう省を擧げて取り組むという姿勢があつてこそ、今日の円高、不況の経済情勢の中で、やはり通産省よくやつておるわいという認識を得られることがあります。ただ、この問題に對して大いにバックアップしたい、大いに積極的にやつてもらいたいと常日ごろ願いを持ちながら対応しているわけで、きょう質問しているの問題について無関心であるわけではなくして、いろいろな点で検討はいたしておる、しかし、非常に困難があつて、当座の問題としてはなかなか間合いくくらいというものが現在得ておる感触でございます。

○西山政府委員　前回の第二外為論のときの一番のネックは、たしか外貨準備を長期に運用することについての可否についての議論であつたかと思われます。ただ今回は、その辺の難点も考えまして、せっかくの外貨でございますので、それを何か運用する方法といふことで検討はいたしておりますが、ただいまのところ成案は得ておません。

問題について無関心であるわけではなくして、いろいろな点で検討はいたしておる、しかし、非常に困難があつて、当座の問題としてはなかなか間合いくくらいというものが現在得ておる感触でございます。

さて次に、このように深刻な経済情勢の中で、経常収支対策としては、アイデアとしては十分考えられるのですけれども、すぐ間に合うかどうか、いうもの、あるいはまた、その人たちに対するところの救済というもの、これに対する声は非常に

大きいわけであります。しかし反面、円高必ずしもすべてが被害者ではない。円高によって利益を得ている人たちのあることも事実であります。この人たちに対する社会的な責任、その責任を追及するという声は余り出てこないわけであります。これは政治が、あるいは経済がそのことに対する対応として寛容であるということになるのかどうかわかりませんが、やはり悪い人があればいい人がある、い人がいれば、悪い人の立場に立つていい人はその立場の中であらゆる配慮をしていく、それを行政が適正に指導していく、これでなければ経済を初めあらゆる問題について円満な運営というものがなされていかないであろうと思うのであります。

ところが、私どもが今日そういうような点で判断をいたしますと、この円高は結局輸入関係者にきわめて大きな利得を得させている。特に油あるいは外国の諸製品、この諸製品の輸入が結局円高という形の中で利益を得る代表になるわけであります。ところが、この輸入された品物に対しても、小売、消費者段階において、円高において得た利得が何ら還元されずあらわれてこない。端的に言うならば、安くなって消費者の手元に渡るという状況でない。最もその代表となるものはナフサの問題であります。その前に、このような状況が何によって結果的に消費者にその利益が潤わないのかといえば、流通機構であるとか何であるとかうであるとかという言葉になつて返つてくるわけであります。が、経済企画庁長官、さらにはまた通産当局としては、これらの問題に対してもように対処し、どのようにその不均衡を是正するための措置をおとりになっておるか、この点について御見解を示していただきたい。

○倉成國務大臣 いま御指摘のように、輸出の依存度が非常に高く、しかも輸入の原材料が非常に少ない業種、これが非常な打撃を受けるわけでございまして、代表的なものが合織であるとか化學とかいうものであろうかと思ひます。その反面、いま御指摘のように、輸入の比率が非常に高くて、輸出価格が下落したけれども価格が下がらないで

輸出が余りないものということで、電力、ガス、食品、こういうものが大きな利益を受けてくる、石油業界はもちろんでございます。

そういうことであります。大体この円高の影響が端的に出てまいりますのがやはり卸売物価であります。これは原材料が三分の二を占めているという我が国の輸入構造に関連するわけでございます。この点では、御案内のとおり、円が一%上りますと卸売物価で大体〇・一五%ぐらいの下落になると、現実に為替要因が卸売物価の安定に大変寄与しておるわけでございます。十月の卸売物価も非常に低い水準、十一月はあるいはマイナスになるのじやなかろうかというぐらいの落ちつきを示しておるわけでございます。したがつて、この原材料の面については、大体需要者が非常に大口が多いものでございますから、この需給関係、またその需要者と供給者との間に任せておいても円高の効果は十分反映し得る、そういう考え方方に立つておるわけでございます。

しかし、消費財の方になりますと、この卸売物価の下落が消費財に及んでいくまでの過程においては、ただいま御指摘の流通機構の問題のみならず、ある程度の時間的な経過が要るわけでございまますので、その経過がまだなかなか卸売物価の下落が消費者物価に反映するまでに至つてないというのが実情でございます。

それから輸入消費財、ダイレクトに消費財として入つてくるものがすぐ反映できないかという問題でありますけれども、これについては先般すでに御報告申し上げておりますように、三十六品目に安価格をキログラム当たり平均で五・七%引き下げる、千七百四十円から六百四十円ということで、前回七月に千八百八十円から千七百四十円に引き下げたわけでありまして、合わせますと二百四十円、すなわち一二・八%の引き下げをいたしましたとところでございます。国際航空運賃についても、ストレートに輸入価格が下落して小売価格が下落したというのは、あのときの調査では腕時計、木材、配合飼料、乗用車、カラーフィルム、書籍雑誌というものでございまして、そのほかは、輸入価格上昇にもかかわらず小売価格が下落または横ばいしたもののが十一品目、あるいは一品目一日官報で告示をいたしまして、薬価の基準改正、平均で五・八%の引き下げということにいた

かえつて上がつておるものという問題について、詳しく御報告を申し上げたとおりでございます。

その後、あの調査を公表した後の状況はどうかと申しますと、配合飼料につきましては、ことしの九月から工場建て値トントン当たり五千円、六万四百円を五万五千四百円と下げまして、それからウイスキー等については、御案内のとおり、ジヨニ赤等の標準価格三千七百円が三千二百円に下がっております。これは大体九月からそういう状況になつております。それから木材が、米ツガの丸太が、六月には一立米二万四千九百三十円が八月には二万四千四百二十円というふうに、木材は顯著に下がつておるわけでございます。それから、グレープフルーツがやはり若干下がつておる。カラーフィルムが、コタックの八ミリ用カラーフィルムが七・五%から一〇・八%、十一月から下がつておる。それから自動車、書籍等についてございまして、いまお話しの灯油等につきましても、一部の有力元売り会社が今冬については値上げをしないという撤回の表明をいたしたところでござります。

その後また、政府といたしましては、物価担当官会議を開きまして、政府の関与物資について、たばこ、それから牛肉、国際航空運賃、医薬品等について、それぞれたばこについては十一月から英國製の巻きたばこを中心にして九・二%の値下げ、それから牛肉については、指定販売店の小売

価格をキログラム当たり平均で五・七%引き下げる、千七百四十円から六百四十円ということで、前回七月に千八百八十円から千七百四十円に引き下げたわけでありまして、合わせますと二百四十円、すなわち一二・八%の引き下げをいたしましたとところでございます。国際航空運賃については国際協定がございますからこれに譲ったわけであります。が、十一月二十日から実施をするということがあります。国際航空運賃については先般のOPECの七月の価格値上げという問題、さらに来るべきこの十二月のOPECの値上げの問題等いろいろと問題を含んでおります。先般のOPECの七月の価格値上げという問題、さらには卸売物価が安定をいたしておるということ、また、消費物資に対しましても逐次それが浸透つつののでございますが、その大宗をなしておられます、全輸入の四三%を占める油の差益の問題、さらにはその中におきます先生の御指摘になりましたナフサ等の問題、また電力、ガス等の問題、これららの問題につきましては、御案内のとおりに、先般のOPECの七月の価格値上げという問題、さらに来るべきこの十二月のOPECの値上げの問題等いろいろと問題を含んでおります。業界内におきます詳細な問題につきましては、エネルギー長官からお答えいたしました。

○佐野(進)委員 ナフサの問題については後で質問しますから。

いまの兩大臣の答弁を聞いて、それぞれ努力されつつあるということについては私もよくわかる

わけであります。しかし、社会的な認識としては、その努力にもかかわらず、この円高に乗じてぼろもうけをしている人たちがある、それに対する追跡はきわめて緩やかである、こういう認識しかないわけであります。私ども、いささか事情を知る者の一人としても、その感を免れません。

今後、消費財の輸入差益等につきましては、その実態を経企庁、通産当局ともそれぞれ積極的にひとつ追跡調査をせられ、具体的な措置をおとりになることを強く要望しておきたいと思ひます。

さて、最後に、大臣の最後のときお答えがありましたナフサ並びに灯油の問題、あるいは電力、ガスの問題であります。今日経済情勢の中で石油の占める役割がいかに大きいかということは、いまさら申し上げるまでもないわけございまして、かつての石油ショックのとき、当時の山下次官は、石油会社は諸悪の根源であると言ふ言をして世の中を騒がしたこともまだ耳新しい状況であります。そして、いままた石油元売り業者が、精製業者が、それと同じようなことを言われるような状況になりつつあります。悪いときは悪いと言つて泣きつく。泣きつくためにいろいろな形の中で泣きつくだけでなく、その利益を得るために狂奔する。よくなればよくなつたで、その得た利益をいさざかも吐き出そうとしなく、みずから利益を独占し、他に苦しむ人たちの存在を何ら考慮することなく見過ごしている、そういうような印象をいまの石油精製会社ないし元売り会社からわれわれが受けるわけであります。これは受けたことが間違っているのだと、いのいのだという議論は別といたしましても、受けるというのが国民一般の認識であるといふことは間違ひございません。

こういう認識に対しても、通産当局が厳正なる態度をもつて指導する、その指導するために私どもは法律をつくったこともあるわけであります。したがつて、法的な裏づけに基づくところの権限が通産当局、エネルギー庁にはあるわけでありますから、今日の情勢の中において何をなすべきかとい

う方向はおのずとおわかりになつておられるわけでありますのもかかわらず、私どもとしてはきわめて手ぬるい、そういうような認識しか得られない状況に置いておることに対してきわめて不満であります。

特にナフサ値下げの問題に関しましては、先ほどの集中審議の際におきましても各委員から強くその点についての要望があり、あるいはまた、石油化学業界を代表しての意見陳述あるいは化学織維業界を代表しての参考人の意見陳述の中においても、この問題の解決こそ不況業種を立ち直させる一大条件であるということが強く指摘されておるにもかかわらず、その後何ら具体的、積極的な手を打たれておらないというようなことについてはきわめて遺憾であると言わざるを得ません。

通産大臣並びにエネルギー庁長官から、どのような努力をなされたか、その後における経過をひとつ報告していただきたい。

○田中中国務大臣 政治といい、行政といい、帰るところはやはり常識でございます。この二百五

十円を割るような円高に対しましての輸入差益というものの、その大幅であろうという一般的の常識から申しますと、同時にまた、その差益を国民全体に還元するというこの政治の大本につきましては、いさざかもわれわれの考え方は外れてはおらないと思うのですが、しかし、個々の業界の中におきますいろいろな問題につきましては、担当の政府委員からお答えをいたします。

○橋本(利)政府委員 石油につきまして、円高基調に伴う為替メリットが発生していることも事実でございますが、一方、申し上げるまでもなく、コスト上昇要因というのは非常に大きく出ておるわけございまして、ことしの一月と七月の原油価格の引き上げだけでも、年度間を通じまして約十八億ドル程度の価格上昇になつております。そのほかに、備蓄、防災あるいは保安関係のコストあるいは関税の増徴、こういったものも含めますと、大体五十二年度間を通じまして六千五百億から六千九百億円程度のコスト上昇要因があるわけでございます。

でございます。一方、為替メリットにつきまして、これもマクロ的な計算になるわけでございますが、御承知のように、一円の円高につきましてキロリットル当たり八十五円程度のメリットが出でございます。今年二億八千六百万キロリットルの輸入を予定いたしておりますので、大ざっぱに申し上げまして五十二年度内二十円高で推移した場合には約五千億円弱のメリットが出てまいるわけがございます。したがいまして、このメリット幅がふえればそれにつれて増大するということでおきまでは、これが増大するといふことでござります。この部分につきましては為替メリットから査定をしなければいかぬ。また、特に民族系と関係に立つかということでございます。あるいは、一部におきましては為替の先物予約をいたしておりまして、本年三月末の決算時点におきまして申しますか、企業間格差がかなりついてまいりまして、本年三月末の決算時点におきましておりまして、本年三月末の決算時点におきましても、民族系だけでも七百億円程度の繰越損を残しております。金般的に申し上げると、さような情勢にあるわけでございます。

御指摘のナフサにつきましても、ナフサを使用する石油化学業界あるいは化学肥料業界が非常な苦境に立つておるということは、重々われわれは承知いたしておりますが、この問題につきましては、やはり当事者同士で話し合いをしてもらいたい、値決め交渉をしてもらいたいという立場でございます。特にコンビナートリーフィナリーと称するものが全国で九ヵ所ござりますが、このコンビナートリーフィナリーだけを取り上げましても、なお三百五十五億円の繰越損を持つておる。かような状態でございますので、私どもについては何か言いわけばかり言って、ちつともやつていよい。最後のよう百五十万キロリットルを入れるんだとか、あるいはまた、当事者間の話を進めるんだとか、あるいはまた、当事者間の話をするだけで糊塗しようとしているようなこと、それも一種の答えにくい形の中で積極的に態度を示してはいるんだというふうに好意的に理解すればできますけれども、それはやはり國民は満足しないと思うのです。私は、少なくとも諸悪の根源だと言われたような事態を再び招かないためにも、通産当局の積極的な指導をお願いしたい。

特に、いまのようなことをエネ長官は答えておるにもかかわらず、けさの新聞に一齊に報ぜられてゐるよう、「灯油実質値下げを示唆」石油会長暖冬、だぶつきを理由に」と。あなたが、ここで御答弁となるときは、灯油の値下げあるいはナフサの値下げ等について内情をきわめて苦しいことをいながら、その行政的な指導にはなかなか応じないような態度がある、石油業界は

そういうような状態にあるということを言つてお

るその業界の会長が、記者会見の席上でそのよ

なことを言つておる。しかも、灯油の値下げとい

うものについては、こことのところ各方面において、

国会の中でもそうであるし、国会の外でもそうで

あるし、強く指摘をされておるにもかかわらず、

価格の一体化その他をもつて、ナフサの値下げが

灯油の値下げを引き起すことにもなるんだから

ナフサの値下げには応じられないということを

言つておきながら、その灯油の値下げを示唆する

ような発言が行われる。にもかかわらず、行政当

局はいまなお先ほど來の答弁であるというがござ

きことは断じてあつてはならないと私は思うので

す。勇断をもつて対処しなければならぬと思うの

であります。

通産大臣、経済企画庁長官、エネルギー庁長官、三者

の御見解をこの際聞いておきたいと思います。

○田中国務大臣 冒頭私が原則論として申し上げ

たように、今日の為替の膨大な差益というものの

国民大衆に対しましての還元という問題は、これは

政治の問題でありますし、同時に、行政を預か

る者としましての最も重要な心構えであろうと存

じます。他方、いわんや差損によりまして大変苦

しい状態の業界を抱えております者といたしま

しては当然考えております。

そういう中におきまして、あるいは石油業界の

いろいろな事情も勘案し、あるいはまた電力、ガ

ス等々の問題、今後のOPECの問題も考慮に入

れまして、私どもいたしましては一大勇猛心を

もつてこの行政に當たつておるつもりでございま

すので、どうぞよろしく御信頼を願いたいと存じ

ます。

○倉成国務大臣 担当の通産大臣からお答えされ

たとおりでござりますが、これだけ円高で利益が

出ているのに、何らかの形で消費者に還元できな

いだろかという素朴な消費者の気持ち、こうい

う精神を踏まえまして関係当局にはいろいろお願

いをいたしておるところでございまして、やはり

國民にわかりやすく、事情があるならあるでそれ

を説明しなければいけない、そう思つております。

○橋本(利)政府委員 私たちといたしましても、

可能な限り還元いたしたいという考え方、基本的

な立場において変わりはございません。

ただいま灯油の問題についてお話をございまし

たが、昨年の九月に十八リットルかんの店頭渡し

の小売價格を七百二十五円にとどめるよう指導

してまいつたわけでございますが、昨今の情勢が

らいたしまして、去る九月のモニター調査の結果

では、全国平均が七百十八円となつております。

これは背景に円高の問題があり、あるいは需給関

係の問題があろうか、かように思つておるわけで

ござります。先ほど為替差益と、反面コストアッ

プの要因があるということを申し上げたわけでございますが、この四月あるいは三月におきまして

二千四百円あるいは二千円の値上げを打ち出して

おつたものが、すでに一部の元売り企業におきま

しては値上げを撤回するといったようなことも発

表いたしております。

さような状況からいたしまして、今後かなり安

定的に推移していくのではなかろうかというふう

に見ておるわけでございますが、冒頭に申し上げ

ましたような基本的な立場からいたしまして、今

後は為替レートの推移あるいはカラカスにおける

OPEC総会の推移等を見まして、適切な対処を

私たちとしてはとつていただきたい。特に、先ほど來

御指摘になつておりますナフサは産業用の原料で

ございます。灯油は民生用の燃料としてそれぞれ

非常に重要な石油製品でござります。特にそ

いつた点に着目しながら、今後の動向を見ながら

適切に対処してまいりたい、かように考えておる

わけでござります。

○佐野(進)委員 両大臣の答弁はそれでいいの

ですが、長官、あなたの答弁はちょっと不満なん

だな。

要するに両大臣が言われていることは、今日、

素朴な国民感情に訴え、理解してもらうためにも

積極的に対応していきたい、こうおっしゃつてお

るのですよ。だから、あなたはそれを具体的に処

置しなければならぬ立場ですね。そうなつてくると、いまわれわれが求めていること、国民が求めていることは、やはりナフサの価格、――コストが上がったコストが上がったというのは何も石油業界だけではなくて、全部あらゆるところでコストが上がっているのですよ。その中に出血受注

をしたり大幅な赤字を出しながら、苦しみあえぎながら企業の運営をしておる企業がいっぱいある

わけですね。その場合、コストが上昇している

にもかかわらず、苦しみあえぎながら、なおかつ

赤字を出しながら経営をしているその企業に対し

て、少しでもやはり温かい配慮ある行政的な処置

をするとはやらなければならない緊急な課題

じゃないですか。

あれはもう当事者間の話し合いということにな

れば、出す方は出したくない、もちろん方はもらい

たいのはあたりまえですから、そこへやはり通産

行政として法律を背景にした一種の指導力を持つ

あなた方が入つて、たとえばもう端的に言うなら

ば、ナフサの問題について――電力会社やあるいは

石油会社は直接消費者と話し合をして一定の

回答を出しているのですよ。政府はそれに対して

回答したということはないじゃないですか。あな

たは両大臣の意向を受けて両者の間に入つて調整

をし、適切な対策を立てるというお考えがあるか

ないか。ないなんということは恐らく答弁できな

いと思うのですが、あるかないか、それだけ言つ

てくださいよ。

○田中国務大臣 エネルギー庁の長官の方も、私

どもの意を体して、本当に真剣に四つに取り組ん

でおる次第でございまして、その点はだんだんと

行政効果もあらわれてくるだろう、かように考え

ております。

○佐野(進)委員 大臣が助け船を出したのに、ば

くがまたあえて追い打ちをかけるようになつては

いけないと思いますので、これは打ち切りますけ

れども、いずれにせよ、長官、この商工委員会初

め各方面の意向を受けて積極的に日本経済の発展

を図るためにも、いわゆる悪徳利益を得て

いる

一 要徳とまで言つてはこれは言い過ぎになるかもわからぬけれども、特別の利益を得て吐き出さないでいるという悪い印象を石油業界からなくすように、一段の努力をひとつ要望しておきたいと思います。

さてそこで、これら経済情勢の中で、いまどうやって企業の運営を図るか、あるいは関係する産業が発展していくのかがそこに携わる人たち共通の悩みであり、何としてもそういう状況の中から抜け出していきたい、この構造不況と言われる状況の中から抜け出していきたい、こういうことで真剣に努力が払われていることは御承知のとおりであります。

そこで、この問題に直接関係のある公正取引委員会が、このとこ委員長発言という形の中で、新しい公正取引委員会像とも称せらるべき、そう判断してもしかるべき見解の表明がたびたび行われてゐるわけであります。私は、過日、公正取引委員長が、就任いたしましたその際、あなたの公正取引委員会における運営はいかにあるべきかと質問をいたしました。あなたは、

新規公平にして今までの委員会の運営の方向を忠実に守る形の中で対処していきたい、こういう正取引委員会における運営はいかにあるべきかと

いうことについて質問をいたしました。あなたは、

新規公公平にして今までの委員会の運営の方向を忠実に守る形の中で対処していきたい、こういう正取引委員会としての方針を考えられるよう、

今までの方針変更、いわゆる新しい方針と考えられるような見解の表明をなさつておられますかあるいは日本商工会議所ですかにおける発表なししその他の問題の中で、幾つかの新しい公正取引委員会としての方針と考えられるよう、

今までの方針変更、いわゆる新しい方針と考えられるような見解の表明をなさつておられますかあるいは新委員長として、ことしの第八十国会においてわれわれが苦心の末成立せしめたいわゆる独禁法改正その他の審議経過を判断せられ、その判断せられた上に、各委員の見解を聽取せられ、各委員の見解を聽取せられた上に、関係方面とも十分密接なお打ち合わせの上この発言をなされておると判断しますが、そう理解してよいかどうか、この際、見解をお示しいただきました。

○橋口政府委員 前々回ございましたか、佐野先生の御質問にお答えをいたしましたが、佐野

としての基本的な考え方を申し上げたわけでござります。今日それを繰り返して申し上げることは省略をさせていただきたいと思いますが、その際、私が申し上げましたことが幾つかござりますが、一つは、現段階における独占禁止政策の運営に当たつて配慮すべき事項としての現在の経済についての認識がございます。かつてないほどの長期間の経済の停滞が続いていると、先ほど来御議論がござりますような円高の問題もございますし、さらに過去の蓄積を相当吐き出したいとしておる、そういうような状況もあるうかと思ひます。いずれにいたしましても、戦後見られないような不況状態の継続という、こういう認識に立つていかに独占禁止政策があるべきかということについて日夜苦心をいたしておるわけでございまして、いま御指摘がございましたような新方針といふまで固まつたものはございませんが、委員会でも十分検討をいたしておるところでございます。今まで固まつたものはございませんが、委員会で改定する前段階における努力というものがござります。

当面の最大の課題は、何と申しましても改定独占禁止法の適正な施行ということでございます。第二に大切なことは、現在の経済情勢との調和をいかに図るか、この二点にあるといふに基本的には考へておるわけでございます。
○佐野(進)委員 そこで、調和を図り、円滑な運営を行つて、この二点でござりまするが、たとえば施行直前にある改定独占禁止法に基づくところの運用の中でもいわゆる企業分割にいたしましたが、あるいはその他私たちがいろいろ重要な問題として取り上げた事項等々について議論をした結論といふものは、よく御理解をなさつておると思います。したがつて、その御理解をなさつておる上でそれぞの措置を講ぜられる場合は、それぞれ関係方面とやはり十分密接な打ち合わせなり調整なりが図られてしかるべきだと思うので

あります。今日はとつた上での一つの見解の表明となつてゐるのかどうか、その点をひとつ聞いておきたい。

○橋口政府委員 改正独占禁止法の施行のためには、

関係省庁との協議も必要でござりますし、また、

経済団体なりあるいは消費者団体等との打ち合わせも必要になるわけでございまして、先生が御指摘になりました新聞の記事は、そういう意味での経済団体との一つの懇談の場でこちらの内定した方針について協力を求めるということもございましたし、さらには、意見の結果でこちらの方針をさらに検討するということもございますし、そうい

う過程で生まれたものでございまして、先ほども申し上げましたように、最終的に政令なり運用方針なりガイドラインで正式にお示しいたしますまでは、まだ検討中の段階なんでございます。

○佐野(進)委員 公取委員長 あなたの置かれている立場というものは非常に重要であるのですね。私どもは、公正取引委員会の強化のために、

各方面的——各方面ということもないけれども、相当強い反対があるにもかかわらず、血のにじむような努力をして独占禁止法の改定をなし遂げてきた経過があるわけです。したがつて、この改定に直接的に携わった高橋前々委員長あるいは澤田前委員長は、その内容等についてはきわめて熟知しておると思うのですね、われわれが心配したこと

らに関係当局とも相談をいたしておる段階でございまして、いま直ちにそういう方針を探査したと

いうことではございません。

ただ、公正取引委員会の行政体験いたしまし

て不況カルテルを幾つか認可いたしておるわけ

がござりますが、先ほど申しましたような経済情勢が続いたしますと、なかなか緊急避難的な不況が発生する可能性があります。つまり、短期間にわたつてカルテルを結ぶことによるとするならば、その努力はあくまでも経済政策全体との調和を保つ中で、公正取引委員会として独占禁止法を運用する条件の中でやはり対処されていった方がより好ましいのではないかと判断しておるわけです。

したがつて、その点について、たとえば設備の共同廃棄を不況カルテルとして認可するというよ

うなことが発表された場合において、これらにつ

いては、一体公正取引委員会が今後この種設備の共同廃棄というものについてその行政的な範囲と

してお取り上げになり、これらの問題について対

処していくことなのかどうか、あるいは産

業政策としてこの種問題は本来存すべきものと

して御判断になつてゐるけれども、これは今後新

法施行に当たつて、この種行政は公正取引委員会

が当然行うべきものと判断されこのような記者

発表をされたのかどうか、この点をひとつ聞いておきたいと思うのです。

○橋口政府委員 問題を集約してお尋ねがございました設備の共同廃棄の場合のカルテルとしての認可の問題でござりますが、これは改定独占禁止法施行と直接関係のない問題でありますことは、先生

よく御承知であろうと思います。

この問題につきましては、いろいろな問題がござります。多面向的角度から検討する必要がある

わけでございまして、法律問題もござりますし、

さるに從来の経緯の問題もござります。法律問題

なりあるいは経緯の問題について、ある結論を得た場合には政策的にどういうふうに判断するかと

いう委員会としての問題がござります。そういう

問題につきまして現在検討中でござりますし、さ

りますが、そういう処置をとられているかど

うか、あるいはとつた上での一つの見解の表明と

なつてゐるのかどうか、その点をひとつ聞いてお

きたい。

○橋口政府委員 改正独占禁止法の施行のためには、

関係省庁との協議も必要でござりますし、また、

経済団体なりあるいは消費者団体等との打ち合わ

せも必要になるわけでございまして、先生が御指

摘になりました新聞の記事は、そういう意味での

経済団体との一つの懇談の場でこちらの内定した

方針について協力を求めるということもございま

すし、さらには、意見の結果でこちらの方針をさ

らに検討するということもござりますし、そうい

う過程で生まれたものでございまして、先ほども

申し上げましたように、最終的に政令なり運用方

針なりガイドラインで正式にお示しいたしますま

では、まだ検討中の段階なんでござります。

○佐野(進)委員 公取委員長 あなたの置かれて

いる立場というものは非常に重要であるのですね。私どもは、公正取引委員会の強化のために、

各方面的——各方面ということもないけれども、

相当強い反対があるにもかかわらず、血のにじむ

ような努力をして独占禁止法の改定をなし遂げてきた

経過があるわけです。したがつて、この改定に直

接的に携わった高橋前々委員長あるいは澤田前委

員長は、その内容等についてはきわめて熟知して

おると思うのですね、われわれが心配したこと

について。その法律が運用される際にいてどうな

べきかということについては、非常に心配して

おつたと思うのです。

したがつて私は、あなたがたとえば同調的値上

げの認定基準は一〇%内の近似度をつけるとい

う見解を表明されたり、あるいは設備共同廃棄を

不況カルテルとして認可もすると言われたり、あ

なたが新しい情勢の中でそれ必要だと御判断

されたり、あるいは設備共同廃棄を

なされてこのような政策をおとりになつた、この

ような対策をとり、それを発表されたと思うので

ありますけれども、やはりそれにはそれなりの

手続というかそれなりの御努力というものが、政

省令ができて発表され施行される前の段階の中ににおいては、われわれにもわかるような形があつてかかるべきじゃないかと思うのです。だから、あなたが独占禁止法運営について前二人の委員長と同じだとは申し上げてはおらないのです。あなたはあなたとして独自な立場に立つて運用される必要があろうと思うのです。しかし、この種法律を運用しようとする前段階における努力というものがあるとするならば、その努力はあくまでも経済政策全体との調和を保つ中で、公正取引委員会として独占禁止法を運用する条件の中でやはり対処されていった方がより好ましいのではないかと判断しておるわけです。

したがつて、その点について、たとえば設備の共同廃棄を不況カルテルとして認可するというよ

うなことが発表された場合において、これらについては、一体公正取引委員会が今後この種設備の共同廃棄というものについてその行政的な範囲としてお取り上げになり、これらの問題について対処していくことなのかどうか、あるいは産業政策としてこの種問題は本来存すべきものとして御判断になつているけれども、これは今後新法施行に当たつて、この種行政は公正取引委員会が当然行うべきものと判断されこのような記者が発表をされたのかどうか、この点をひとつ聞いておきたいと思うのです。

○橋口政府委員 問題を集約してお尋ねがございました設備の共同廃棄の場合のカルテルとしての認可の問題でござりますが、これは改定独占禁止法施行と直接関係のない問題でありますことは、先生よく御承知であろうと思います。

この問題につきましては、いろいろな問題がござります。多面向的角度から検討する必要があるわけでございまして、法律問題もござりますし、さるに從来の経緯の問題もござります。法律問題なりあるいは経緯の問題について、ある結論を得た場合には政策的にどういうふうに判断するかと

いう委員会としての問題がござります。そういう問題につきまして現在検討中でござりますし、さ

らに関係当局とも相談をいたしておる段階でございまして、いま直ちにそういう方針を探査したところではございません。

ただ、公正取引委員会の行政体験いたしまして不況カルテルを幾つか認可いたしておるわけでございますが、先ほど申しましたような経済情勢が継続いたしますと、なかなか緊急避難的な不況カルテルとしての処理が困難な場合もございます。つまり、短期間にわたつてカルテルを結ぶことによって、あるとするとなるならば、その努力はあくまでも経済政策全体との調和を保つ中で、公正取引委員会として独占禁止法を運用する条件の中でやはり対処されていった方がより好ましいのではないかと判断しておるわけです。

したがつて、その点について、たとえば設備の共同廃棄を不況カルテルとして認可するというよ

うなことが発表された場合において、これらについては、一体公正取引委員会が今後この種設備の共同廃棄というものについてその行政的な範囲としてお取り上げになり、これらの問題について対処していくことなのかどうか、あるいは産業政策としてこの種問題は本来存すべきものとして御判断になつているけれども、これは今後新法施行に当たつて、この種行政は公正取引委員会が当然行うべきものと判断されこのような記者が発表をされたのかどうか、この点をひとつ聞いておきたいと思うのです。

○橋口政府委員 問題を集約してお尋ねがございました設備の共同廃棄の場合のカルテルとしての認可の問題でござりますが、これは改定独占禁止法施行と直接関係のない問題でありますことは、先生よく御承知であろうと思います。

この問題につきましては、いろいろな問題がござります。多面向的角度から検討する必要があるわけでございまして、法律問題もござりますし、さるに從来の経緯の問題もござります。法律問題なりあるいは経緯の問題について、ある結論を得た場合には政策的にどういうふうに判断するかと

いう委員会としての問題がござります。そういう問題につきまして現在検討中でござりますし、さ

私は、産業政策の一貫性あるいは公正取引委員会との問題について、いまさらここでどうだうだと申し上げる必要もないと思うのであります。が、何かちょっと感じとしては、委員長のそのような考えが唐突に出されたような気がいたします。しかし、新聞記事でも発表されれば、そのことは当然実施されるものであるという受けとめ方をするのは、一般国民の当然の姿勢であろうと思うのであります。したがって、私はここでいまさら、それらの問題について十分事務局と検討せられ、あるいは通産省の方、特に産業政策の問題等の関連について調整されたのかということを聞いてみたいと思うのですが、まあしかし、そこまで聞く必要もないと思いますからやめます。

いずれにせよ、あなたは新委員長として、第八十国会で成立した新独禁法を施行する一番目の委員長といふことになるわけでございます。そしていま、不況下に苦しみ、先ほど来議論しておるようには、田高下に苦しむ産業界の実情の中で、公正取引委員長として対処されるわけでありますので、前委員会で私が質問したその根本原則に基づいてさらに質いたしましたので、その点をよく御理解の上、今後の運営に対処していただきたいと思います。

さて、時間が大分たちましたので、二、三締めくくり的な質問をしてみたいと思います。

生活産業局長ないし基礎産業局長、当面最大の不況業種を抱える局長として日夜御労苦なさつておられるわけでありますし、さらに中小企業庁長官は、その最大の犠牲者である中小企業者に対し積極的に対応をしておられるわけであります。

そこで、私は、もう何回も何度も質問しており、この際、むしろ質問という形ではなく、あなた方はいま一体何が必要なのか、こうしてもういたい、不況業種を抱えるわれわれとしてはこうあらねばならないという点をこの委員会の中でも発表してもらえるならば、われわれはそれを聞いて積極的に対応していきたい、こういう気がいたしますので、基礎産業局長は何か所用のため欠席

しておるようありますから、生活産業局長と中 小企業庁長官からひとつ見解を示していただきたい。

○藤原政府委員 お答えを申し上げます。

大変温かい御配慮をいただきましてありがとうございます。

存じます。すでにしばしばこの席でも御説明申し上げましたように、織維産業あるいは他の所

管産業につきまして構造不況業種と言われる状態になつておりますと、問題は非常にむずかしい状態でございます。基本的に過剰設備と言いますが、

過剰設備を基本といたしますところの需給ギャップというものが現在の不況の根本原因でござります。いまいろいろお話をございましたように、不

況カルテルをすでに二回にわたり延長をいたしておるというふうな状態でございますし、物によりましては強力な個別の減産指導も行つておる、こ

ういう状態でございます。そこへ田高という条件が重なりましたので一層問題はむずかしくなつてきましたのでござります。

私どもいたしましては、短期の需給調整とと

もに、共同の設備廃棄問題その他に取り組んでお

るわけございまして、方法論をいたしましては、

短期の需給調整とやや長期の需給を調整いたしま

す意味での設備の調整問題といふものが基本でござります。その間、現在、やはり田高も含めましていろいろと苦境に陥る個別企業も多いわけであ

りまして、その辺を含めまして、緊急の救済措置

というふうなものにも努力をいたしております、こういう現状でございます。

何か要望することはいかないかということでござりますが、先般来、緊急対策、総合対策ということを決めておりまして、それを鋭意進めておりますので、

その方向に沿つて今後もやっていきたい、このよ

うに考えておるわけでございます。

なま、先般来、緊急対策、総合対策といふことを決めておりまして、それを鋭意進めておりますので、

その方向に沿つて今後もやっていきたい、このよ

うに考えておるわけでございます。

なま、先般来、緊急対策、総合対策といふことを決めておりまして、それを鋭意進めおりますので、

その方向に沿つて今後もやっていきたい、このよ

うに考えておるわけでございます。

なま、先般来、緊急対策、総合対策といふことを決めておりまして、それを鋭意進めおりますので、

その方向に沿つて今後もやっていきたい、このよ

うに考えておるわけでございます。

なま、先般来、緊急対策、総合対策といふことを決めておりまして、それを鋭意進めおりますので、

その方向に沿つて今後もやっていきたい、このよ

うに考えておるわけでございます。

なま、先般来、緊急対策、総合対策といふことを決めておりまして、それを鋭意進めおりますので、

その方向に沿つて今後もやっていきたい、このよ

えまして、特に輸出を中心とする各産地におきましては、非常に深刻に受けとめておるようでござります。

各産地の声を聞いておりますと、まず、よく聞かれることは、何とか為替の安定を図つてほしいという声でございます。それと同時に、やはり非常に大きな声として、景気対策をしっかりとやつてほしいという声が聞かれます。私は、やはり中小企業の立場としていわば当然の声ではないかと受けとめております。

ただ、そうは申しましても、中小企業対策としても、こういうむずかしい局面にありますだけに、やはりできるだけのことをやっていくということを受けとめております。

○武藤(嘉)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○西中委員 最初に、円高差益の還元につきまして御質問をいたしたいと思います。

円高に伴いまして、輸入物資については膨大な為替差益というものが発生しております。これを消費者に還元しろという声は非常に高いわけであります。しかし、現実としては、大半の輸入物資の小売価格はほとんど動かない、下がらない、こういった状況でございます。そのため、いろいろいろいろいう声でございます。それと同時に、やはり小さな声として、景気対策をしっかりとやつてほしいという声が聞かれます。私は、やはり中 小企業の立場としていわば当然の声ではないかと受けとめております。

ただ、そうは申しましても、中小企業対策としても、こういうむずかしい局面にありますだけに、やはりできるだけのことをやっていくということを受けとめております。

今後の施策の資としている次第でござります。

○西中委員 そうしますと、いわゆる円高の差益といふものについては、この調査の中にはほとんど含まれていないということございますか。

○西山政府委員 御承知のように、今年の一月四日の相場が二百九十二円でございます。それで、その後調査の時点までの間に若干の円高がありましたが、昨今の大きな円高は加味されておりません。

○西中委員 輸入品の小売価格が非常に高いという実態が出ているようでござりますけれども、その原因の主なものはどういうことが言えるとお考えですか。

○西山政府委員 原因につきましては、ただいま申し上げましたように、国内の流通段階が若干複雑であるというじやなかろうかと思つておる次第でございます。

○西中委員 たゞいまのお話のような点につきましては、過去の調査でも、それから一般的にも繰り返し言われてきておることではないかと思いま

す。

そこで、通産省としては、最近の急激な円高についてまだ調査の中に入つておらない、過去のものである、こういうお話をございましたけれども、いすれにしても、円高差益を消費者に還元すること、これは非常に重要な問題でござりますけれども、どういう対策をとつておつとされておるのか、これについて具体的に御説明をいただきたいと思います。

○西山政府委員 流通機構の問題は、御承知のように非常に複雑な問題でございまして、特に昨今の不況以後、第二次産業に対する雇用の場が比較的少なくなった、反面、第三次産業、特に商業段階の雇用吸収力がかなりあるということで、国民の雇用もかなり流通段階に雇用されておるという

ようなこともありまして、これを究明するという

ことはなかなかむずかしいかと思いますが、やはりこの円高の利益は国民に還元すべきものである

うと思いますので、できる限りそれが国民に還元できるような方向ということで検討してまいりたいと思っております。

○西中委員 検討していきたいということは、いまこれに対する対策はないということございません。

○西山政府委員 遺憾ながら、現在の段階で対策らしいものは、まだ作成いたしておりません。

○西中委員 大臣、現在これほど流通機構が差益を吸収する、非常な国民の非難的になつておるわけございまます。これは先ほども申しましたよ

うに、かねてから問題になつておるところでござります。

いまの御答弁では、いまのところ対策がないと

いうことでござりますけれども、当然これは監督すべき官庁、またはそれに関与しておる官庁とし

ては、何らかの対策をもつて国民の期待にこたえ

るということが必要だと思うのです。ところが、現状においてはこういものを野放しで置くと

いうような、非常に残念な結果でござりますけれども、どのようにお考えになりますか。

○田中国務大臣 御案内のとおりに、先般、物価担当官会議がございました。これは企画庁を中心にして、當初の二万九千円という分が、ナフサの中には国産のナフサもござります。ナフサの問題につきましては、御承知のように、輸入を増加いたしまして、七百五

国民大衆に対しますできる限りの差益の還元をいたしたい。

それから、基本的には、どうも表面にはちつとも出でおりませんが、企画庁長官等も常々申しておりますような卸売物価の安定、それからさらには銘柄別にでもだんだん消費関係にもこれが浸透してまいりつつござります。これは目に見えない、まこれに対する対策はないということございません。

○西山政府委員 遺憾ながら、現在の段階で対策らしいものは、まだ作成いたしておりません。

○西中委員 検討していきたいということは、いまこれに対する対策はないということございません。

○西山政府委員 輸入の大宗を占めております石油関係、あるいはまた電力、ガス、こういったものに対する問題がござります。ナフサの問題につきましては、御承知のように、輸入を増加いたしまして、七百五

十万キロリッターを九百万キロリッターにいたしました。ナフサの中には国産のナフサもござります。

これはさらに詳細エネルギー庁の方からお答えいたしますが、輸入のナフサもござります。輸入のナフサにつきましては、現実に国際価格より大分下がっております。当初の二万九千円という分が、これは確かに化学工業、ナフサを原料といったまま企業に対しまする大きなメリットであろうと私は思います。これも原料でござりますので、余り

表立つて表面には出でおりませんが、現実には相当なメリットがござります。

○西中委員 いまの大臣の説明によりますと、ま

ず、電力にしても石油にしても、差益が消費者に明らかに還元されたといふ証拠はいまのところありません。さらにまた、卸売物価ということござりますけれども、先ほどの話のように、流通段階で全部吸収され、これは消費者には反映されておらない。ですから、御説明としては私はよくわからぬわけでござりますけれども、少なくとも

この流通機構に対して政府としてこういうよう改善をしていきたいとか、今後こういう点について指導するとか、何らかの対策がなければならぬんじゃないかな。先ほど局長からの話では、いまのところ何もない、こういうことでござりますけ

れども、少なくともこういう点は考えられるといふような線はないものかどうか、再度お伺いをいたします。

○田中国務大臣 冒頭申し上げましたように、差損の方につきましては非常に深刻いろいろな問題が表面立つて出てまいりますが、差益の方の面は余りそういうふうに具体的に露呈いたさない

方にもわかつていただけるよう表現はできないものか、かように考えております。また、總理も、この差益の還元の問題は非常に早くから、過ぐる予算委員会、あの臨時のものではない通常会のときにも、この問題については非常に強く期待をされておたのでござります。実際問題としましては、どうも具体的に表面立つた彫りの深い表現ができるないということはまことに残念でございま

すが、しかし、実際には相当浸透いたしております。日本の國のあらゆることから見ましても、大

きなものが存在することは、これはもうまさか、この差益についてぱりっとした、国民の皆様

方にもわかつていただけるよう表現はできないものか、かように考えております。また、總理も、この差益の還元の問題は非常に早くから、過ぐる

予算委員会、あの臨時のものではない通常会のときにも、この問題については非常に強く期待をされておたのでござります。実際問題としましては、どうも具体的に表面立つた彫りの深い表現が

できてないということはまことに残念でございま

すが、しかし、実際には相当浸透いたしております。日本の國のあらゆることから見ましても、大

きなものが存在することは、これはもうまさか、この差益についてぱりっとした、国民の皆様

方にもわかつていただけるよう表現はできないものか、かのように考えております。また、總理も、この差益の還元の問題は非常に早くから、過ぐる

予算委員会、あの臨時のものではない通常会のときにも、この問題については非常に強く期待をされておたのでござります。実際問題としましては、どうも具体的に表面立つた彫りの深い表現が

できてないということはまことに残念でございま

すが、しかし、実際には相当浸透いたしております。日本の國のあらゆることから見ましても、大

構の問題は整備いたしたい、かように考えております。

○西中委員 いずれにしても長い問題でございます。

○西中委員 どうか本気でこの流通機構の改善に着手をいたきたいと思うのです。

先ほど大臣もちよつとおっしゃいましたけれども、通産省としては、輸入団体、流通団体、これに対して円高効果の消費者への還元について十月の十八日に協力要請をされたようございます。昨日までに報告が来るようになつておるようございますけれども、これによりますと、輸入関係が三十八団体、流通関係が十六団体でございますが、御回答は全部ありましたでしょうか、どうでしょう。

○山口(和)政府委員 回答につきましてはおおむね出そろつてまいりますが、ただ、中の内容のチェックその他の整理をただいま進めつてある状況でございます。

○西中委員 報告してないのは何団体でしょうか、どういうところですか。

○山口(和)政府委員 特に事情につきましては、現在個別に状況、様子を聞きまして理由を確かめてまいりたいということでやつております。特に特別の事情があるものは必ずしも思われませんが、ほか出そろつてきております。

○西中委員 報告しないところは言えませんか。

○山口(和)政府委員 まだ集計確定をいたしておりませんものでございますから、具体的にどういう理由でおくれているのか等調べませんと、事情がただ単に——きのうのきょうでございますので、その辺の問題があるかと思いますが、たとえば流通関係の団体と輸入関係の団体両方合わせまして五十四団体に出したわけでございますが、そのうちいまのところまだ報告がございませんのが七、八団体でございます。おおむね一応の報告が出てまいっております。

○西中委員 細かい分析はともかくとして、いまお話をりますと、大体四十七、八団体が出しているということでございますね。その中で、具

体的に消費者への円高効果還元について何らかの方策を御報告になつた団体はあるでしようか。

○山口(和)政府委員 ただいま申し上げました

ように、ただいま内容を整理集計中でございますので、全体の状況につきましてまだ御報告申し上げられる段階ではございませんが、全体として概観いたしましたところの感じでは、傘下の企業に對しまして、団体から文書等によりまして円高の小売価格への反映についての協力をするようについて周知徹底を図つたというような団体がかなり多いようございます。中には、緊急理事会を開きまして今後協力を申し合わせていこうといふような団体も見受けられるようございます。

○西中委員 そうすると、還元に効果があるだろ

うというような具体的な案をお出しになつたところはござりますでしょうか。

○山口(和)政府委員 たゞいまのところ、そういった形では実は必ずしも報告は出でまつておりません。と申しますのは、申し上げますまでもなく、輸入価格の小売段階への反映につきましては、いろんな輸出者側の価格決定要因、あるいは国内のいろいろなコストの要因、あるいは価格を変更するということに伴ういろいろな事務的な問題等がございまして、どういう形で小売価格に反映させられるかという点につきましては、各業種によりましてもいろいろな事情はござりますし、その辺につきましての具体的な報告までは、ただいまのところ参つております。

○西中委員 何か特異な、または注目すべき提案をなさつたような組合なり団体はございませんか。

○山口(和)政府委員 ただいまのところ具体的に並行して下がつたものが、腕時計とか木材、配合飼料、乗用車、カラーフィルム、書籍、雑誌というものがございました。しかし、輸入価格は下がりましたけれどもなかなか値段が下がらないものがございます。これはたとえばマグロとかプロセスチーズとかあるいは石油ストーブ、レコード、めがねフレーム、そういうものがございますが、そのほか、具体的にどうというところと申し上げましたように、理事会を開きまして協力を申し合わせをやろうというようなケースがござりますが、まだ私どもの確認はいたしておりません。

○西中委員 そうすると、せいぜい理事会で相談をしようとして集まつた、また集めようと、この

程度のものですね。

大臣、要するに、要請をされたけれども、お聞

きすると、そう効果はないような感じもするので

すが、どうでしょうか。

○田中国務大臣 ちょっとその出した通達の文章をお読みしますが、貴組合におかれまして輸入価格の低下の効果が国内消費者価格にも十分反映されるよう措置すべきであると考えますが、この点については傘下の各企業に對して周知徹底を図ると同時に、この努力を強く要請する次第であります。なお、貴組合においてとられた措置の概要についてはさらに報告をしてください、こういうふうな文章になつております。これは各企業ではございませんで、流通関係の組合、団体に対しまして出したものでございますから、この一つの団体の傘下にはたくさん実際の企業体があるわけであります。

○西中委員 この問題、もう少しにしたいので

すが、経企庁長官が急がれるそうですので、次に移ります。

○西中委員 この種の発表をされておりますが、やはりこの種の発表をされておりますが、最近の状況はどうなつてきているか、経企庁の方のお調べを説明していただきたいと思います。

○倉成国務大臣 ただいま通産大臣にいろいろ御質問ございましたが、ちょうどそれと関連して、

私の方の基本的な考え方を申し上げたいと思いま

す。

六月のときの調査では、輸入品が下がつてそれ

に並行して下がつたものが、腕時計とか木材、配

合飼料、乗用車、カラーフィルム、書籍、雑誌と

いうのがございました。

しかし、輸入価格は下が

りましたけれどもなかなか値段が下がらないものがございます。これはたとえばマグロとかプロセスチーズとかあるいは石油ストーブ、レコード、めがねフレーム、そういうものがございますが、そのほか、具体的にどうというところ

と手を加えるといふことよりも、何か刺激を与える。そうなると、たとえば生協に補助金を与えて、

生協が産地直売というような形をやりますと、そ

の刺激によつて流通機構がどんどん改善されていく。これはスーパーと小売店との関係、社会問題との関連がござりますから非常にむずかしいこと

でありますけれども、やはりある程度の刺激が流

通機構をどんどん合理化していく、そういう基本

的な考え方を持ちながら、具体的な現実的な問題

を処理していきたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。

そこで、いまお尋ねの、その後どうなつたかと

いうお話をございますが、調査公表後

配合飼料

については、工場建て値トントン当たり六万四百円が

五万五千四百円で、五千円ほど九月に下がりました。

ウイスキーは、デパート等の店頭で、御承知の

ようには、ジョニ亦で三千七百円の標準価格が三千二百円程度になつております。

それから木材は、米ツガの丸太一立米当たり、

六月に二万四千九百二十円が八月には二万四千四百二十円。

それからグレープフルーツは、キログラム当たりですが、六月二百八十五円が八月には三百六十円と若干下がっておりますし、カラーフィルムも、コダックの八ミリ用についても七・五から一〇・八%引き下げということで、十一月から実施をいたします。

それから自動車については、フォード社の十二車種について、二十モデルの国内販売価格を平均二十万円下げるということ、これは十月二十七日に発表いたしました。

書籍は、これは一番円高が反映しているものでございまして、行政指導いたしませんでも、これは一定の円レートに一定のマージンをかけてやつておりますので、これが一番円高を端的に反映しておりますのはなからうかと思つております。

それから灯油については、御案内のとおり、一部有力会社が今冬に値上げを撤回を声明いたしました。

それから、先ほど通産大臣からちょっとお話をございましたけれども、物価担当官会議を開きまして、政府の所管物資について、たばこについては、英國製たばこを中心にして一月実施で九・二%引き下げ、それから牛肉についても、それぞれ安価格を十一月十一日にキログラム当たり千七百四十円を千六百四十円と、これは前回七月に千八百八十円を千七百四十円と下げておりますから、合わせますと二百四十円、一二・八%の引き下げが行われておるわけござります。これは指定小売販売店の分でございます。

それから国際航空運賃については、サーチャージ四%の撤廃というのを十一月二十日に実施する予定でございます。これは国際協定があるものですから、日本だけでできません。しかし、日本発の料金等についても安くなるわけでござります。それから医薬品については、薬価の基準改定を、平均で五・八%引き下げということで、十一月一日告示いたしております。

それから電力・ガス料金については、後ほど御説明あると思いますけれども、為替差益を、できるだけ長期間現行料金で据え置いていくことになります。

それを、さらに長い期間現行料金でいく、こういうところが大どころの状況でございます。

○西中委員 詳しく御説明をいただいたのです

が、たばこ、牛肉、航空運賃、医薬品、電力・ガス料金、政府の関与しておる輸入物資に係る値下げ、これは現在の為替レートを考え、さらに下げるという気持ちがあるかないか、それから、それ以外に政府が関係しておる輸入物資について

の値下げはいまお考えになつておるかおらないか、その点はどうでしょうか。

○倉成國務大臣 私ども、先ほど申しました基本的な自由、公正な競争が行われるように、これに対する刺激を与えるということのほかに、もう一

つ大事なことは、やはり消費者、国民一般に的確な情報提供するということではなからうかと思ふのでございます。いま統制経済をとつてゐるわけございませんので、一々これを指図するのは適当でない。したがつて、情報を提供して、そして、政府の所管物資について、たばこについては、英國製たばこを中心にして一月実施で九・二%引き下げ、それから牛肉についても、それぞれ安価格を十一月十一日にキログラム当たり千七百四十円を千六百四十円と、これは前回七月に千八百八十円を千七百四十円と下げておりますから、合わせますと二百四十円、一二・八%の引き下げが行われておるわけござります。これは指定小売販売店の分でござります。

それから、先ほど通産大臣からちょっとお話をございましたけれども、物価担当官会議を開きまして、政府の所管物資について、たばこについては、英國製たばこを中心にして一月実施で九・二%引き下げ、それから牛肉についても、それぞれ安価格を十一月十一日にキログラム当たり千七百四十円を千六百四十円と、これは前回七月に千八百八十円を千七百四十円と下げておりますから、合わせますと二百四十円、一二・八%の引き下げが行われておるわけござります。これは指定小

りです。そこで、なまかに麦価についての問題をすぐつてあることも承知しております。この点については、農林大臣としては、やはり国内の米が生産过剩である、そして米麦の比価の問題等があるといふことで、なまかに麦価についての問題をすぐつてあることは事実でございますから、確かに、そういう御意見を持つておられます。これも、やはり国内政策としては至極ごもつともなことであります。

ただ、私としては、わかりやすく、どういう理由があつてどういうことがあつてこういうことにくると、やはり消費者、国民の皆様方が納得のいく情報を提供していくことが大事である、そういうふうに考えております。

○西中委員 いまの御説明の前に、政府がある程度動かせるもの、これについてほかに値下げについてお考えの部分があるかないか、それから、先ほど若干の値下げを御説明になりましたけれども、こうしたものでさらにお考えの部分はないかどうか、こういうところをお伺いしておるわけです。

○倉成國務大臣 いま、政府でと/or>お話をたるものですから、政府所管物資の小麦を一例挙げたわけござりますけれども、当面、いますぐ政府所管物資で引き下げというところは、現在のところございません。

○西中委員 やはり消費者物価が八%、九%という高水準の現在でござりますから、この為替差益を還元させる、これは関係団体にも要請をされているようですが、それで、何といつても、政府がみずから関与している物資について値下げをするという姿勢がやはり一番基本であるし、そうでなければ協力を要請してもそれは迫力のないものになる。そういう点で、いまも小麦のお話をお出しになりましだけれども、もちろんこれは農林省の所管でござりますのでなんぞございます

が、同時にまた、物価問題としても経企庁として農林省の所管でござりますのでなんぞございます。が、いろいろと考え方というものはあると思います。

そこで、まず小麦の円高差益、これは五十二年度ではどのくらいになるか、農林省の方から御説明をいただきたいと思います。

○小野説明員 円高差益というお話をござりますが、円高問題のほかに、国際価格の動向がむしろ円高問題よりは大きな影響を持ちますので、両方あわせまして御説明申し上げたいと思います。

最近の輸入麦の買入れ価格は、国際価格が底値圏と見られます、低迷いたしております。

方、円高基調ということもありまして、政府の買入れ価格が予算価格を相当に下回っているといふことでござります。

今後どうすることになるかということでござりますが、これはなかなか的確な予想というのはむずかしいわけでございますが、たとえば国際価格の問題でござりますと、アメリカでは生産調整を行なっておられるとか備蓄を増強するとかいう動きがござりますし、また、ソ連、中国等が不作でございまして、相当大量の買付けに入っているという情報も入っております。また、そういう国際価格がどうなるかということを的確に見通すことは現時点でもむずかしいわけでございますが、最近までの買入価格の動向、これを踏まえましてあえて試算いたしますと、全体でございますが、予算に対比いたしまして約六百三十億程度の損益の変動があるのではないかというふうに考えております。そのうち円高の分というのは約百五十億円程度ではないかというふうに私ども見込んでおります。

○西中委員 それは、いまの説明は差し引きした上の話だと思うのですけれども、これはひとつおきまして、長官は急がれておるようですから。この問題については農林大臣としては据え置きを示唆するような発言も一時はありました。ですから、国民の感情から言つてもいまの説明は私はちよつとおかしいと思いますけれども、現実にかなりの差益が出ておることは事実でございますから、確かに麦価の決定は米価の決定と関係するんだとはいうものの、明らかに大変な円高差益が出ておる、こういう中でこの小麦の問題、長官としては値上げをすることについては慎重であらねばならないし、また同時に、これだけの差益が出ておるのだから、当然国民感情から言つても上げない方がいいのじやないか、私は、物価問題として、長官の立場から言えばそういうお考えが至当ではないかというふうに考えておるのでありますけれども、長官どうでしようか。

○倉成國務大臣 ただいまの点、ただいまの御質

問もよく踏まえて、農林大臣とよく御相談をいたしたいと思います。やはりどういう処置をするにしても、国民によくわかるように説明をすることが必要だと思います。

○西中委員 それでは長官、上げねばならないと立場にお立ちになつておりますか、それとも値上げをしなくてもいいのじやないかというような立場に立つておられるか、その辺はどうでしょうか。

○倉成國務大臣 これは食管法もございますし、所管大臣が農林大臣でござりますから、私がここでとく申すのはいかがかと思いますが、私の顔を見てひとつ御判断をいただきたいと思います。よく御相談いたします。

○西中委員 最後に長官に、また話は飛ぶのですけれども、石油製品の値下げ、これはどういうよう具体的な措置を講じようとなさつておるか、お伺いしたいと思うのです。前提になるお話をいろいろしなければなりませんけれども、最後の質問ですから。

長官の今までの質疑の中でのお答えによりますと、卸売物価に反映しているというようなこともしばしば言られておりまし、これから時間はかかる、経過措置はあるけれども消費者物価にやはり差益というものが響いている。こういうお話をされておるわけです。ですから、まず最初に、石油製品の値下げ、これについてはどうお考えか、第一番目は、いつごろこの円高差益が消費者物価に反映するのか、その辺のところの判断をお伺いいたしたいと思います。

○倉成國務大臣 石油の大口の需要者、たとえば電力業界であるとか鉄鋼業界であるとか、これは十分力を持っていますので、当事者同士の話し合いで価格が決められかかるべきだ、政府がこれにくちばしを入れるべきではないという考え方を持っております。ただ、消費者サイドの石油の問題等については深い関心を持つておるといふところでございます。それから卸売物価への波及でございますが、こ

れは全体としてどう響いていくかということです。それが、その卸売物価がどういう原因でどの物資によって下がつたか、たとえば卸売物価を構成している中の生産財で下がつた場合と消費財等で下がつた場合には非常に波及効果が早くで、数ヵ月で出てくるということでございますが、そのほかのものでありますと、もう少し時間がかかるてくるということではなかろうかと思います。

○西中委員 それでは長官、結構です。

○少しもとに戻りますが、農林省にお伺いします。

五十二年度の小麦の輸入数量はどれくらいで、それにはかかる差益はどれくらいなのか、お答えをいただきたいと思います。

○小野説明員 小麦の輸入量は、食糧用でござりますが、約四百三十万トンでございます。

それから、その小麦に係る損益変動、先ほど六百三十億と申し上げましたのは麦全体でござりますが、約四百三十万トンでございます。

そこで、小麦だけ申し上げますと、ちょっと恐縮でございます、いま手元に麦別のがございませんので、大麦を含めまして六百三十億の損益変動

ます、いま手元に麦別のがございませんけれども、小麦だけ申し上げますと、一ちょっと恐縮でございます、いま手元に麦別のがございませんので、大麦を含めまして六百三十億の損益変動

ます、いま手元に麦別のがございませんので、大麦を含めまして六百三十億の損益変動

○西中委員 四百三十万トン、六百三十億円の差益であります。もちろん小麦の国際相場が上昇しているというようないろいろの事情はあるかと思いますけれども、私は、先ほど経企庁長官に申し出たおつたのは、そういった意味でこれから考えておいたければならない、このように思うわけでございます。

○西中委員 昨日の石連会長の記者会見では、「灯油値下げを示唆」し、「小売り補助金ふやす形で」値下げをしたい、する、こういった意味の示唆があつたわけでござりますけれども、こういう業界の意向が出ておる中で、問題はやはり通産省としての指導というものが大きくなること思ひます。業界への世論、そして莫大な差益というものを持つておるこの現状からいへば、少なくとも国民が納得できるような形を指導していかなければならぬのは当然だと思うのです。こういふ石連会長の発言があるわけでござりますけれども、現在、通産大臣としてはどういうお考えであるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○田中國務大臣 特に灯油という銘柄についてのお話でございますが、この問題につきましては、四つの情勢を勘案いたしまして慎重に考えております。

政府委員からお答えいたします。

○橋本(利)政府委員 家庭用の灯油につきましては、私たちの方も、かねがね価格的に量的に安定供給をいたしたいということで指導してまいりましたが、この考えに変わりはないですか。

○田中國務大臣 石油の問題は、各銘柄が全部相關関係を持っております関係から、単一銘柄のもの検討と違いまして、なかなか容易でない面がございます。私が先ほど申しておりますことは、何しろ輸入の大宗をなしております鉱物油燃料の問題であります。これに大きな差益が出ておることは事実であります。これがまた原料に使われております面、あるいはさらに電力等におきましての生産の面とか、いろいろな問題がございます。そういうふうな問題やらガソリンやらいろいろの問題と相関関係を持つておりますので、われわれといましましては、あるべき方向はこの差益を国民に還元しなければならない、こういうふうに常時考えております。と同時にまた、ドル価格の不安というふうなものが、逆に言いますとOPECの石油価格の再値上げというふうな問題が巷間伝えられておつたりなんかいたしまして、この油の問題は簡単には明確に申し上げられない状態にござります。

○西中委員 昨日の石連会長の記者会見では、「灯油値下げを示唆」し、「小売り補助金ふやす形で」値下げをしたい、する、こういった意味の示唆があつたわけでござりますけれども、こういう業界の意向が出ておる中で、問題はやはり通産省としての指導というものが大きくなること思ひます。業界への世論、そして莫大な差益というものを持つておるこの現状からいへば、少なくとも国民が納得できるような形を指導していかなければならぬのは当然だと思うのです。こういふ石連会長の発言があるわけでござりますけれども、通産省としてはそれでもなお慎重な構えでおられるのかどうか。むしろ積極的にこういう方向で御指導なさるのが私は筋ではないかと思いますけれども、どうでしようか。

○田中國務大臣 なお詳細につきましては、担当

政府委員からお答えいたします。

○橋本(利)政府委員 家庭用の灯油につきましては、私たちの方も、かねがね価格的に量的に安定供給をいたしたいということで指導してまいりましたが、この考えに変わりはないですか。

○西中委員 たとえて言いますと、これは参議院予算委員会の話でございますけれども、下げる方向で検討するという御答弁がありますけれども、この考えに変わりはないですか。

○田中國務大臣 石油の問題は、各銘柄が全部相關関係を持つております関係から、単一銘柄のもの検討と違いまして、なかなか容易でない面がございます。私が先ほど申しておりますことは、何しろ輸入の大宗をなしております鉱物油燃料の問題であります。これに大きな差益が出ておることは事実であります。これがまた原料に使われております面、あるいはさらに電力等におきましての生産の面とか、いろいろな問題がございます。そういうふうな問題やらガソリンやらいろいろの問題と相関関係を持つておりますので、われわれといましましては、あるべき方向はこの差益を国民に還元しなければならない、こういうふうに常時考えております。と同時にまた、ドル価格の不安というふうなものが、逆に言いますとOPECの石油価格の再値上げというふうな問題が巷間伝えられておつたりなんかいたしまして、この油の問題は簡単には明確に申し上げられない状態にござります。

○西中委員 昨日の石連会長の記者会見では、「灯油値下げを示唆」し、「小売り補助金ふやす形で」値下げをしたい、する、こういった意味の示唆があつたわけでござりますけれども、こういう業界の意向が出ておる中で、問題はやはり通産省としての指導というものが大きくなること思ひます。業界への世論、そして莫大な差益というものを持つておるこの現状からいへば、少なくとも国民が納得できるような形を指導していかなければならぬのは当然だと思うのです。こういふ石連会長の発言があるわけでござりますけれども、現在、通産大臣としてはどういうお考えであるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○田中國務大臣 特に灯油という銘柄についてのお話でございますが、この問題につきましては、四つの情勢を勘案いたしまして慎重に考えておりま

るべきじやなかろうか、こういう感じでござります。

第二段の問題いたしまして、先ほど大臣もお答えいたしましたように、円レートの推移、現在二百五十四を割つておるといふものの、これはまだせいぜい一月かその前後のものでございまして、もう少し定着の関係を見るとか、あるいはカラカスで行われる十二月のOPEC総会、こういつたものを見て対処していくべき、かよう考へておるわけでございまして、御指摘の石連会長の発言なるもの、私も新聞を通じてしか知り得ないわけでございますが、どういう意味合いをもつて言つておるか、見方によれば、物の価格というものは需給バランスで決まるんだというよりもこれまでし、いかよくな解説も、聞く人、とる人によつて若干ニユアンスも変わつてくるかと思いまが、私たちといったましては、冒頭に申し上げましたように、できるだけ量的に価格的に安定供給、安定確保いたしたいという立場において今後の灯油価格等についても厳正に対処してまいりたい、あるいは物価の動向の推移等をながめながら善處いたしたい、かよう考へておるわけでございます。

○西中委員 少なくとも業界でこうした雰囲気といふ、これあつての石連会長の御発言だと思うのです。その点を踏まえて、大臣としてはできるだけ国民の期待にこたえるようにしていただいときたい。

○田中國務大臣 もちろん業界全体もそのような御意見であると同時に、われわれも、国民の願望といつしまして、差益の還元ということは当然考えたい、かよう考へております。

○西中委員 公取委員長さんにお伺いをしたいのですが、今まで円高差益の問題について若干質疑をいたしましたけれども、公取としても、消費者への還元という点については、それ相応の努力を期待しておるわけでござります。特に並行輸入の促進、これはこれからどういうようにお考へに

なつておるのか、具体的な考へがあれば御説明を

いただきたいと思います。

それから、そのほか公取としてできる措置、こういうものがあれば御説明をいただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 円高に伴う為替差益の還元でござりますが、この問題につきまして公正取引委員会としてタッチし得る問題点いたしましては、いま御指摘がございました並行輸入を阻害するような条件を取り除くということであろうかと思ひます。

御承知の通りに、輸入総代理店契約を締結いたします場合には、その内容を公正取引委員会に届け出をすることになつておりますが、この制度はまだ必ずしも十分一般的の経済界に定着しているとは言いにくいのでございまして、間々届け出を忘れる事例もございます。したがいまして、今回問題が起つこりましてから当委員会としては検討いたしまして、十一月二日付で、消費財を輸入いたしております事業者団体二十四団体に対しまして、

契約の届け出を行つていなない事業者があれば直ちに届け出をするようにといつて經濟部長名の通達を出しております。さらに、従来の事例では、輸入代理店契約の中に並行輸入を阻害するような条項がございまして、その削除を命じた例も相当数ござります。

より具体的には、最近の並行輸入の実態につきまして一応把握するために、百貨店、スーパー等約十店舗について聞き取りの調査をいたしております。詳細は經濟部長からお答えを申し上げさせますが、大体の感触といたしましては、最近では輸入総代理店等から並行輸入を不當に阻害されるような事実はどうもないようでござります。

それから、並行輸入は四八年ごろから活発化してまいつておりますが、どうも最近の状況では、供給の安定性に欠け、あるいはまがいものが混入するということがあるようでございまして、必ずしも最近は並行輸入が活発に行われているとは見にくくといふのが少なくとも十店舗から聽取した

結果でござります。

○妹尾政府委員 お答えいたします。

調査の状況は、いま委員長が御説明したことによりつけ加えることはないのでござりますけれども、まだ完全に結果を整理しておりませんので、経団連、商工会議所等に出向いていろいろ懇談をいたしておりました内容が、一部手違ひ等がございまして外に出まして、定例の記者会見で記者団の質問に対しても私がお答えをしたわけでございます。

それから、輸入総代理店契約のチェックの状況でござりますけれども、最近の状況を簡単に御説明いたしますと、四十八年度で輸入総代理店の契約件数は九百五十五件ほど届け出がございましたが、その中で、並行輸入の関係で問題の条項があるということでは正方の指導をいたしましたものが四十七件、四十九年度七十件と、四十八年、四十九年はかなり多かつたのでござりますが、その後多少減少が減つておりますが、その後五十年度二十七件、五十一年度二十五件、こういうふうな状況でございます。

○西中委員 先ほど長官の都合で、こちらもちょっと急ぎまして質問が飛んだわけですが、輸入団体、流通団体に対する協力要請をされて、昨日この報告を受けられたと先ほどお話をあります。これかまとまるのはいつころになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山口(和)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだ回収されていない、報告されていない団体が数件ございます。その状況を確認いたしまして、全体の取りまとめにはやはり十日ぐらいかかるのではないかと思います。

○西中委員 次に、公正取引委員長にお伺いいたします。

九日の記者会見で、独禁法で設備廃棄の不況カルテルをやれるかどうか検討しているが、これは可能だと考へるという発言をされているようでござりますが、まず御真意をお伺いしておきたいと思います。

この問題につきましては、私は個人の考へと言つてはならないと考へておるわけあります。

こういう意味で、これは私個人の考へと言つても、結果として独占、寡占が進行するといつても、結果として独占、寡占が進行するといふことになつてはならないと考へておるわけあります。

こういう意味で、これは私個人の考へと言つては若干の疑問を持つてゐた方がよいのではないかといつて考へ方を持つておるのです。しかし、現行法で設備廃棄のカルテルが可能であるかどうかについては若干の疑問を持つてゐることも事実でございます。その辺はどうお考へなのか御説明をいただきたいと思います。

○橋口政府委員 私どもが、公正取引委員会の中、設備の共同廃棄につきまして現在の独占禁止

法が有効に作用し得るかどうかという検討を開始いたしました動機と申しますか契機といったまでは、いまお示しがございましたように、一般的な不況状態、つまり短期的な景気循環過程に生じた不況状態を脱出するためには、不況カルテルを認めることができるというのが独禁法の規定でござりますが、仮にそういうふうに限定をいたして考えますと、景気循環に基づく需給のアンバランスよりもっと深刻な状態である構造的な不況状態に独占禁止法が適用し得ないということは、論理上むしろおかしいのではないかという感じがしておるわけでございます。

ただ、いままでには公正取引委員会の運用の方針としましては、いま先生おっしゃいましたように、どちらかと申しますと、短期的な不況状態脱出のための緊急避難的なカルテルに自己制限をいたしておりますわけでありまして、これは公正取引委員会が自己に課した制約条件であるというふうに考えておるわけでございます。

具体的に申しますと、法律の文言として、「設備の制限」という事項がございます。カルテルの内容として、生産数量とか販売数量の制限のほかに、設備の制限という規定がございますが、その文言の制限の中に廃棄なり処理が入り得るかという法律問題がございますので、この点につきましては、政府の内部で、通産省当局とも相談をいたしておりますし、法制局とも相談をいたしておるわけでもあります。しかし、法律上の障害がないということであれば、論理上は、一般的な不況状態よりも深刻な構造不況種の不況脱出のために独占禁止法が有効に作用し得ないということは本来おかしいのではないか、こういう感じを持っておるわけでございます。

○西中委員 端的に申しますと、そういうお話を、公取としてはほぼ現行法で可能ではないかというお考えである、こういう意味でございますか。

○橋口政府委員 端的に申しますと、そういうこ

とでございます。

○西中委員 そういう立場に立ちますと、西ドイツの独禁法、こういう点についてみますと、設備廃棄カルテルが認められておるようございますが、実際の運用実績は少ないと、いうようなこともありました。そこで問題は、需給の見通しをどのようにするか、こういうところに公取としてはかかるべくのではないか、こう思うわけであります。現行法で仮に可能であるとしても、したがってその運用、これはきわめてむずかしいのではないか、このよううに私は判断をするわけであります。委員長の御意見をお伺いいたしたいと思います。

○橋口政府委員 西独のカルテルは、御承知のように、構造的不況カルテルでございまして、特定物資につきまして需要が永続的に低下いたしまして場合のみカルテルが認められるということです。さつき申し上げましたように、構造的な不況業種にに対する措置としても包含をしているのではない、か、こういう考え方を申し上げたわけであります。が、後段の需給の見通しというところが、まさに御指摘のようだに大変な難問でございまして、そういう難問がありますために、先ほど来申し上げておりますように、ここ十年間は、公正取引委員会としては、運用方針として、一般的な短期で問題の解消をするために、先ほど来申し上げておつたのではないかと私は思うわけでございます。

したがいまして、まさに御指摘の点が一つのハードルでございまして、そういう点につきましてもさらに検討を深める必要があると思います。しかし、仮に将来構造的不況カルテルを認める場合にも、需給の長期見通しにつきましては、これは産業官庁と十分相談をしてお力をかりる必要もございますし、そういうことを申し上げるつもりは毛頭ございません。なおり合せの最中ということでございま

○西中委員 (武藤嘉) 委員長代理退席、林(義) 委員長代理着席)

○西中委員 これに対して通産省の方は、報道によりますと、構造不況問題は産業政策、この土俵の上で取り扱うべきものである、こういうようなことが言われているようでございます。その一つの背景として、昭和四十一年に、通産省と公取との間で、近い将来の需給関係の影響を与えない設備投資調整や設備の廃棄は独禁法上の問題としない旨の覚書を交換したようになつておるようでございます。この点はどうなのか。私は、この覚書は合併あるいは投資調整に関してのものであるというような認識でおるわけでございますけれども、公取委員長の御見解をお伺いしたいと思いま

す。

○橋口政府委員 いまお話がございましたのは、昭和四十一年の通産省次官と公正取引委員会事務局長との間の往復文書のことであろうと思いますが、これは昭和四十一年の十一月二十四日でござりますから、まる十一年を経過いたしておるわけであります。これは、当時の資本自由化、開放経済体制の到来に伴つて、日本の産業の国際競争力を強化するために、むだな投資あるいは重複投資を避けるという投資調整といふことが、いわば前向きの措置としての投資調整ということが往復文書の主な内容をなしておると思います。それに加えて合併についての基準、企業の大型化を要請する経済情勢の変化に即応しての合併の条件ということを決めておるものだと思ひます。そのほかに、おつやいますように、設備の処理につきましても、廃棄につきましても、投資調整と同じように取り扱うという文言が入っております。ただ、これは通産事務次官と事務局長との間の往復文書でございまして、当時の事情を調べてみますと、これは公正取引委員会でも検討いたしました。たゞ、これは通産事務次官と事務局長との間のことでござりますから、これは委員会として関知しないということを申し上げるつもりは毛頭ございません。ただ、申し上げましたように、何分にも十一年

○西中委員 ともかく、現在非常に円高、そして、われわれといたしましては、この論理の問題よりも実際に途炭の苦しみをいたしております。しかし、ただいまの構造不況の問題は、何といふにしても深刻な当面の日本の経済の問題であります。それで、われわれといたしましては、この論理の問題よりも実際に途炭の苦しみをいたしております。

○西中委員 ともかく、現在非常に円高、そして、不況、こういう深刻な状況が重なつておるわけでございますが、その対策は急務でござります。業界によつては設備廃棄も避けられない、これは私も十分認識をしております。だからといって、将来

禍根になるような、弊害になるような処置も慎まなければならぬことは言うまでもございません。不況下、独禁法をどう運営していくか、こういった問題を委員長さんにお聞きしたい、こういふように思います。

同時にまた、委員長にお伺いしたいのは、十二月二日に施行される改正独禁法の運用に関してでございますけれども、独占的状態にある事業分野として、当初九業種を挙げておられました。これに新たに十九業種を追加し、また、同調的値上げの報告対象業種として八十五業種を挙げていますけれども、これを全面的に洗い直すと言われています。こうした、いわば見直しといいますか、そうしたこの理由は一体どういうところにあるのか。

それから、その他改正独禁法の施行準備の進捗状況はどういうようになっておるのか、この辺のところを御説明いただきたいと思います。
○橋口政府委員 お答えいたします前に、先ほどちょっと落としましたので、補足をさせていただきたくと思いますが、十一年間で大変大きな情勢の変化があつたということを申し上げたのでございますが、実はそのほかに、いまちょうど御質問ございました改正独禁法が施行になりますと、設備制限、設備廃棄等の行為がございまして、その結果商品価格に影響を及ぼしますような場合には課徴金が課されるわけでございますから、これは今までと全く違った事態でございまして、業界とともに不安定な状況のまま行為を行うということも不便が多いのではないか、そういうカルテル規制の強化というのも背景になつていて、むしろ御教示を得たいと思うわけでございますが、最初の方の御質問にございましたように、不況から脱出した後にカルテルマインドと申しますのは大変むずかしい問題でございまして、むしろ御教示を得たいと思うわけでございますが、最初の方の御質問にございましたように、不況から脱出した後にカルテルマインドと申しますか、カルテル体質が日本経済の中に残つて、経済の若さとかあるいは活力とかを失わしめるという

ような策はとるべきでないという基本的な考え方を持つておるわけでございます。しかし、今日のような異常な経済の停滞の状態が長期間続いてまいりますと、いろいろな問題も出てまいりますので、日本経済が全体として減速経済過程に軟着陸するのを、独占禁止法の立場から側面的にお手伝いするという面も必要であるというふうに考えておりますので、基本的に競争体質というものを残しながら、いかにこの事態に適切に対処していくか、これは前々回の委員会で申し上げましたが、独占禁止法の運用につきましては、寛容自在によろしきを得ると申しますか、寛容ならず厳ならず、適正な、また厳正な運用をすべきであるというふうに考えておるわけでございます。

それから、改正独禁法の準備の状況でございますが、これは一応の目標としましては、十一月二十日ごろまでに政令、府令、規則、運用基準、ガイドライン等につきまして成案を得て一般に公表いたしたいというふうに考えておりますが、もう残すところわずか十日ほどでございまして、あるいは二十日より少しおくれるという感じも出てまいしております。いま精力的に関係各省や民間の方々と意見の調整をいたしております。

その中で特にお話をございましたのは、事業分野に関する独占的状態のがイドラインでございますが、これは、ことしの四月に国会に提出をいたしました事務局試案では御指摘のように九業種と、それから十九業種になつておるわけでございまますが、その後いろいろ検討いたしております。これは政府としては当初輸入対策七億ドル、それからその後の話として三十億ドル、さらにはまたきのうは統一見解なるものが出てまいりました。これからその後の話として何をしていくのだろうといふ感じを非常に深くいたしておるわけでございまして、この点については何をしていくのだろうといふことをつけ加えさせていただきたいと思います。

それから、不況下における独占禁止政策の運営というのには大変むずかしい問題でございまして、むしろ御教示を得たいと思うわけでございますが、最初の方の御質問にございましたように、不況から脱出した後にカルテルマインドと申しますのは、大変むずかしい問題でございまして、むしろ御教示を得たいと思うわけでございますが、最初の方の御質問にございましたように、不況から脱出した後にカルテルマインドと申しますか、カルテル体質が日本経済の中に残つて、経済の若さとかあるいは活力とかを失わしめるという

いうふうに考えてまいりますと、現状において独占的状態の市場構造要件に該当するというふうに断定するものと、将来独占的状態の市場構造要件に該当する可能性があるものとを、合わせて一表にまとめて表現した方が現状によりよくマッチするのではないか。入手いたしました資料と申しますてもおのずから限界がございますし、さらに調査を深める必要もございますので、暫定とは申せませんが、現状における表の形式としては二種類に分けない方がないのではないかというのが、最近までの検討の結果でございます。

それから、同調的値上げの対象品目も、国会に提出いたしましたのは、そのとき得られた資料に基づきまして、これはたしかお断わりしてあったと思いませんが、輸出入関係の調整をいたしておりませんので、これを調整いたしますと八十数品目というものはかなり減つてくるのではないかとう予感を持っておるわけでございます。さらに資料を調整する必要もございますが、これもできれば同時に発表いたしたいと考えておるわけでございます。

○西中委員 公正取引委員長への質問は以上で終わりでございますので、お引き取りいただきて結構でございます。

次に、円対策の緊急輸入についてお伺いいたしたいと思います。

これは政府としては当初輸入対策七億ドル、それからその後の話として三十億ドル、さらにはまたきのうは統一見解なるものが出てまいりました。これからその後の話として何をしていくのだろうといふ感じを非常に深くいたしておるわけでございまして、この点については何をしていくのだろうといふことをつけ加えさせていただきたいと思います。

○西中委員 石油の備蓄はいま三・一億ドルといふ話でございますが、どれくらいの量で、設備はこれを収容し得るのかどうか、その辺はどうですか。

○橋本(利)政府委員 原油の積み増し三百六十万キロリットルと申しますのは、過去における在庫の最高レベルが原油にいたしまして六十四百五十万キロリットルであったわけでございますが、ことしの八月末の在庫水準が六千九十万キロリットル、そういうふた八月末の在庫水準から過去最高の時点まで積み増しをいたしたい、こういうことで指導してまいつたわけでございます。現在、九月末時点の統計しか出ておりませんが、これが約

ます黒字減らしの緊急輸入であります。原油にいたしまして年内に三百六十万キロリットルの積み増しをいたしたい、これが約三億一千万ドルになります。それから非鉄金属であります。これは年度内に備蓄の拡充によります間接輸入の増でございますが、一億ドルでございます。それからウランの関係は、年内に原子力発電のウラン鉱石の購入等々でありますと、約一億三千万ドル、ナフサの関係は年度内に約百五十分キロリットル程度の輸入数量の増、これが一億四千万ドル、これで大体六億八千万ドル、さらにこれ以外にも買えるだけ買いたい。なお、この銘柄以外におきましても、将来にわたりましてただいま備蓄した方がいいものにつきましてはさらに検討いたしたい、かようて考えております。

○西中委員 通産省としておよそ六億八千万ドル、こういうことでございますが、このほか現時点において何か別なものをお考えであるかどうか、その点はどうでしょうか。

○田中国務大臣 これはいろいろと検討をいたしております中最中であります。まだ申し上げる段階でございません。なおまた、交渉相手のあることあります。ななかむずかしい交渉でございます。

○西中委員 通産省としてまだ申し上げる段階でございません。なおまた、交渉相手のあることあります。ななかむずかしい交渉でございます。

○西中委員 石油の備蓄はいま三・一億ドルといふ話でございますが、どれくらいの量で、設備はこれを収容し得るのかどうか、その辺はどうですか。

○橋本(利)政府委員 原油の積み増し三百六十万キロリットルと申しますのは、過去における在庫の最高レベルが原油にいたしまして六十四百五十万キロリットルであったわけでございますが、ことしの八月末の在庫水準が六千九十万キロリットル、そういうふた八月末の在庫水準から過去最高の時点まで積み増しをいたしたい、こういうことで指導してまいつたわけでございます。現在、九月末時点の統計しか出ておりませんが、これが約

リットル程度までになつておるのではなかろうかと思ひますので、十一月末時点におきましては、過去最高の六千四百五十万キロリットルまでの積み増しは可能である、かように考えております。

タンクの容量でございますが、これは原油と製品あるいは半製品合わせまして、かれこれ一億キロリットル程度あらうかと思います。したがいまして、六千四百五十万キロリットルというのは、それに対して六四%ということになるわけでございますが、通常、タンクを効率的に動かせるためには、いわゆる回転数と申しますか、備蓄率が五〇%というのが普通でございます。過去におきまして、六千四百五十万まで原油あるいは製品等で備蓄いたしました時点におきましては、むしろタンカーが沖合いで時間待ちをしなければいけないといったような問題があります。あるいは製品、半製品が過去の最高時点におきましては、むしろ今度は輸油所の稼働に支障を来すといったようなことでもござりますので、私たちいたしましては、

過去最高の原油換算六千四百五十万キロリットルというのが原油タンクにおける最大可能な積み増し量、かように考えておるわけでございます。
○西中委員 そうすると、当面これ以上の積み増しは不可能であるということでございますね。
○橋本(利)政府委員 御指摘のとおりでございます。
○西中委員 この備蓄に要する資金、膨大なものでございますけれども、そのめどは立つておるのをございますか。
○橋本(利)政府委員 これはコマーシャルベースの積み立てでございますので、関係企業といたしましては、市中から調達いたすものと考えております。御承知のように、市中金融はやや緩慢でございますので、その資金調達は可能だというふうに考えております。

○西中委員 一部ではタンカーによるところの備蓄と言われておりますけれども、その経過はどういうようになつておりますか。

それから、原油を積んだタンカーをもしも実現

を図るをするならば、そのタンカーの係船場所、こういったものは一体どうなるのか、この辺について御説明いただきたいと思います。
○橋本(利)政府委員 タンカーによる備蓄につきましては、昨年来私の方で、今後の石油の備蓄増強の一つの方法論として基礎的な研究をやってまいりましたが、昨今の情勢から急いで実現に移せないかといつたようなお話をございまして、現在関係の各省庁と話し合いを進めておるということでございます。

御指摘のように、係留地点をどこに求めるかと

いた立地上の問題のほかに、安全防災対策の問題、あるいは経済的な問題といったようなことも

当然検討いたさなければならないわけでございます。現在鋭意そういう面につきまして関係の省

庁と詰めておるということでございます。したが

いまして、具体的にどこに係留するかということ

まで、まだ至つておらないというのが実情でござります。

○西中委員 そうしますと、大体めどはいつごろ

に置いておられるのか。それから同時に、これだけの備蓄をすることについては、商社なりまた石油会社なりがどう考えているのか、その辺のこと

ろはどうでしようか。

○田中國務大臣 この問題は、わが国いたしましてぜひやりたいケースでありまして、いろいろと障害がありましても、あるいはまた交渉の経過

もござりまするが、できるだけこの問題を速やかに解決いたしたい、かように考えております。

○橋本(利)政府委員 めどにつきましては、ただいま大臣からお答えがあつたわけでございます。

○西中委員 緊急輸入の問題でございますから、この三・一億ドルについてはもう手当は終わつておるという意味でございますか。その点はどうでしようか。

それから、この分は来年度るべきものを前倒しにしたのか、別枠としてお考えなのか、その辺のところをお教えいただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 御承知のように、石油の輸入に当たりましては、いわゆる輸入ユーランスといふ問題もござりますので、決済は三ヵ月ないし四ヵ月先にならうかと思いますが、この点につきましては、先ほど申し上げたように、市中金融で十分達成できるものと考えております。

実はこの問題は、先ほど申し上げましたように考えております。

○西中委員 一部ではタンカーによるところの備蓄と言われておりますけれども、その経過はどういうようになつておりますか。

それから、原油を積んだタンカーをもしも実現

はございませんが、ただ、先ほど申し上げましたように、陸上タンクではもういっぱいございましたので、これ以上に積み増しを必要とするならば、やはり海上備蓄だとタンカー備蓄などに頼らざるを得ないというのが実情ではなかろうかと思うわけでございます。

やり方として考えられますのは、一つは、民間ベースで備蓄するかどうか、それから二つ目には、さもなければいわゆる政府備蓄と申しますか、石油開発公団に備蓄させるかどうかという問題がござります。

これはいずれにもメリット、デメリットがございまして、実は民間でやる場合には、いわゆるコマーシャルベースではなかなか進み得ない点もあるかと思いますので、それなりの国としての助成が必要とする問題であろうかと思います。それから、公団による備蓄の場合には、これは当然のことございますが、石油開発公团法の改正といふ問題が出てまいるわけでございます。

そういった問題を踏まえながら、われわれといつた、この問題は、わが国いたしましてぜひやりたいケースでありまして、いろいろと障害がありますが、できるだけ早くこの備蓄のめどを立て、現実に備蓄をいたしてまいりたい、かように考えております。

○西中委員 緊急輸入の問題でございますから、この三・一億ドルについてはもう手当は終わつておるという意味でございますか。その点はどうでしようか。

それから、この分は来年度るべきものを前倒しにしたのか、別枠としてお考えなのか、その辺のところをお教えいただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 御承知のように、石油の輸入に当たりましては、いわゆる輸入ユーランスといふ問題もござりますので、決済は三ヵ月ないし四ヵ月先にならうかと思いますが、この点につきましては、先ほど申し上げたように、市中金融で十分達成できるものと考えております。

それから、この六千四百五十万キロリットルまでの積み増しにつきましては、今後冬場における積極的に関係企業に働きかけておるという段階でござります。

需要にかなりのものが向けていかれるだろうと思ひます。ですが、御承知のように、昨今、石油製品一般について需給が緩慢になつてきておるわけでございまして、かような指導と申しますか、行政の方針といふものを打ち出さない場合、むしろ原油輸入が削減されてくる。したがつて、それだけのまま黒字がふえてくるという可能性もあるわけでございますので、あくまで緊急対策として、過去の積み上げ実績の最高レベルまで積み上げることによって、本来ならば減るであろうところの輸入、したがつて外貨支出をこの程度までは維持したい、こういう観点で指導してまいつておるわけでございます。

○西中委員 次に、ウランの問題についてお伺いします。

これはアメリカとの交渉が行われていて、聞いておりますが、その進展状況はどうのようになつておりますでしょうか。

○橋本(利)政府委員 緊急対策として実施いたしましたウラン鉱石の輸入につきましては、さきに日本原子力発電とアメリカのラッキー・マックウラニウム社との間で一千四百三十三ショートトン、金額にいたしまして一億二千六百万ドルになるわけでございますが、この購入契約がすでに九月中に締結を終わっております。これに対する支払いといたしましては、十一月十五日と十二月二十日ぐらいたしまして、予定いたしておりますが、この資金につきましては、輸銀から七〇%、金利六%の融資を活用いたしましたが、この案件のほかに、世界あらゆる地域といふ言い過ぎかもしれません、ウランの供給可能性能のある地域にわたりましてそれぞれの電力会社が交渉を進めておる、こういう段階でございます。

○西中委員 この問題については、新聞等で日本の姿勢についていろいろな批判があるというような報道がなされております。たとえて言うと、アメリカではその核政策上また安全保障上いろいろな施策を推進しておるわけでございますが、アメリカ側から抗議があつたというような報道もある

わけですが、その辺の経緯はどうなつておるでしょうか。

○橋本(利)政府委員 アメリカにかかわりませず、今後各国とウラン鉱石の輸入交渉を続けていく、ただし、これはそれぞれの電気会社がやるわけでございますが、そういった場合に、いま御指摘の安全保障としての問題の指摘よりも、やはりウランの需給状況に対する影響といったような面が多いんじやなかろうかというふうに私は考えておるわけでございます。もちろん安全保障につきましては、御承知のように、INFCEP等で別途核拡散防止のためのあらゆる検討を国際的にやろうという組織が発足いたしておりますので、その問題はそちらの方での検討でございまして、本件につきましては、需給事情からの意見があるとするならば、むしろそういう面からの意見ではなかろうかというふうに私は受けとめておるわけでございます。したがいまして、アメリカから正式に抗議があつたとかなかつたといったことは現在ございません。

○西中委員 非公式で内々にそういういたものが

あつたのかどうか、その辺はどうでしようか。

それから、いま市場としてはむしろ売り手市場、

こういうことでございますが、こういう中でス

ポット買いを進めるということは世界の批判を浴

びないかどうか、その辺の判断はどうでしようか。

○橋本(利)政府委員 抗議といったものは、正

式、非公式いずれを問わず、私たちは耳にいたしません。

それから、売り手市場におけるこういった買付

けはどうかということにつきましては、それが

一挙に大量のものになる場合には問題も発生する

かと思いますが、各國はいろいろな目で見ておる

と思います。たとえば、自分の国にも買付けに

來たらどうかといったような感触のものもあるん

だろうと思いますし、あるいは買あさられては

また価格引き上げにつながるんじやなかろうか、

特にスポット物についてはそついた傾向もござ

いますので、そういういた意見はあるうかと思いま

すが、一方で、やはり現在日本が置かれておる貿易黒字の事情等からいたしまして、単純に国益といふ立場じゃなくて、国際的な立場に立つての行動としてわれわれは本件を意識いたしておりますので、ただ御指摘のように慎重に対処していく必要があろうか、かように考えております。

○西中委員 大蔵省にお伺いしたいのですが、

きょうの報道では、関税六十品目一〇%下げとい

う報道がなされておりますが、これはもう固まつておる案でございますかどうか、ちょっとそ

ー大蔵省、来ていませんか。

○澤野政府委員 お答えいたします。

現在、総合経済対策の一環としての対外経済対

策、その中で関税の前倒し引き下げということを

検討いたしてるのは事実でございますけれども、まだ私は、大蔵省の方からはそういうものが固まつたという話は聞いておりませんし、あの報道も私の方からは確認いたしておりませんが、そのことを検討いたしていることは、対外経済対策の一環として事実でございます。

○西中委員 この問題について、自動車、電算機等が出ておるわけでござりますけれども、通産省

としてはどういう見解をお持ちであるか、お伺い

をしたいと思います。

○矢野政府委員 先般の日米高級事務レベル協議

では、アメリカ側からいま御指摘の点は関心が非

常に高いという意思表明があつたわけでございま

す。したがいまして、私は、前倒し問題という中

には、十分そういうことも配慮しなければならぬ

というふうに考えております。

○西中委員 対外経済対策の推進を発表されまし

た中で、残存輸入制限品目、二十七品目の輸入割

り当て枠を拡大する、こういうことが記されてお

るわけでござりますけれども、この点については

どうなつておるのか、具体的にお話をいただきたい

ます。

○澤野政府委員 お答え申し上げます。

○田中國務大臣 お答えいたしました。

残存輸入制限の問題でありますが、政府は、九

月の三日の総合経済対策の一環といたしましての

対外経済推進の問題をいたしましたが、この残存

の輸入制限品目につきましての品目ごとの需給動

様に、この残存輸入制限の品目の緩和という点につきましては、やはり九月三日の総合経済対策の中の一環として対外経済対策の中でもうたつておるものでございまして、これにつきましては、九月の二十日に関係閣僚の間で、その中で具体的に積極的に推進、検討することができるようなものにつきまして確認いたしたところでございます。したがいまして、この残存輸入制限の品目の輸入枠の拡大等につきましては、現在品目ごとに需給枠を勘定いたしまして、輸入枠の拡大等、そういったことにつきまして鋭意検討いたしておりまして、まさに先生のおっしゃいましたように、二十七品目についていろいろと検討いたしておるところでございます。

○西中委員 これは問題がいろいろ多いことでございまして、いま検討中で、この場で発表といふことはむずかしいかと思ひますけれども、かなり日につがつておるわけでございますが、このうちどの程度のものをお考えになつておるのか、全部の品目というわけにはいかないでしようし、特にどういう考え方でいま通産省関係の品目を考えておられるのか、その辺はどうでしようか。

○矢野政府委員 所管ではございません、関連局長として御答弁いたしますが、私どもの方は革及び革製品四品目、石炭というのがございます。しかし、これはいすれにしても日本の社会制度との関係も石炭を除きまして非常に高いものでございまますから、この辺は私どもは慎重に扱いたいとうふうに考えております。

○西中委員 お答えがしごく抽象的なんですが、大臣、この残存輸入制限品目についてのいまのお考え方はどういうところにあるか、御説明いただきたいたいと思います。

〔林(義)委員長代理退席、委員長着席〕

○田中國務大臣 お答えいたしました。

残存輸入制限の問題でありますが、政府は、九月の三日の総合経済対策の一環といたしましての輸入制限品目につきましては、政府委員からお答えいたします。

○西中委員 後でお答えいただくとして、やはり実感的には非常に厳しい状況でござりますから、もつと金利を下げる、こういう声が強いわけです。

できるだけその線に沿つて早急に対処していただきたいと思うのですが、たとえて言うと、神奈川県は年利五ないし五・五%，横浜市は四・五%，こういう発表がされてるわけでございます。やはりここまで下げる、なるほど円高緊急対策のそれなりの効果というものは実感として感ぜられるわけでござりますけれども、そういう点もあわせて、この六・二%を何とか下げるような方向で検討されたい、こういうよう思うわけですが、どうでしょうか。

○岸田政府委員 円高問題が起こりまして後、各産地の実情を調べてみまして、各産地とも新しい注文が非常に停滞しておる、その結果手持ちの受注量が次第に減つておる、これから先どうなるかということを非常に心配をいたしております。各産地からの要望としましては、とりあえず何かのつなぎ金融が欲しいという声を受けまして、先ほど大臣からお話しいたしましたように、十月一日から為替変動対策緊急融資制度というものが発足した次第でございます。

ただ、その運用につきましては、いまお話しございましたように、当初は通常でスタートいたしましたものの、これを特利でやってほしいという声が私どものところにもたくさん参りまして、それを受けまして、実は財政当局ともいろいろ折衝し、その結果六・二%当初三年間、その後六・七%というような形で話がつきまして、十月一日にさかのぼつて適用するということにした次第でございます。

実は六・二%という水準につきましては、この資金の元であります運用部資金コストが六・五%でございまして、これを割るというのはいわば異例の措置でございまして、いまやつております制度としましては、災害等でその例があるのみでございます。なお、従来のケースと比較いたしましても、第一次ドルショック対策のときには六・五%でございまして、それから第二次ドルショック対策が今回と同じ六・二%でございまして、それと比べましても最も低い水準にあるということが言

えだと思います。

策、連鎖倒産の対策、いろいろな問題と、さらに

あわせまして御案内の為替変動の問題につきまし

きたいのは、第一次、第二次ドルショック対策のときには、こういう特利適用の限度が中小企業金融公庫では一千万円でございまして、今回は二千五百万円になっております。国民金融公庫は同じ五百

万円でございます。そういった意味での改善が加えられていること。さらにもう一点といたしまして、今回の貸し付け期間が六年間、そのうち三年間据え置きとなつてある。これは第一次、第二次のドルショック対策が三年、四年でありますことと比べますと、非常に長くなつております。特に

その中で、据え置き期間三年というのはほかの制度にも例のない措置でございまして、三年間は利息だけ返せば元本は返さないで済むというような点は、現地の産地が受けております被害を特に配慮した制度である、かのように考えておるところ

でございます。

○西中委員 特に配慮された部分はわからぬことはございませんけれども、認識として、現状の厳しい状況というものは、地方自治体の融資条件を見てもこれなら政府のお金よりも地方自治体にこういう流れになつてくるのは当然だろうと思うます。ですから、この緊急対策としても、実際実効の上で、むしろこんなものは高いから地方自治体の方がいいやといふことになるのは当然だろうと思うのです。ですから、実際に役に立つようにもう一考される必要があるのじゃないか。ぜひともまたその方向で検討されたいと思います。

○岸田政府委員 政府関係金融機関が貸し出します資金につきまして、相手方が非常に困つておられますときには、やはりその実情を見ながら弾力的に返済条件を考えいくという趣旨でございます。こういった一般的な考え方は、従来からもその旨の指導をいたしておりましたが、特に今回、不況が非常に深刻化しておる、それに加えて円高という事情が加わった、この辺のことを頭に置きまして、返済条件については相手方の実情もよく見て、十分相談に乗るようにということを改めて指示をいたした次第でございます。

従来の実績を見ますと、政府関係金融機関で、一昨年で約三万件の返済条件の変更が行われております。それから昨年が、それがふえまして約四万件でございます。こういう数字からもおわかりになりますとおり、返済猶予の問題についてばかり従来からも強力的にやつてきたことがおわかりいただけるだらうと思います。今後ともそういう方向で指導していくと思つておるところでございます。

○田中國務大臣 構造不況の問題につきまして、われわれといたしましては、地方自治体にもお願いいたしまして、信用補完というふうな特別な措置をとりながら、特に低利な措置いろいろと検討していただいて、同時に、自治体の方におきましても、自分の管下の大企業であり、県民でございますので、知事といたしましても特段の措置を講じられておると存じます。いまのこれら深刻な構造不況の対策あるいはまた倒産防止の対策を特定の分野について講ずることにいたしたわ

けでございます。

御承知のとおり、中小企業金融公庫を例にとり

いうことでござりますけれども、一定のところでは

御承知のとおり、

小売商の方々から、確かに先回の商調法の改正は

ますれば、一番高いときは、基準金利が九・四%という時期がございました。それから八・九%と

いう時期もかなり長く続いておりました。現在の七・六%とかなりの差があるということから、できればこれをひとつ下げてもらいたいという声を受けてまして、八・六%を超える金利については今後一年間八・六%までは軽減をしようという措置を講じた次第でございます。ただこれはいわゆる不況業種について、正常な経営をしながら赤字を続けておるという企業について講ずることにいたした次第でございます。

こう申し上げますと、そのような限られた分野でなくして、もっと広く広げてはどうか、あるいは引き下げる幅ももと下げられないかというような御意見もあるうかと思いますが、私どもは、原資の状況を見まして、まず基準金利を下げるだけ下げていこうということを精いっぱい努めてみたつもりでございますが、さらに、先ほど申し上げました要望のありますことを受けて、各金融機関の経理上かなり困難のあることはよく承知をしながら、せめてこのくらいは措置をしてほしいということを話を、いろいろ調整の末、その程度の措置を講じたという経緯がござります。私どもとしては精いっぱいの措置であると考えておるところでございます。

○西中委員 この既往貸し出しの金利の引き下げ、これにはかなり負担が多いんじやないかと思いますが、たとえて言いますと次期の決算において赤字の出た中小企業、これは当然引き下げを実施するということだと思いますね。一方では、努力して努力して赤字が出ない、これは下げてくれない、こういう形になるかと思いますね。ですから、円高の被害が大きい中小企業については、全部ということはできないでしようけれども、一定の線を引いて、その線ですべて金利を下げる、こういうような処置でもとらない限り、その努力というものは余り報われない。これは一つの例でございます。ですから、届け出なり御相談なりと

やはり引き下げをするというような処置は考えられないものか、その辺はどうでしょうか。

○岸田政府委員 私どもも、中小企業をお世話をされる立場からすれば、下げられるだけ下げるといふことで從来もやってまいりましたし、今後も受けまして、八・六%を超える金利については今後一年間八・六%までは軽減をしようという措置を講じた次第でございます。ただこれはいわゆる不況業種について、正常な経営をしながら赤字を続けておるという企業について講ずることにいたした次第でございます。

やつてまいりますから、その際に手続をしていただければ、手続の面ではそう御迷惑をかけずに處理できるのではないかと思っております。

赤字でない黒字企業についてもこれを適用すべきではないかという点につきましては、これは私どもやはりいろいろ考え方なくちやならない問題があるような気がいたします。と申しますのも、この中小企業金融三機関の原資は、いわば大部分が国民の零細なる貯金がもとになっておるわけでございまして、それらの資金を活用するに際して、黒字企業までカバーするというところまで行つていいものだらうかどうだらうか、私どもとしてはやはりそこまではちょっと踏み切りにくいというような感じをいま持つておるところでございます。

○西中委員 時間が参りましたので、最後にお伺いしたいのですが、これは商調法の問題でございまして、いま全国各地でスーパーなど大規模な小売業の進出があつて、それに対して地元の商店街とトラブルが起つておる。これは当事者同士なかなか話がうまくつかない。とりわけルールがもう少しが確立されておらない、こういったことが問題だらうと思います。店舗面積が地方で千五百平米、政令指定都市で三千平米、これ以上のは大店法で規制ができるようになつております。ところが、最近の傾向としては、この店舗面積が規定よりわずかに小さい、こういうことから、大店法の規制を受けない大型店の進出がふえているという事実

一步前進として評価できるものの、小売商は地域的な特殊性があつて、物品別の問題だけではなくて、地域別の問題提起というようなことの道が開かれしかるべきではないかという意見が、私どもあるのはお聞きになつたのかもしませんけれども、いざれにせよ、元本の返済、金利の返済があるわけでござりますから、その際に手続をしていただければ、手続の面ではそう御迷惑をかけずに處理できるのではないかと思っております。

ただこれはいわゆる不況業種について、正常な経営をしながら赤字を続けておるという企業について講ずることにいたした次第でございます。

やつてまいりますから、その際に手続をしていただければ、手続の面ではそう御迷惑をかけずに處理できるのではないかと思っております。

赤字でない黒字企業についてもこれを適用すべきではないかという点につきましては、これは私どもやはりいろいろ考え方なくちやならない問題があるような気がいたします。と申しますのも、この中小企業金融三機関の原資は、いわば大部分が国民の零細なる貯金がもとになっておるわけでございまして、それらの資金を活用するに際して、黒字企業までカバーするというところまで行つていいものだらうかどうだらうか、私どもとしてはやはりそこまではちょっと踏み切りにくいというような感じをいま持つておるところでございま

す。

○西中委員 いまお話をございました小売商業調整特別措置法につきましては、御案内とのおり、さきの国会におきまして議員修正の形で修正が加えられました。私どもの承知しております経緯としましては、同じ国会におきましていわゆる分野調整法が制定されました。これによりまして、小売商を除く製造業、卸売業、サービス業につきましては、特定の商品について大企業が進出し、それが結果として中小企業の経営に大きな影響を及ぼすというときの新しい調整ルールが設けられたわけでございますが、小売商につきましてやはりそれと同様の措置が必要であるということから、修正が行われたという経緯とか存じます。

それからまた、政令要件に該当しないため都道府県知事に対する権限を立てる権がない商店街、中小売商団体も、商工会議所または商工会に調査の申し出及び調整の申し出ができるようにして調査の申し出及び調整の申し出ができるようにしてはどうかというような要望がござります。この点はどう考へられるか。

○西中委員 そこで、三点伺ひますが、一つは、業種別ではなくて商店街等の中小小売団体、これは一定の政令条件に該当するならば、大企業者の進出計画について、都道府県知事に對して調査の申し出及び調整の申し出ができるようにしてはどうかというような要望がござります。この点はどう考へられるか。

○西中委員 そこで、三点伺ひますが、一つは、業種別ではなくて商店街等の中小小売団体、これは一定の政令条件に該当するならば、大企業者の進出計画について、都道府県知事に對して調査の申し出及び調整の申し出ができるようにしてはどうかというような要望がござります。この点はどう考へられるか。

それからまた、政令要件に該当しないため都道府県知事に対する権限を立てる権がない商店街、中小売商団体も、商工会議所または商工会に調査の申し出ができるようにしてはどうか、こういう要望もあります。

そしてそれに関連して、二のただいま言いましたケースについて、その場合の紛争については商工会議所または商工会があつせんを行うようになります。ところが、この三つの考えは、通産省としてはどうか、この三つの考えは、通産省としてはどういうような見解をお持ちになりますか。

○岸田政府委員 先回の国会におきまして商調法の修正について御審議が行われた際、あわせて決議が行われまして、この際、小売商に関する調整のルールをどうするか、あるいは小売商の振興に

ついての従来のやり方で改善を加えるべき点がないか、これらについて政府においてもこの際十分慎重に審議をすべきであるという決議をいただきました。

私どもも、その線に沿いまして、八月以来小売問題懇談会を設けまして、いまお話しのような点についての実情把握及び問題点の整理をいま鋭意やつておる所中でござります。いまお話ございましたような問題も、当然私どもとして考えていかなければならぬ問題の一つであろうかと思つておりますが、別途、そのように時間をかけているよりは、何らか少しでも早く一步でも前進を図つてはどうかという御意見がございまして、その辺のところを、いま私ども中でいろいろ議論をいたしておる最中でございます。

○野呂委員長 安田純治君。

○安田委員 現在、御存じのように長期不況、それから円高という厳しい中で中小企業は大変深刻な危機に見舞われていると思うのであります。そこで、ことに不況業種の中の中小企業の危機は深刻だと思うのですけれども、この中で一体政府は今までに打つべき手は全部打っているというふうにお考えなのかどうか、ことに通産サイドにおいて、通産大臣の側としてもう現在まで考えられる打つべき手はすべて打つたというふうにお考えのか、それともまだまだ打つ手について検討している、あるいは打つべき手があるということがあれどお知らせ願いたい。

○田中国務大臣 特に円高、構造不況、こういうふうな一波、三波と大変苦しい状態に置かれております中小企業にありますて、われわれといたしましては、できる限りのいろいろな御意見を取り入れて対策を考えてまいりますけれども、何しろ人間のする事でありますて、至らざる点が多々あるかとも存じます。いろいろと御意見がございましたら、どうぞひとつ建設的に御指示をいただきたい、かように考えます。

○安田委員 結局、打つべき手はすべて打つたと

は言えないということだと思うのです。何かいい考えがあれば、なおそういう手は打つ用意があるというお考えの答弁だというふうに伺つてよろしく思つておりますが、別途、そのように時間かけておる所中でございます。いまお話ございまして、その辺のところを、いま私ども中でいろいろ議論をいたしておる最中でございます。

そこで、いま西中委員もちょっと質問をされたようであります。対策としての金利の引き下げ、既往金利の引き下げについて、十一月一日から引き下げ施状況はどうなつておるか、お伺いをしたいと思つております。ことに、これによつて、八・六%ですかに引き下げるによつて、一体どれだけ負担の軽減が総額なされるのか、この数字も伺えれば大変ありがたいと思います。

○田中国務大臣 計数上の細かいことにつきましては長官からお答えいたしますが、変動対策の緊急融資といたしましては十一月の十日現在で二百九十五件の申し込みで四十億でございます。

あと、詳細は政府委員からお答えします。

○岸田政府委員 既往金利の引き下げの実績は、

実は十一月一日からスタートをしたばかりでござりますので、まだ集計の段階に至つておりません。

○岸田政府委員 既往金利の引き下げの実績は、大体毎月ごとに実績がフォローできるかと思つております。私どもも、その結果につきましては思つておるところでございます。

○安田委員 負担軽減の見込み額、総額でどのく

らいか。この八・六%に既往金利を引き下げる対象とされるのは、赤字決算という企業でしょうかれども、一体どのくらいの見込みか。全く見込みもわかりませんでしようか。

○岸田政府委員 正確な見込みはまだつかんでおりませんが、大まかな見当で申しますと、対象となるますのがいわゆる不況業種でございます。不況業種は、御承知の通り、ことしの春から逐次追加指定をしてまいりまして、ごく最近では細分類で約九十二業種が対象になつております。これを九十二業種の出荷額ウエートで見ますと、大体全体の二五%くらいを占めております。その中で、

いわゆる赤字企業というものが対象になるわけでございますが、中小企業は御承知のとおり一般的に経営が非常に苦しい、なかなか、不況業種の指定を受ける企業にあります。一部は黒字経営もあるだろう、こういうようなところからおぼろげな推定をつけるより仕方がないのではないかと思つておるところでございます。

○安田委員 中小企業廳長官、そうおっしゃいますけれども、意外とこれは負担の軽減にならないのではないかというふうに思われるを得ないのでですよ。大体、中小零細業者で赤字申告をしなければ既往金利引き下げの対象にならぬというふうに考えますと、この中小企業の赤字というのは一体どういう性質を持っているかとからまず考えてみたいと思うのですが、これは御存じのよう資本の蓄積がないわけですから、赤字というのではなく倒産あるいは死を意味するわけですが、これは御存じのようになんか自ら収支とんとんといいますのが二割ちよつと企業というのが中小企業の中で約三割ぐらい、中央金庫で中小企業の経営状況についてあらまし調査をいたしましたときに、私の記憶では、赤字申告の話でございますので、それでお調べになつた上の数字かと思いますし、私どもとしても十分気をつけ見ていかなければならぬ数字ではないかと思つておるところでございます。

ただ、それは申しますものの、別途商工組合

申告の話でございますので、それをお調べになつたときには、やはり今期の実

申告を出した人が四万五千業者あって、そのうち青色申告が千九百人、この千九百人のうち欠損申告をしたのが百二十人にすぎないと申告を出したのが約四万人、このうち欠損申告者はたつたの三人にすぎない。こういう数字が私のところに来ているのでございますけれども、そうしてみますと、これがすべてかどうかわかりませんけれども、これは大阪の例ですが、しかし、特殊な業種だけを調べたのじやございません。六万二千人のうち、こういう状態になつておる。しかもこれは不況業種だけじゃございません。すべての業種を含んでいるわけですから、この中から不況業種だけ選び出して調べれば、もっと少なくなるかもしれません。あるいはこの欠損を出した青色申告者千九百人のうち百二十人、それから白の四

万人のうち三人が全部不況業種かどうかわかりませんけれども、とにかくこういう数字がどうもあらぬなんですが、そういう点で大体の計数をお調べになつたことはないでしょうか。

○岸田政府委員 私は、中小企業の方とお話をしておりますときに、金融機関に行くときには景気のいい話をする、税務署へ行くときには景気の悪い話をするというようなことをよく冗談まじりに聞いておりますが、たゞ、いまお話しの数字は税務申告のお話でございますので、それをお調べになつた上の数字かと思いますし、私どもとしても十分気をつけ見ていかなければならぬ数字ではないかと思つておるところでございます。

ただ、それは申しますものの、別途商工組合

申告の話でございますので、それをお調べになつたときには、やはり今期の実

申告を出した人が四万五千業者あって、そのうち青色申告が千九百人、この千九百人のうち欠損申告をしたのが百二十人にすぎないと申告を出したのが約四万人、このうち欠損申告者はたつたの三人にすぎない。こういう数字が私のところに来ているのでございますけれども、そうしてみますと、これがすべてかどうかわかりませんけれども、これは大阪の例ですが、しかし、特殊な業種だけを調べたのじやございません。六万二千人のうち、こういう状態になつておる。しかもこれは不況業種だけじゃございません。すべての業種を含んでいるわけですから、この中から不況業種だけ選び出して調べれば、もっと少なくなるかもしれません。あるいはこの欠損を出した青色申告者千九百人のうち百二十人、それから白の四

万人のうち三人が全部不況業種かどうかわかりませんけれども、とにかくこういう数字がどうもあらぬなんですが、そういう点で大体の計数をお調べになつたことはないでしょうか。

○安田委員 とにかく、この既往金利の引き下げの対象になる人の赤字というのは、やはり税金の申告のときが赤字であるということなんでしょうね。そうではございませんか。何をもつて証明させるかということなんですね。

○岸田政府委員 私どもは、いかなる書類によつてどうこうというようなことは、通達の中にもうたつてございません。企業の実態を見て赤字経営

になつておればこの適用を受けるというふうに、

一応簡単に理解をいたしておりました。

○安田委員 そうしますと、必ずしも申告どおり

じやなくともいいような話になつちやうわけで

ござりますけれども、それはともかくといたしま

して、これは大蔵省あたりに聞けば、中小企業の

うちどのくらいが一体欠損申告をしているもの

か、これは数字だけは簡単につかめると思うので

すね。そういう数字をお調べになれば、先ほど西

中委員の質問に対し、できるだけの金利を下げ

る努力をして八・六%なんだよおつしゃいました

けれども、これは意外に借りている側にとっての

負担軽減の総額が少ない、つまり金融機関の方に

してみれば、それだけ金利をまるける金額が实际上

意外と少ないのじやないかといふうに、この大

阪の私が調べてもらつた例だけ見ますと思えるわ

けなんです。

ですから、先ほどの西中委員の質問に対するお答えで、できるだけ下げて八・六%なんだよおつしゃいますけれども、この場合はできるだけ下げたいというその中身ですね。なぜ八・六%以下には下がらないかという理由、これをお知らせいたいと思いますけれども、これがおつしやった例だけ見ますと思えるわ

けなんです。

○岸田政府委員 先ほど御説明いたしましたように、中小企業金融公庫、国民金融公庫の原資は主として運用部資金でございます。運用部資金が下ればそれだけコストが下がり、そして貸出金利が下がられるということです。私どもは、運用部資金が下がつた都度、それから得られる余裕をもつて基準金利ができるだけ下げるということですつとやつてまいりましたし、今回七・六%に下がりますときにもいろいろ大蔵省等に相談をいたしまして、各金融三機関の経理の許す範囲で極力下げるということで七・六%が決まつた経緯がございます。

ただ、それに加えて、既往金利の問題もできればこの際何とか私どもとしては実現してみたいと思いまして、今まであるだけの金を基準金利の引き下げに使っていこうということで折衝しま

したのに、さらに加えまして、一定の特に困つ

いる人のためにプラスアルファとしてこれを実施した。当然これは三機関の経理の圧迫要因になりますが、しかし、こういう経済情勢でござりますから、そこはひとつわかつてくれということで話をいたしまして、いま申し上げましたような金利まで持つていったという経緯がございます。

○安田委員 政府系三金融機関の圧迫要因になるとおつしやいますけれども、私がさつき述べた欠損申告した人の数は非常に少ないかどうか。六万二千件のうちのですけれども、全部調べたわけじゃございませんから意外に少ない数字かもしれませんのが、それでも、総額として圧迫要因に

なるほど金利の引き下げの部分がはね返つてくるのかどうか。八・六%というパーセントはそれといいのですけれども、それは一体どのくらいの金利負担の軽減の総額になるのか、見込みですね。

○岸田政府委員 こういうことになつてまいりますと、もちろんそれは正確な数字はわからないでしようけれども、欠損申告した人が大体どのくらいか、それが何%ぐらいに当たつていて、それが市場における出荷額でおおよそどのくらいのパーセンテージを占めるものかということから逆算していくば、およそその数字はわかると思うのです。そういうことさえもしていなければ、ただ、八・六%だったりぎりぎりで、三金融機関の経営圧迫要因になるかどうかということは、絵にかいたもちといふことです。それで、たとえば何らかの形で線を引くこととするならば、せめて、たとえば給与所得者の業者が相当多いわけですね。ですから、赤字といふだけではなくて、たとえば何らかの形で線を引くこととするならば、せめて、たとえば給与所得者の標準世帯、夫婦と子供二人の四人ですか、所得税のかからない範囲くらいの所得の申告の場合、そのくらいのことは、生活費のぎりぎりだからこれが給与所得者の場合に税金がかからないのだと思ひますね。だから、その年にそのくらいの所得を上げたとしても、これは生活費としてはぎりぎりの状態でござりますから、せめてその線くらいまで——これは現在の赤字対象の人を全部金利八・六%とするなどのがね返つてくるかを測定した結果でもよろしいのですが、その結果それが意外に少ない数字だということになれば、たとえ

金利の引き下げに努力をしていただきたいといふことをお願いしたいのでござりますけれども、通産大臣のお考えはいかがでしよう。

○田中國務大臣 ただいまのような御質問の内容は、調べるのもなかなか骨であると存じますけれども、いま御指摘のございましたように、でき

る限り一人でも救つてまいりたいというわれわれの気持ちから申しましても、今後あらゆる努力をいたしたいと考えますが、この際、一言ちょっと訂正を申し上げておきます。

○岸田政府委員 先生が最初既往金利の引き下げの中小企業の問題をおつしやいました。私は円高の問題で頭がいっぱいだつたものですから、円高の既往金利の引き下げの緊急融資の件数を申し上げまして、十

月十日の三百九十五件、四十億、これは誤りでございます。先生のおつしやるのは不況業種の不況金利の引き下げでございます。いまのことにつきましても、御趣旨のほどは十分に体しまして、今後善処いたしたい、かようになります。

○安田委員 そこで、黒字決算をしたところまで国民の零細な貯金を原資にしたお金で金利を下げることはできないというような先ほどの御答弁もあつたようですが、中小零細業者の場合に、先ほどの言つたように資本の蓄積があるわけじやなし、赤字はそれ自身生活費ゼロということにつながるところではないといつても、それによって恩恵を受ける額はほとんどないという場合だつてありますけれども、かえつて機動的だと思うんですね。それだけで、たとえば何らかの形で線を引くこととするならば、せめて、たとえば給与所得者の標準世帯、夫婦と子供二人の四人ですか、所得税のかからない範囲くらいの所得の申告の場合、そのくらいのことは、生活費のぎりぎりだからこれが給与所得者の場合に税金がかからないのだと思ひますね。だから、その年にそのくらいの所得を上げたとしても、これは生活費としてはぎりぎりの状態でござりますから、せめてその線くらいまで——これは現在の赤字対象の人を全部金利八・六%とするなどのがね返つてくるかを測定した結果でもよろしいのですが、その結果それが意外に少ない数字だということになれば、たとえ

ば一つの提案として、給与所得者の標準世帯で所得税がかからない程度までの黒字について、既往金利の引き下げの対象にしてもいいのじやないかと思うのでござりますけれども、その点いかがでしよう。

○岸田政府委員 いま御提案のような形になりますと、お一人一人の税務申告の状況を伺つて、それがよって判定をするということになろうかと思いますが、そういうようなやり方が本当に機動的なやり方になるかどうか、私はなお研究が必要のではなかいかという気がいたします。私、先ほど来て、できるだけの範囲で既往金利の引き下げの努力をしたという経験を申し上げましたが、もちろん私どもも、この使用実績がどうなるかというようなことをよく見まして、もしさらに余裕があるようであればまた検討するということは、当然やつてしかるべきことはないかと思つておりますもの、ルール自体をいまおつしやつたような形に改正することについては、なおよく研究させていただきたいたいと思います。

○安田委員 一人一人の税金の申告を見てやると機動的じやないというようなお話をありましたけれども、かえつて機動的だと思うんですね。それだけは非常に簡単ですね。納稅証明書一通をつければすぐわかっちゃうので、むしろ帳簿をひっくり返してあるよりも簡単明瞭なんですね。それだけでいいかどうかは別として、少なくとも所得申告の中身を添付させることはそれほどやつかない感じやないと思うんですよ。ですから、そういう機動性がないとかなんとかいう問題じやないのじやないかと思います。ぜひ前向きの姿勢でこれを検討していただきたいと思います。

次に、大規模小売店法や商調法の運用の問題について若干お伺いしたいわけですけれども、御存じのように、八十国会で商調法の改正があつたときに、大店法あるいは商調法を含めての抜本的見直しを図ろうという趣旨の特別決議があつたと思うのですけれども、現時点で改正の見通しについてはどの程度ついておられるのか、伺いたいと思いま

○山口(和)政府委員 お答え申上ります。

前国会で、国会の決議によりまして、大店法、商調法、小売商業振興法等の抜本的な検討を行うということがございましたので、私も早く、産業政策局長と中小企業庁官の諮問グループと申しますが、そういった形で学識経験者を中心いたしましてグループを編成していただきまして、小人数のグループでございますが、七月十四日からスタートいたしまして、現在までに八回会合をしていただいております。その間、五回分につきましては、各関係者、大規模店あるいは小売商業者あるいは消費者、労働組合等の皆様方から御意見を伺つてまいりました。

ただいまその御意見をまとめまして、これは御意見につきましても右から左いろいろな御意見がございますが、それの内容をさらに踏まえまして、懇談会でいろんな問題点ごとに御検討をしていただいているという状況でございます。懇談会は、いろいろ問題が多いものですから、恐らくさらに数回を重ねざるを得ないと思われます。十二月中には一応の取りまとめをしていただきたいと考えております。

○安田委員 セひその点も精力的にやっていただきたいわけですが、なお現行法の運用自体も大分不十分ではないかというふうに思われるわけであります。ことに、御存じのように、商調協のあり方が問題であるというふうに思われるわけではありません。この会頭さんは渋川倉庫さんあるわけであります。その会頭さんは渋川倉庫たとえば群馬県の渋川市の例でございますけれども、この渋川市で、商工会議所の会頭さんが持っている土地の上にスーパーが建つということで話がだんだん進んでまいりまして、いま問題になつているわけであります。その会頭さんは渋川倉庫の方に移転して、その跡地をニチイに貸すという話なんです。

それで、驚くべきことがあるわけですが、二月に、ニチイの方から渋川倉庫の社長、つ

まりその地主さんに対する「建物賃借申込書」という文書が来ておるわけです。これを見ますと、

こういうふうに書いてあるのですね。時候のあいさつがありまして、その後、「早速ながら、貴社御所有の下記表示の土地に日本都市総合開発株式会社より」、これはコンサルタント会社だと思うのですが、「出店の依頼を受け、渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて賃借出店致したく、書面を以てお申し込み致します。」これは二月五日付の申込書なんです。

ですから、その前にもうすでに話があつたといふことですね。それに対する一種の回答みたいなものです。その「下記条件」というのは何かといいますと、いろいろあるのですが、「当社は上記所の物件について」、この土地ですね、「渋川市地域の商圏等を考慮した結果、売場面積として約三千坪（建築延床面積約四千五百坪）を確保することが必要と認めるので、その確保について、商工会議所、商調協等に対し、貴社は全面的に協力することとする。」これが建物賃借申込書の二チ伊から出された「下記条件にて賃借出店致したく」という条件なんです。

それに対する答え、これはニチイの社長さんに對して渋川倉庫の社長さん、これが渋川の商工会議所の会頭さんなんですが、出した返事です。どういうふうに書いてあるかというと、時候のあいさつがあります。次に、「さて、当社敷地の開発に参り、日本都市総合開発株式会社より計画を受け付きました所、二月五日付、貴社より建物賃借申込書を受け取りました。貴社の要請を受け、渋川市街地発展の為、弊社地を開発することに同意致します。つきましては、早期解決を図る為全面的協力を致す所存であります。」こういう手紙が二月八日付でニチイの方に返されているわけです。

私がなぜこんなことを読み上げるかといいますと、商調協の委員を委嘱するのは商工会議所の会頭さんになつておるようですね。しかもその商調協で選ばれた人がへんぱな人かどうかわかりません。まだ二回しか開かれておりませんし、そういう人たちがどういう言動をとるか、これらの問題なんですが、言うまでもなく、実体的な中立

協の委員は中立性を保持しなければならぬというようなことが書いてあるわけですね。

そこで、事前の二月五日に、商調協や何かから売り場面積三千坪の確保をするように全面的に地主は協力しろ。その地主が商工会議所の会頭さんだ。二月八日には、それは早期解決のために協力する所存でありますと、いわば密約といいますか、これはわれわれに正式の文書が入つておるんだから密と言えるかどうかわかりませんけれども、そういう約束がちゃんと印刷された文書でお互いに取り交わされている。

それから今度は、六月の渋川市の市議会でこの件が明るみに出まして、騒ぎになつたわけです。それで商工会議所の会員が、堀口さんという会頭さんにどうしたのだと事情を聞いたところが、何も語らなかつたということがあるわけです。

その後六月三十日に、商工会議所の常議員の選挙や何かございました。この辺でもいろいろござつたがるようですが、七月ごろに商工会議所の会頭就任あいさつがあるわけです。そこでは、この会頭さんは、またいざれ来るであろう大型店の進出など数々の問題がありますといつようなことを言って、まだニチイのことは知らぬ顔をしているわけですね。騒ぎになつても知らぬ顔をしていています。

そして、八月三十日に至つてニチイ進出を堀口会頭さんが初めて発表する、九月二日にニチイが新聞記者に記者会見をして発表をするというようなことで、十月六日に第一回の商調協が開かれ、二十四日に第二回商調協が開かれておる、こういふ経過になるわけです。

そうしますと、商調協の委員は、商工会議所が通産局の了承を得た上委嘱するというふうになつておるようございますが、しかもそれは中立性が必要なんだ。そうなりますと、現実に渋川の商調協で選ばれた人がへんぱな人かどうかわかりません。まだ二回しか開かれておりませんし、そういう人たちがどういう言動をとるか、これらの問題なんですが、言うまでもなく、実体的な中立

性、公正性、同時に、公正らしさといいますか、中立らしさといいますか、外形上の中立性、公正さも保たなければならないと思うのですね。

ところが、こういう密約が交わされているといふことになりますと、こういうことで会頭さんがうござりますが、この点での商調協の委員といふものは中立性があるのだろうか。三千坪の売り場面積を確保するのに全面的に協力しますと二月八日にやつておるのでですよ。その後で十月に商調協が開かれておるのでありますと、渋川の商店街の人たちにしてみれば、大店舗が進出することがいいことか悪いことかは別として、すでに外形上公正らしさが失われておる、こういう問題があるわけですね。

こういう問題を考えますと、商調協は、御存じのように、法律に明文の規定があるわけじゃないで通達といいますか、そういうようなことでやつておるようですが、この点での商調協の運用が実際にずさんじゃないか。実はこれは渋川の例だけではございませんけれども、こういう実例も一つあります。

したがつて、法の改正はもちろん精力的に検討していくべきだと思いますけれども、現行法の運用についても、たとえば渋川の例など考えますと、これはゆゆしき大事である。現行制度の中のそうした商調協の制度自体の信頼性といいますか、威信が地に落ちておると言つても過言ではないと思います。少なくとも群馬県においては、この点いかがお考えか、大臣、お答えいただきたいと思うのです。

○田中國務大臣 ただいまのいきさつをいま先生から承つたのでございますが、それに関する限りでは当事者が事前に約束したような形に相なつておりますが、なお十分に調査をいたしたいと存じますが、担当の政府委員からさらにお答えいたましょ。

○山口(和)政府委員 商調協を、商工会議所の会頭が委員を委嘱をいたしまして、案件が出てまいりました場合に商調協におきまして検討、審議を

するというルールがでておるわけでございまして、その際、私どもいたしましては、通達によりまして、商調協の編成につきましては公正、妥当なものでなければいけない。「商業者、消費者、学識経験者の代表者たちから、相互に均衡のとれるよう考慮して選定すること。」ということで、各商工会議所にも指示をいたしておりますし、また、任命に際しましては、各担当の通産局にも相談をして任命をするようにといふように運用してまいっております。

渋川市の商調協の場合にも、全委員二十名のうち小売業者五名、大型店一名、卸売商二名、消費者五名、学識経験者七名といふような形で編成されておりまして、この委員は昨年任命されたようですが、こういった商調協におきまして、地元のいろいろなサイドからの意見を十分調整していくだくということをやつておるわけでございまして、

〔委員長退席、武藤（嘉）委員長代理着席〕

それで、商工会議所の会頭さんがたまたまデベロッパーと申しますか、そういった形で関与しておられるというケースが実は起つておるわけでございますが、ただ、私どもとしましては、本件につきましては確かにそういう関係は十分分配慮されるべきであろうと思われるわけでございまして、商調協の運用自体につきまして関係者の意見が十分取り入れられるようにしてもらいたいと望んでおります。

ただ、制度の問題といたしましては、渋川市の商工会議所が担当いたします案件といふのはいろいろと出てくるわけでござりますので、そいつた意味では、必ず商工会議所の会頭さんが直接関係があるという場合とは限りませんので、いまの制度の中で、いま申し上げましたように、そういう点も踏まえて商調協の審議を十分やっていただきたいというように考えております。

私どもの調査いたしましたところでは、ことしの九月に第三条の届け出が出来まして、現在まことに第三条の届け出が出来ましたとこ

うように報告を受けております。この商調協の審議でできるだけ納得のいくような話し合いを進めさせていただきたいというように指導してまいりたいと思つております。

○安田委員 そういう御答弁ではちょっと納得でききないですよ。というのは、たまたま渋川の場

合には商工会議所の会頭さんがデベロッパーであつた、だからそういうことが起きるのだ。しか

し、これは常に起き得る可能性が十分あるので、渋川だけの条件ではないと思うのです。大体どこ

の市の商工会議所の会頭さんも有力者でございまして、市の中心部などに土地を持つてゐる方が多いのですね。実際、地方の都市へ行けば、大体大

スーパーなどが目をつけるようなところには土地をお持ちになるか、あるいは直接土地をお持ちになつていなくても、それと利害関係がある人が多いのですよ。ですから、会頭一人が委嘱するよう

な形をとるこの通達、ここに一つ問題があるの

じやないか。もっと民主的といいますか、広範な

人から、選挙までいかなくとも何らかの形で選ぶ

というような方法をとらなければいかぬのじやないか。

あなたのおっしゃるよう、昭和四十九年二月二十八日付の通達ですか、確かにこれで「商調協の公正妥当な組織運営を確保するため」云々と

か、その中で③ですね、「学識経験者については、特に中立性および地元における信望に留意すること。会議所から選出される委員についても、特に

中立性に留意すること」と書いてある。りっぱに書いてある。

ところが、実際に三千坪の売り場面積を確保す

ることに全面的に協力するんだということを、こ

との九月に三条申請を出す七ヵ月前にもうすで

に密約しているわけですよ。その人が委嘱するの

ですからね。

たまたま委嘱された人が案外骨のある人で、反骨精神が強くて、たとえそれが委嘱されても会頭の利益は図らぬというような人が選ばれれば、そ

れこそあなたのおっしゃるたまたまそういう救済

があつただけの話であつて、この商調協の運用について、今までの通達ではこうした抜けが出て

くることは十分考えられるわけで、たまたま渋川市だけに偶発的に起きたんだということではない

のじやないかというふうに疑われても仕方がない

のじやないか、会頭が委嘱するというやり方では、

それから、これは通産局と十分連絡をとつてそれを承を得た上で云々、こう書いてありますけれども、実際問題として、通産局が一々市の事情がわかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

ある程度動かせるんじゃないかというような期待がはつきり読み取れるような文章ですよ。そして

「その確保について」つまり三千坪の確保について、「つまり三千坪の確保について、商工会議所に協力することとする。」これを条件にして賃貸借の申し入れをやるというのですからね。

それで、「商工会議所、商調協等に対し、貴社は全面的に協力することとする。」これを条件にして賃

貸借の申し入れをやるというのですからね。

それに対して、次の次の次の日、はい、そうします、「早期解決を図る為、全面的協力を致す所存であります。」こういう返事が来た。これから選ばれてきた商調協を疑つたと云つたって、これは無理だろうと思うのですね。どうですか。

ですから、やはりこれは制度の問題としても、もうちょっと商調協の中立性といいますか、公正

性を疑わしめないようなやり方、これがまず第一に必要だろう。もちろん結論が公正であることは

もうちよつと商調協の中立性といいますか、公正性を疑わしめないようなやり方、これがまず第一に必要だろう。

もちろん結論が公正であることは必要ですけれども、そのプロセスにおいても、い

ささかもこういうことが疑われないような仕組み

にするためには、やはり会頭さん一人の人格に頼

るだけではなくて、もうちょっと何かチェックす

るシステムがあつてもいいんじやかなうかとい

うことを考えるわけです。それが私の指摘したい現行法における運用の欠点といいますか、運用上

問題点があるということの一つであります。

それから、同じニチイなんですねども、横浜市で見ますと、これは横浜市の天王町へニチイが進出するということで、五十一年の十月ごろに三条申請があつていろいろあつたわけですが、

二十三日に行きましたら、商工会議所の企画部

次長が、あなたたちの陳情は書式に合つていませんかと問ひ合せたら、二十三日が都合がいいという返事があつた。

周囲の商店街の人がことしの八月十九日に市に陳情をしたいと問い合わせたら、二十三日が都合がいい

といふ返事をしておるので。ということは、三條申請があつていろいろあつたわけですが、

二十三日に行きましたら、陳情書は書式に合つていませんかと、実は官報に公示して、届け出から三ヵ月以内は通産大臣

の調整期間だというわけですね。その期間が切れました。そして陳情書を出した。そのときに意見書と

ニチイがここに目をつけて、この契約書を見るとわかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

わかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

わかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

わかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

わかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

わかるわけじゃないませんから、多分これは首

うまいこと書いてあるのですね。「渋川市の商圏、商調協、建設地の権利関係等、検討致しておりますが、下記条件にて」つまり、これは商工会議所の会頭さんである堀口さんの土地だ、商調協を

わかるわけじゃないませんから、多分これは首

項だけをくつけて送っている。そのため、地元の意見は特段ないという形で結論が出てしまつておる。しかも、さあ後から地元の商店街の人に行つたところが、通産大臣の調整期間は三ヶ月で、十月二十日で切れちゃつた。もうどうしようもないというような返事なんです。この意見の扱い方についても、きわめて不親切といいますかざんなどいうか、そういうことがあるわけです。時間が来ましたのでこれでやめますけれども、そういう意味では、商調協のあり方といいますか、地元の商店街の中、業者の意見を十分反映するよう構成しなければならないし、運営もしなければならぬと思うのですよ。ところが、通産大臣あての陳情書だつたから意見として扱わなかつたとかと言うわけです。そうしたら、そのときに教えるべきだと思うのですね。これは大臣の調整期間は三ヶ月しかないので、いますぐ意見書という形で出しなさいとかなんとか教えるべきなのに、そういう教示もせず——確かに書式が違うといふことは言いました、そのとき私もわざにいましたからね。ただそれだけなんです。三ヶ月といふのはいつ起算でいつになるのだ、それまでにこうしないということを親切に教示しない、そういう問題がある。ですから、渋川の問題も今度の横浜の問題もまた同じ二ヶ月が絡むのです。地元の商店街の人にしてみれば、何か通産当局は二ヶ月と特殊な関係にあるのじやないかといふような、そういうことを言う人も出てくるというような状態で、これは大変問題だと思うのです。

ですから、そういう点で、現行法の運営についても、ぜひ公正中立を疑われないような商調協の構成にいただくような保証を考えいただきたい、これが一つ。それから、そういう問題点がこれまでおくとまだ起きますので、ぜひ抜本的な見直し、改正について精力的に検討していただけ、次の通常国会に出せるようにしていただきたいのです。この点、お答えをいただきたいと思います。

○田中国務大臣 特に行政の執行に当たります上にこそ本当の権威があるとは思うのであります。たまたま御指摘をいただきましたようなことはまことに申しきれないと申しますが、お本件につきましても今後いろいろと配慮してまいりたい、かように考えます。

○安田委員 私が出した二つの例はあまたま二千に絡るもので、どうもあらかじめ密約などををしておくよな、そういうお行儀の悪い企業に対しては、新しい抜本改正になつたりあるいはこの運用を見直す過程においても、その間ぜひ厳重に行政指導をしていただきたいといふことを最後に要望いたしまして、質問を終わります。

○武藤(嘉)委員長代理 上坂昇君。

○上坂委員 十月三十日に、行政管理庁が、余暇関連施設に関する調査結果というのを発表しているわけであります。私は、中身を全部検討しておりますが、まあ新聞に言つてある程度で判断を

して、これに関連する問題として、雇用促進事業団が現在まで建てている施設あるいは建てようとしている施設について質問をしたいというふうに思います。

ここにも書いてあります、非常に「むだの実態が明らかになつた」。こう言つております。一つの具体例が出ております。新潟県北魚沼郡湯之谷村、人口約六千人のところ、半額約五キロの範囲内に国民保養センター、国民宿舎、いずれもこれは環境庁、福祉センター、これは町と村の施設、国民年金保養センターが厚生省で建設中、生活改善センターが農林省、五つの施設が集中しているが、目的は大体同じ。設備のいいところには集中しているけれども、国民保養センターなどはがらあき、こういう記事が出ておるわけであります。

そこで、私が問題にしたいのは、こういったむだなというだけではなくて、いま各地に各省がいろいろな施設をつくつておりますが、そのつくつてている施設が、いわゆる民間、民営の旅館等の施設に対してもその分野を荒らす結果にはなつていません。

いか、こういうことについて私は質問をいたしました。というのは、先ほどもいわゆる大企業の進出が出でおりましたが、国は何といつても一番強力な企業はないわけであります。そこがどんどんこうした建物をつくっていくことになりますと、これは中小のホテルにしても旅館業にしても、あるいは食堂、結婚式場、そうしたもののが非常な圧迫を受けるということは必然ではないか、こういうふうに私は思うわけであります。ひとつそういうことを認識していただいて、決して私が質問していることが通産省とは関係がないとうぐあいにはならないでいただきたい、こう思つてあります。

そこで、雇用促進事業団の宿泊施設として、労福センターあるいはいこいの村というものが一體全国で幾つあるのか。これはどういう条件で建てられるものか。それからこれらの施設の経営主体、それから運営の方法、まあ独立採算であるとかなんかという問題もありますが、そういうことを含めてひとつお答えをいただきたいと思いま

す。

○白井説明員 お答えいたしました。

御質問の勤総は全国で二十一ヵ所、それからいこいの村が十カ所ござります。

(武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着席)

これら勤労総合福祉センターは、新産都市とかいわゆる特別地域、開発地域におきまして、労働者の福祉施設を充実し、雇用の促進と職業の安定を図るために設置されているものです。

それから、いこいの村は、労働者が週休二日その他余暇を利用いたしまして、家族連れで宿泊し、自然に親しみながら休養や健康増進を図るために施設として設置されているものです。

これらの施設におきましては、宿泊施設のみでなくて、スポーツ施設、それから研修施設等を併置いたしております。

それで、この運営は地方公共団体に委託しますとともに、地方公共団体はそれぞれ財團法人等をつくって、再委託して運営しているようでござります。

○上坂委員 センターが二十一ヵ所でいこいの村が十カ所、三十一ヵ所現在運営されておるわけであります。このセンターといこいの村の建設費というのは大体どのくらいが標準になつてますか。

それから、土地については買い上げをしなければならないのか、借地でもいいのか。

それから、土地についての負担をするのか。

○白井説明員 お答えいたしました。

勤労総合福祉センターが七億、いこいの村が九億の定額で建てることになつております。

それから、地元都道府県または市町村の負担は、これは先ほど申し上げましたように、開発地域に建設されるということで、そこへ参ります道路とか土地の造成等で負担していただいておりますが、建物そのもの、それからそれに付属します施設につきましては、その七億と九億の範囲で建設させていただいております。

○上坂委員 そうすると、土地は地元で造成をして、地元で取得をしなければならないということになります。これは借地ではダメだ。もちろん道路は借りるわけではないから、道路はちゃんと施設をする、こういうことです。

○白井説明員 そのとおりでございます。

○上坂委員 このいこいの村を建設する場合に、本来十数億かかるといふに言われておりますが、そういう事実はありませんか。これは、もうどんな大きなものにしてもとにかく九億円しか出さない、こういう意味ですか。

○白井説明員 お答えいたしました。

どんな大きなものでもということではなくて、

この九億円の範囲内で設計していただきまして、それを建てるということになつております。それ

で、最近の例で申し上げますと、先ほどの土地、それから道路その他に要するものの地元の負担としましては、九億に対しまして、たとえば山口県で小野田市に建てておりますが、四億の地元負担、それから福岡で九億に対しまして五億の地元負担というような例がございまして、九億の約半分ぐらいは地元で負担しているということをございます。

○上坂委員 そうしますと、九億円は全部出すのではなくて、九億円のうちの四億円、大体半分ぐらいは地元で持つ、こういう解釈ですか。

○白井説明員 いえ、九億円で建物を建てまして、先ほども申し上げましたように、土地とか道路に要するものは地元負担として四、五億使っている、そういうことでございます。

○上坂委員 そうしますと、やはり十数億かかる、こういう結果になつてくると思います。

○白井説明員 そうした施設がどんどんつくつていて、その宿泊施設なりあるいは食堂なり結婚式場、そうした施設が十分利用されるということになります

と、遠くから人を誘致して、それで、そこが目的だと言われておりますけれども、やはり近づく者

もこれを使おうということが当然になつてしまふと、そうした面で、地元の地域の人口なりあるいは経済圏なりといふものが小さい場合には、非常に地元を圧迫する結果になると私は思うのですが、その点については、長官はいらっしゃらない

ようですが、労働省の政策課長で結構ですから、お答えをいただきたい。

○白井説明員 このいよいよの村等につきましては、先ほど申し上げましたように、数も非常に少ないわけですが、地元から非常に強い要望がありまして、地元でぜひ設置してくれといふことで、それぞれ地元議会の承認を得たり、いろいろな陳情を受けまして、地元で調整された上で設置いたしておりますので、その点は十分地元で配慮されているものとわれわれは判断いたして

おります。

○上坂委員 地元でいろいろな問題が起きてくればこれは設立しない、こういうふうに受け取つていいですか。

それから、これからも地元の要望があれば、福祉センターなりあるいはいよいよの村というものを幾らでもつくつていく、こういうお考えですか。

○白井説明員 お答えいたします。地元で反対のある場合とございます

が、私の方では、十分に納得のいった上で設置させていただく、地元とよく相談して設置することにいたしております。

それから、これを今後どんどんつくつしていくのかという御質問でございますが、福祉センターにつきましては、現在三ヵ所だったと思いますが、建設中のものはございませんけれども、それを除きましては、今後はもうこれ以上つくるのをやめております。

それから、いよいよの村につきましては、建設中のものもございますが、来年度予算要求につきましては、今後はもうこれ以上つくるのをやめています。

○上坂委員 お答えをおつしやった点だけではございませんけれども、今後の雇用保険財政上のいろいろな問題も勘案いたしまして、この二、三年は様子を見るということにいたしております。

○上坂委員 この施設がいわゆる黒字の場合、利益の出た分はどうするのか、それから、赤字経営になつた場合はどういうふうな対策を立てていくのか、お答えをいただきたい。

○白井説明員 先ほど申し上げましたように、この運営自体は、地方公共団体、さらには財團法人に任されているわけでございますが、黒字の場合には、それぞれの運営主体において、その黒字を使いまして施設の整備とかそういうように使われているようござります。

赤字の場合は、余りとんでもない赤字というのではありませんが、民間旅館とか飲食業というのは、非常に容易ではないわけですね。したがつて、改築というのですか、そういうのは非常に困難ですね。ところが、公営のものは、国がつくるんだから幾らでもデラックスなのができるし、改造もできるし、増築もできるわけです。したがつて、赤字であつても借入金はできるわけです。ところが、普通の旅館とか飲食店は借り入れなんか赤字になつたら絶対できないわけですね。したがつて、赤字であつても借入金はできるわけです。これは大変なことになると思うのです。そう

よう、いま地域によつては非常に過当競争になつてゐるよう見られる節もあるわけですが、全国的には実際に過当競争を生じているところがある。それは観光地にしましても、いわゆる開発都市にでもあるのですが、その問題になつている地域をどのぐらいくつかんでるか、お答えをい

ただきたい。

○白井説明員 先ほど先生のお挙げになつた新潟県につきましては、労働省のこの種の施設はないわけですが、先ほども申し上げましたように、設置の個所数も少ないし、要望によつて設置いたしておるという関係で、特に厳しい非難を受けていたといった個所をわれわれは承知いたしております。

○上坂委員 愛媛県の今治市では非常に大きな問題になつておりますが、この前、労働省の官房長官でござりますが、先ほども申し上げましたように陳情して資料を全部出しておるわけなんですが、それから、いよいよの村につきましては、建設中にも陳情して資料を全部出しておるわけなんですが、それから、いよいよの村につきましては、先ほど先生がおつしやった点だけではございませんけれども、今後は雇用保険財政上のいろいろな問題も勘案いたしまして、この二、三年は様子を見るということにいたしております。

○上坂委員 この施設がいわゆる黒字の場合、利益の出た分はどうするのか、それから、赤字経営になつた場合はどういうふうな対策を立てていくのか、お答えをいただきたい。

○白井説明員 お答えいたします。先生のおつしやる御趣旨はよく理解できますが、大体、施設の設置の趣旨が勤労者の福祉、また勤労者の家族の福祉にあるわけでございまして、そういう点から、民間圧迫になる

よう立地の仕方は十分配慮していかなければなりません」というふうに思つております。今後、先ほど申し上げましたように、この大型施設の新設につきましては、一応休みの期間を設けるわけでございますが、その点十分配慮してやつていいたいと思います。市町村によりましては、そういう施設を呼ぶことによつて新たな需要を呼び起した

いといふ希望もございまして、その辺の兼ね合ひもずいぶん考えてまいりたいというふうに思つております。

○上坂委員 大臣、早くから遅くまで大変御苦労さまですから、お引き取り願つて結構ですが、実

いうことを考えて立地をしないと民間圧迫になつてしまふ、私はそういうふうに思います。こうし

た施設をつくる場合は、目的は先ほど答弁にあつたよつたことが目的になつておりますけれども、やはり立地条件というのは非常に重要なつてく

るのじやないかというふうに思つてます。挙げられました開発都市であるとかあるいは観光、産業の地域であるとか、そういうところはなるほど人がたくさん行く。そのほかにも、行財政の中心地であるとかそれから学術の中心地というところには非常に人も集まるし、それから団体も見学とかなんかにも行く。しかし、全くもう本当にこの村のようなどころで観光施設も何もないというところでありますと、そうした人を呼ばうと思つてもなかなか来ないし、もしそういう人たちが来れば、それらは民間を圧迫する結果になつてしまふ、こういうところに立地といふのは非常に重要なアクトーを占めてくるのじやないかというふうに私は思つてます。その点で、いま私の言つたようなことが納得できるのかどうか、お伺いしたい。

光、産業の地域であるとか、そういうところはなるほど人がたくさん行く。そのほかにも、行財政の中心地であるとかそれから学術の中心地というところには非常に人も集まるし、それから団体も見学とかなんかにも行く。しかし、全くもう本当にこの村のようなどころで観光施設も何もないというところでありますと、そうした人を呼ばうと思つてもなかなか来ないし、もしそういう人たちが来れば、それらは民間を圧迫する結果になつてしまふ、こういうところに立地といふのは非常に重要なアクトーを占めてくるのじやないかというふうに私は思つてます。その点で、いま私の言つたようなことが納得できるのかどうか、お伺いしたい。

○白井説明員 お答えいたします。先生のおつしやる御趣旨はよく理解できますが、大体、施設の設置の趣旨が勤労者の福祉、また勤労者の家族の福祉にあるわけでございまして、そういう点から、民間圧迫になる

よう立地の仕方は十分配慮していかなければなりません」というふうに思つております。今後、先ほど申し上げましたように、この大型施設の新設につきましては、一応休みの期間を設けるわけでございますが、その点十分配慮してやつていいたいと思います。市町村によりましては、そういう施設を呼ぶことによつて新たな需要を呼び起した

いといふ希望もございまして、その辺の兼ね合ひもずいぶん考えてまいりたいというふうに思つております。

○上坂委員 大臣、早くから遅くまで大変御苦労さまですから、お引き取り願つて結構ですが、実

た中小企業分野確保法、この法律の中ではサービスが除かれておるものですから——こうした食堂だけは入っていますがね、非常に困っている場面がたくさんあるわけです。そういう点で、これからもこうした問題がたくさん出てくるおそれがありますので、そういう点は政策として中小企業の面をできるだけ確保して圧迫しないような形で行政を進められていくということを要望しておきたい、それだけあります。後、お引き取り願つて結構あります。

○田中国務大臣 ただいま御指摘でございました点でございますが、こういうものが入ってないことはないそうでありまして、会社経営なり個人のものはあります。が、当該公共施設のようなものに入っていないというところに問題が残つておるという次第だそうでございます。なお、これらにつきましても、われわれは、観光という問題と非常に重大な関係もございますし、地元の中小企業の関係もございますので、十分留意をしてまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

〔委員長退席、林（義）委員長代理着席〕

○上坂委員 いま大臣からお答えがありましたけれども、これは中小企業庁長官にお伺いしますが、そうしますと、旅館業はこの分野法の適用に入ると考えていいですか。

○岸田政府委員 分野法におきましては、サービスも対象になるということでございますので、旅館業も含まれるかと考えております。ただし、分野法におきましては、進出する大企業について定義を設けておりまして、会社または個人というふうに書いてございます。したがつて、いまお示しの雇用促進事業団の施設等は、いまの問題からして適用にならないという関係かと考えます。

○上坂委員 そこで、この分野法の手落ちというのですか、不備な点が出てくるわけでありまして、個人の会社よりも大企業よりもっと大きい国が民間を圧迫するという形になりますと、これは大変なことになる。前にもお話ししましたが、書店

業なんかの場合、いわゆる弘済会等が公の施設を使つて余り書店なんかをつくるということは民間に圧迫になるから、そういうことは十分指導をしてもらいたい、こういう要請をしておいたことがあります。が、これは法律に民間だと個人だと法的ありますので、そのだけは取り締まることだけでも、国の方は何をやつてもいいといふのではまことに困るので、まず国が率先垂範をしていかなければならぬ。そうなりますと法律の改正の要もあると思うのですが、その点、長官の御意見はいかがですか。

○岸田政府委員 いまお示しの問題は、立案過程でも私どもいろいろ議論をした問題でございまして、國及びその監督のもとにある機関、これはいわばこういった問題についていろいろ配慮をした上で行動し、あるいは許認可を行うといふようなことは当然のことではないかというふうに考えて、適用から外したという経緯でございます。

いま雇用促進事業団の施設についていろいろ御意見を拝聴しておりますが、雇用促進事業団の方は地元の意向を十分尊重するというたてまえで従来から運用してまつておられるようでございまして、また、仕組みの中で都道府県の推薦といふような制度も入つておるようでございます。いまの私どもの考えておる気持ちをお察しいただいた上ででの運用かと考えておるところでございます。

○上坂委員 そういう点は当然配慮をした上でこらうした建設を進めなければならない、この点は労働省の方も十分心得てやつているだろう、こういふふうに書いてございます。したがつて、いまお示しの雇用促進事業団の施設等は、いまの問題から事前にここへ進出をしてくるのだといふにいが

して、それをやめさせなければならないと思うのです。

そこで、私は、労働省の課長が言われたように、地元の要求があれば何でも受けてしまうというのではだめだと思うのです。これでは全く指導力がない。地元から要求があつたら何でも出すといふのだったら、だれだってできる、そんな行政な改正の要もあると思うのですが、その点、長官の御意見はいかがですか。

○岸田政府委員 いまお示しの問題は、立案過程でも私どもいろいろ議論をした問題でございまして、國及びその監督のもとにある機関、これはいわばこういった問題についていろいろ配慮をした上で行動し、あるいは許認可を行うといふようなことは当然のことではないかというふうに考えて、適用から外したという経緯でございます。

いま雇用促進事業団の施設についていろいろ御意見を拝聴しておりますが、雇用促進事業団の方は地元の意向を十分尊重するというたてまえで従来から運用してまつておられるようでございまして、また、仕組みの中で都道府県の推薦といふような制度も入つておるようでございます。いまの私どもの考えておる気持ちをお察しいただいた上ででの運用かと考えておるところでございます。

○上坂委員 そういう点は当然配慮をした上でこらうした建設を進めなければならない、この点は労働省の方も十分心得てやつているだろう、こういふふうに書いてございます。したがつて、いまお示しの雇用促進事業団の施設等は、いまの問題から事前にここへ進出をしてくるのだといふにいが

ります。

それでは、福島県双葉郡浪江町のいこいの村建設予定の問題でありますが、これの青写真ができるお答えであります。うお答えであります。が、これがこれから言つて、建設をしようとするところについて調査をしている結果をひとつここで発表をしていただきたいと思います。

○白井説明員 お答えいたします。

前段の立地条件等についてでございますが、要望があれば何でも受けれるということではもちろんございませんで、これはそれぞれ非常に要望が多く、競争の激しい施設でございまして、それにつきましては、全国的に見て最も立地条件の適するところに配慮して設置いたしているわけでござい

ます。

それから、次の御質問の福島県浪江町の件でございますが、これにつきましては、昭和四十八年九月の浪江町議会において、福祉施設いこいの村を設置したいという決定がなされまして、五十年十月に陳情書の提出を受けております。その結果、労働省では、五十一年五月二十五日付で、先ほどの予算額九億円、三ヵ年計画で設置する予定を立ておりましたが、その後、浪江町で建設反対者もあるということを伺っておりますので、その反対者との話し合いの経緯を待ちまして、その推移を現在見守つておるところでございます。計画額は事業団の九億と地元が六億九千八百万、合わせまして十五億九千八百万の計画を提出されております。

○上坂委員 そうしますと、この設計は地元が設計をして、それを労働省の方に出す、こういうことですか。その地元から出てきた設計書がありますか。

○白井説明員 そうしますと、この設計は地元が設計をして、それを労働省の方に出す、こういうことですか。その地元から出てきた設計書がありますか。

○上坂委員 これは普通一般には地元がアワットラインの計画をつくりまして、その九億の建物その他につきましては、決まつたところで事業団の方で設計図をつくるわけでございますが、先ほど申し上げましたような経緯がございまして、浪江町についてはまだ設計図ができおりません。それから町の方からもまだ提出されておりません。

○白井説明員 地元の反対があつていまどめておくということはわかりますが、向こうからの要請で労働省の方から行って立地条件とかなんかを調査したわけでしょう。その調査の結果について、非常に適地である、こういうような判断を下したのかどうか、その点についてはどうですか。

○白井説明員 調査票につきましては、私の方が一応決定する前段階としまして、各都道府県の職業安定課ないしは雇用保険課または労政課のところもございますが、それらの県を通じまして調査をし、それが上がりてくるという形になつております。が、福島県と浪江町が建設用地について調査した資料は手元にございます。公式に労働省の方

から調査に行つたことはございません。

○上坂委員 そうすると、労働省は調査をしなくとも、さつき言つたように開発都市であるとか新産都市であるとかいうところにセンターをつくらる、あるいはいいこいの村については観光地であるとか産業的にも非常にいい地域であるとかいうことを勘案してつくるのですが、そうなりますと、全国のことを何でも知つておられるから調査をしなくていい、こういう判断で調査をしなかつたのかどうかそれはわかりませんけれども、しかし、実際に調査をしなければ、その地域の人口動態なりあるいは経済状況であるとか民度であるとか、その地域のいろいろな条件とか、そういうものがわからんないんじやないかと思うのですがね。

そうすると、地元がただ言えばこれは判断をして許可してしまう、こういう結果になってしまつて、お答えと大分違うように考えるのだけれども、そ

の点は自信を持つて適地であるという判断をするまでには至つていません、こういうお答えのように私は思うのですが、そういうふうに受け取つてい

いのですか。

○白井説明員 每年設置しますこれらの施設につきまして、一々労働省の方から全部調査に行くと

いうことはいたしていないことは事実でございま

す。全国のことを労働省で全部知つておられる方

はございませんで、それを絶対に自信を持ってと

いうことではございませんが、先ほども申しまし

たように、地元の要望も非常に強く、地元が一致して見取り図その他をつくりまして、こういうところへこういう施設をつくりたいということで判

断いたしているわけでございます。それに、先ほど申しましたように、各都道府県の出先を通じまして、さらに補充して調査させているというこ

とでございます。

○上坂委員 そういう形になるから、いま一番最初に申し上げた行政管理庁の調査のような結果が出てくるんじやないかというふうに私は心配する

わけです。実際にその立地条件とかなんか完全に把握しないで、とにかく地元の要望があつたから

行つてつくりましょう、それでみんな各省ともつ

くつたら、六千人の人口のところにみんなつくつ

たら、まいちやうのがあたりまえです。そ

う結果は、労働省の施設がないからと言つては

ことでは済まないので、そういうことが各地に起

きる状況になつたら大変だから、前に十分な調査

をし、的確なる判断をして、その判断によつて地

方行政を指導していく、こういう立場でなければ

ならないと思うのです。

いまの双葉郡浪江町では、旅館であるとか食堂

であるとかあるいは結婚式場であるとか、そ

う関係の業界のコンセンサスは全くできていない

からそこの反対が強くなつてきてる。同時に、

実際にこれを使う労働者の側の人たちについて

も地元にそういうものができても果たして地元

がこれを十分に使うのか、いこいの村というよう

な性格からいけば、むしろこれは遠くから来る人

を対象にする施設になる、それならばむしろもつ

と違つた面で、労働福祉会館であるとか本当に会

議ができるというようなところをつくつてもら

う、あるいはいろいろな集会をすることができる

そうしたものをつくつもらつた方がいい、こう

いう声が非常に強くなつてゐる。今後こうした声

が強くなつてきていろいろ陳情もあるだろうと思

うのですが、その場合にはもう一度、今度は出先

に任せたり町とか県を、これは信用することは必

要であります、信用するだけではなくて、実際

にこれを調査をして判断を下す、こういうところ

に進めてくれる意思があるかどうか、お伺いをし

たい。

○白井説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、地元の要望が一

致しなければわれわれの方としては設置するつも

りはございませんので、地元とよく話がつくよう

にそれを待つておるところでございます。

会館の問題は、全然別の施設の関係になります

ので、そういうメニューは現在のところございま

せんので、そこまで検討いたすこととは不可能かと存じます。

○上坂委員 これで終わりますけれども、最後に

中小企業庁長官にお伺いします。

このよ

うな問題が実際生じてゐるわけですね。

その場合、労働省の施設だからそれじやそのまま

そつちでおやりなさい、こういうかつこうでは、

せつかく分野法を制定した意味がなくなると思う

のです。そういう点で、この法律の元締めであ

る通産省としてもこうしたものをおもづけられ

て、民間の企業の圧迫にならないようひとつの指

導なり各省間の話し合いを私は進めていただきた

い、特に零細中小企業を圧迫しないよう立場で

の行政をとつていただきたいと考えるわけであり

ます。

それから、労働省の方に申し上げますが、浪江

町は旅館が三十一軒あるのです。その周辺で六十

七軒の旅館がありまして、飲食店は六十二軒なん

です。この地区は東電の大熊原発がすぐ隣で、い

ま東北電力も浪江に原発をつくろうという、計画

よりも意思を持つておるわけであります。そのほ

かにいろいろ農業の問題やら環境の問題やらでダ

ム工事が幾つか建設をされている。そのためにい

ま請負業者もかなり入っている。したがつて、そ

ういうことを当て込んで、大熊原発建設のころ、

いまから七、八年前ごろから設備改善をやつてき

たのです。設備改善をやつてきて、現在旅館

一戸当たり月に七十万円くらいの返済金をしょ

ているのです。あと大体十年くらい返済をしてい

かなければならぬという状況にあるわけなんで

す。総額にして約六億八千万円借り入れしてい

わけでありまして、六室、二十人くらいの零細な

旅館ですら月に三十五万から四十万の返済金を

持つておるのです。したがつて、非常に敏感で

受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防

止するため、中小企業者との相互扶助の精神に基

づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制

度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与する

ことを目的とする。

(定義)

第一條 この法律は、取引先企業の倒産の影響を

受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防

止するため、中小企業者との相互扶助の精神に基

づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制

度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与する

ことを目的とする。

(第二条)

この法律において「中小企業者」とは、次

の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が三百人以

下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運

送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第

三号の政令で定める業種を除く。)に属する

事業を主たる事業として営むもの

は十分お伝えをいただきたい。あなたが責任を

持つて私に答えたことを実行してもらうこと

を要望します。

○白井説明員 この施設の建設につきましては、

先ほどから申し上げたとおりございまして、先

生のおっしゃいました趣旨は十分理解いたすとこ

ろでございます。地元の要望に沿つて設置してま

りたいと思います。

○岸田政府委員 いろいろ貴重な御意見をありがとうございます。

とうございました。私どもも中小企業の声をよく

受けとめ、関係方面にもよく流してまいりまして、

円満に事が進みますようにお手伝いをしていきた

いとります。

○上坂委員 質問を終わります。

○林(義)委員長代理 次回は、来る十五日火曜日

午前十時理事会

午前十時三十分から委員会を開

会することとし、本日は、これにて散会いたしま

す。

午後五時五分散会

中小企業倒産防止共済法

(目的)

第一條 この法律は、取引先企業の倒産の影響を

受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防

止するため、中小企業者との相互扶助の精神に基

づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制

度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与する

ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次

の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が三百人以

下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運

送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第

三号の政令で定める業種を除く。)に属する

事業を主たる事業として営むもの

は十分お伝えをいただきたい。あなたが責任を

持つて私に答えたことを実行してもらうこと

を要望します。

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会

社

社並びに當時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに當時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合 協業組合 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が中小企業共済事業団(以下「事業団」といふ。)に掛金を納付することを約し、事業団がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号の一に該当する事態(以下「倒産」という。)が生ずることに關し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てがされること。

二 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行つてゐる金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

3 この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者のうち事業団以外の者をいう。

(契約の締結)

第三条 引き続き一年以上事業を行つてゐる中小企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

2 現に共済契約者である中小企業者は、新たに共済契約を締結することができない。

3 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒んではならない。

一 共済契約の申込者が第七条第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき。

二 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金の貸付け又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて中小企業倒産防止共済事業の適正円滑な運営を阻害することとなるおそれがある事由として通商産業省令で定める事由があるとき。

第四条 共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、五千円、一万円、一万五千円又は二万円とする。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

3 事業団は、共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の成立)

第六条 共済契約は、事業団がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

(契約の解除)

第七条 事業団は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金の貸付け又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

三 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

4 共済契約者が死亡し、解散し、又はその事業の全部を譲り渡した場合において、第十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、当該共済契約者に係る共済契約は、当該死亡、解散又は事業の全部の譲渡しの時に解除されたものとみなす。

5 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(掛金月額の変更)

第六条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4 第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(共済金の貸付け)

第九条 事業団は、共済契約者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生したときは、共済契約が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期間が六月末であるとき及び倒産の発生の日までに掛金が納付された月数が六月末であるときを除き、共済契約者に対し、その請求により共済金を貸し付ける。ただし、その請求の時に共済契約者が中小企業者に該当しない場合及び次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 貸し付けることとなる共済金の額が少額であり次回に貸付ける場合は、この限りでない。

二 請求が倒産の発生の日から六月を経過した日後にされたものであるとき。

(共済金の貸付けの条件等)

第十条 共済金は、無利子とし、その償還期間は、五年(据置期間を含む。)を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

		2 事業団は、通商産業省令で定める場合を除き、共済金の貸付けについて、担保保証人の保証を含む)を提供させないものとする。
3		事業団は、共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年十 四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によって計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができ。
4		事業団は、災害その他やむを得ない事由により共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還することができないと認めるときは、その償還期日を繰り下げることができる。
5		事業団は、共済金の償還期日後通商産業省令で定める期間を経過したのちなお償還を受けるべき共済金又は納付を受けるべき違約金があるときは、納付された掛金をもつて、その共済金の償還又は違約金の納付に充てることができ。
	(解約手当金)	第十一條 共済契約が解除された場合において掛金が納付された月数が十二月以上であるときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。
2		第七条第二項第一号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。
3		解約手当金は、次項の規定により算定される掛金総額に、掛金が納付された月数、共済契約の解除の事由等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。
4		掛金総額は、共済契約の解除の時における納付された掛金の合計額から既に貸付けを受け又は受けたこととなつた共済金の額の十分の一に相当する額と既に前条第五項の規定により償還
	(承継)	第十二条 共済契約者について、相続若しくは合併又はその事業の全部の譲渡しがあつたときは、その包括承継人又はその事業の全部の譲受人(以下「承継人等」という。)は、通商産業省令で定める期間内に事業団に申出をし、その承諾を得て、当該共済契約者の有していた地位を承継することができる。
1		一 当該承継人等が中小企業者でないとき。 二 当該承継人等につき第三条第三項各号に掲げる事由があるとき。
2		第一項の規定による承継をした共済契約者には、第一項の規定による承継をした共済契約者につき、掛金月額が二万円を超えることとなるときは、その掛金月額は、二万円とする。
3		第一項の規定による承継をした共済契約者には、第一項の規定による承継をした共済契約者につき、掛金月額が百二十万円を超えることとなるときは、その超えることとなる額につき掛金を納付することができない。
4		第一項の規定による承継をした共済契約者には、第一項の規定による承継をした共済契約者につき、掛金月額(掛金月額の増加又は減少があつたときは、その増加後又は減少後の掛金月額)の六十倍に相当する額に達している共済契約者は、通商産業省令で定めるところにより、事業団に通知して、掛金を納付しないことができる。
5		第九条第一項の規定により共済金の貸付けを受け、又は受けることとなつた共済契約者は、事業団の承諾を得て、当該共済金の償還に係る据置期間の範囲内の期間に限り、掛金を納付しないことができる。この場合において、事業団は、その納付しないことについてやむを得ない事情があると認めるときに限り、その承諾をするものとする。
	(前納)	第十五条 事業団は、共済契約者が、その納付すべき月の前月末日以前にする掛金の納付以下「掛金前納」という。)をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その掛金の額を減額することができる。
2		掛金前納がされた掛け金については、その納付すべき毎月の初日が到来した時に、それぞれその月の掛け金が納付されたものとみなす。
	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(掛金前納及び共済金の貸付けに関する特例)

第二条 共済契約者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間において掛金前納をするときは、その掛金前納に際し、掛金額の六十倍に相当する額から既に納付された掛け金の額及び既に掛金前納をしたときはその掛け金(第十五条第二項の規定により納付された掛け金とみなされたものを除く。)の額を控除した額(共済契約の申込みの時に掛け金前納をする場合にあつては、掛け金額の六十倍に相当する額から申込金の額を控除した額)の範囲内の額に限り、その掛け金前納に係る掛け金につき、同条第一項の規定による減額をすることを要しない旨を、事業団に申し出ることがができる。

2 前項の規定による申出をしたところにより掛け金前納をした共済契約者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生した場合であつて、当該事業者に申し出た約束手形又は当該事業者が引き受けた約束手形であつて当該共済契約者が通商産業省令で定める金融機関により割引を受けたものに応じた場合における共済金の貸付けに関する第九条第一項の規定の適用については、同項権の行使又は買戻すべき旨の請求を受けてこられに応じた場合における共済金の貸付けに関する第九条第一項の規定の適用については、同項中「六月末満」とあるのは、「三月末満」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の共済金の貸付けは、同条第二項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者が請求した額とする。

一 倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する請求があつた日における納付された掛け金と倒産の発生前三月以前に第一項の規定による申出に係る掛け金前納がされた掛け金(第十五条第二項の規定により納付された掛け金とみなされたものを除く。)との合計額(共

濟契約が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期間が六月末満であるときは又は倒産の発生の日までに掛け金が納付された月数が六月末満であるときは、倒産の発生前三月以前に

第一項の規定による申出に係る掛け金前納がされた掛け金の額から第九条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する

額が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期間が六月末満であるときは又は倒産の発生の日までに掛け金が納付された月数が六月末満であるときは、当該手形の額面額)

4 第一項の規定による申出に係る掛け金前納をした共済契約者に係る解約手当金の支給及び掛け金総額の算定に関する事項並びに第二項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定に従つた共済契約者の取引の相手方たる事業者につき新たに倒産が発生した場合における共済金の貸付けに関する事項についてのこの法律の規定の適用上必要な読み替えについては、政令で定めることとする。

（目的） 第二十三条 事業団は、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済制度の運営等を行うことを目的とする。
第三十九条第五項中「小規模企業」を「中小企業」に改める。
第四十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
三 中小企業倒産防止共済事業を行うこと。
（小規模企業共済法の一部改正） 第三十三条第一項第一号中「共済金等」を「小規模企業倒産防止共済事業を行ふこと。」に改め、同項第二号中「掛け金」を「小規模企業共済事業に係る掛け金」に改め、同項に次の二号を加える。

四 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金及び申込金の収納及び返還に関する業務 第三百十四条の二第一項第四号イ中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。
（地方税法の一部改正） 第三十四条第一項第四号イ中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。
第五条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。
（地方税法の一部改正） 第三十四条第一項第四号イ中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。
第六条 地方財政再建促進特別措置法の一部改正 第二十四条第二項中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。
（所得税法の一部改正） 第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

その他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第四十九条の見出しを「(借入金)」に改め、同条第一項中「受けて」の下に「長期借入金又は」を加える。

第六十三条中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。
（小規模企業共済法の改正に伴う経過措置） 第四十四条 小規模企業共済事業団は、この法律の施行の時において、中小企業共済事業団となるものとする。

2 この法律の施行の際に中小企業共済事業団という名称を用いている者については、改正後的小規模企業共済等に関する法律第二十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

〔第三章 中小企業共済事業団〕に改める。
目次中「第三章 小規模企業共済事業団」を二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
一 小規模企業共済等に関する法律

〔第三章 中小企業共済事業団〕に改める。
第一条中「確立し、もつて」を「確立するとともに、その共済制度及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第一号)の規定による共済制度の運営を中小企業共済事業団に改める。

第五条 中小企業倒産防止共済事業に係る掛け金及び申込金の収納及び返還に関する業務 第四十三条第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。
（区分経理） 第四十七条の二 事業団の経理については、第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正） 第二十四条第二項中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。
（所得税法の一部改正） 第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第一号中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改める。

別表第一第一号の表中小規模企業共済事業団の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中小規模企業共済事業団の項を削り、中央労働災害防止協会の項の次に次のように加える。

中小企業共済事業団	小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第百二号)
-----------	-----------------------------

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第一三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中小規模企業共済事業団の項を

削り、中央漁業信用基金の項の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三

の項とし、十四の二の項を十四の項とし、十八の二の項の次に次のように加える。

十八の三 中小企業共済事業団	小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第百二号)
----------------	-----------------------------

事務所用建物の所有権の取得登記	又は当該建物の敷地の用に供する
土地の権利の取得登記	

(第四号の三の三)を加える。

理由

取引先の企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等中小企業の経営の安定に重大な支障が生じている状況にかんがみ、中小企業倒産防止共済制度を創設するとともに、この制度の運営を小規模企業共済事業の運営と併せて中小企業共済事業団に行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「小規模企業共済事業団」を「中小企業共済事業団」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第十二条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の二中「小規模企業共済法」を「小規模企業共済等に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の三の三 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第五号)による中小企業倒産防止共済事業に関すること。

第四条第五項中「第四号の三の二」の下に「、

(参考) 昭和五十二年十一月八日(火曜日)

商工委員打合会

午前十一時二十四分開議

○野呂委員長 これより商工委員打合会を開きます。

第八十回国会内閣提出、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案について意見を聴取するため、東京大学工学部教授河井興三君及び大陸棚開発協会会长森薦夫君の御出席を願っております。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、日下日本国と大韓民国との間に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案について審査を行っておりますが、本案に対し、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

それでは、まず河井教授にお願いいたします。

○河井興三君 私、ただいま御紹介にあずかりました東大工学部の河井でございます。

私は、始終学生に対して石油地質学を講義しておりますのでござりますけれども、本日はお偉い先生方の中におきまして石油地質学のお話をするといふのはまことに光栄に存じます。ただ私としては、図であるとかあるいはスライドとかプリントとかそういうものを使用して説明すれば、十分御理解いただけるのであろうかと思ひますけれども、それができないのがちょっと残念でございます。それからもう一つ、私は大学に勤めております関係上、アカデミックなことをやっておりまして、その点非常にわかりにくいかもしれないと存じます。なるべく込み砕いて申し上げるつもりでございますが、そういたしますと、これは何時間もか

かつてしまうということになりますて、かみ砕くことはいたしますが、多少わかりやすく、少し粗雑な、學問的な厳密さが少し欠けるということになるかもしれません。その点御了承いただきたいと存じます。

まず、一般論といたしまして、石油というのは一体どういうところにあるのかということをお話申し上げます。

石油は世界じゅうどこにでもあるというわけではございません。それなりに地質学的にあり得べき条件があつて、そこにこそ石油あるいは可燃性天然ガスがあるわけでございます。しかばら、その条件とは何かと申しますと、細かいことまで申しますと非常にたくさんあるわけですしかし、幾つか、主なることだけ申し述べます。

まず、石油というものは堆積盆地の中にあると

いうことでございます。堆積盆地と申しますのは、私たちもすぐセディメントリーベースンあるいは単にベースンと申しておるわけでございますが、これは地形的な盆地とは全く異なります。一部に

おいて共通な場合もございますけれども、大陸は

まずは、甲府盆地は地形的には盆地でございま

す。しかし、堆積盆地ではございません。それで

は、どういうところを堆積盆地というのかと申しますと、これは石油の場合、少なくとも相当な広

さにわたって、それから厚い地層が発達している

おるのでござりますけれども、本日はお偉い先生

方の中におきまして石油地質学のお話をするといふのはまことに光栄に存じます。ただ私としては、

図であるとかあるいはスライドとかプリントとか

そういうものを使用して説明すれば、十分御理解いただけるのであろうかと思ひますけれども、それができないのがちょっと残念でございます。

それからもう一つ、私は大学に勤めております関係上、アカデミックなことをやっておりまして、その点非常にわかりにくいかもしれないと存じます。なるべく込み砕いて申し上げるつもりでございますが、そういたしますと、これは何時間もかと申しますと、石油の場合にどうはまいりません。それは昔の海のところにたまたま堆積物であるこ

とが最も好ましいのでござります。あるいは昔の三角州のようなどころ、これにもござります。昔の湖にたまたま堆積物にもないことはあります。

それから、貯留層の形なんでござりますけれども、平らであるとかいろいろな形をしておると思

います。ですから、一口に言えれば海成層と申しますが、海にできた堆積物ないしは三角州の堆積物が一番石油ができるのに好ましい。

それからもう一つ、その地質時代はいつごろであるかと申しますと、世界じゅうの油田あるいは油田と共に存しておりますが、これはまだございません。では、大体新生代の第三紀といふ時代及び中生代の白亜紀と申します時代から世界各地で多くの石油が発見されております。なお、中東地域等においてはジュラ紀の地層からも出でております。それから古生代の地層につきましては、これはソ連のウラル、ボルガを始めといつしましてアメリカの中央部油田地帯、それから北海ではここからガスが出ておりますが、全世界的に見ますと、まず古生代の地層といふものは余り油を期待してはいけない、それから古生代の初めのカンブリア紀の時代、これはめったに油はございません。あつた時代、これにはめったに油はございません。あつたといたましても、少量のガスしかないというのが一般論でございます。

ですから、背斜トラップがあつて、貯留層がございまして、それだけで石油がたまるかと申しますと、そういうわけにはまいりません。その上に緻密な透湿度の非常に少ない、コンパクトなふたをする役目の岩石が必要でございます。これを帽岩あるいはキャップロックと申しております。この帽岩は大体において粘土質の岩石でございま

す。そういうような堆積盆地が存在するといふことがまず第一の石油鉱床が成り立つための条件でございます。

最後に、そういうものがそろつておりますけれども、過去の地質時代におきまして石油ができるなくちゃいけないということです。もつと広ければもつといつといふことになります。それか

ら地層が厚く発達している、その厚さでございま

すが、少なくとも三千メートルはなくちゃいけな

い、そういうふうに考えております。それか

ら地層が厚く発達している、その厚さでございま

すが、少なくとも三千メートルはなくちゃいけな

い、そういうふうに考えております。それか

ら地層が厚く発達している、その厚さでございま

すが、少なくとも三千メートルはなくちゃいけな

い、そういうふうに考えております。それか

ら地層が厚く発達している、その厚さでございま

すが、少なくとも三千メートルはなくちゃいけな

い、そういうふうに考えております。それか

ら地層が厚く発達している、その厚さでございま

砂岩が主体であります、ときには石灰岩であるという場合がございます。

それから、貯留層の形なんでござりますけれども、平らであるとかいろいろな形をしておると思

います。ですが、石油が集積するのに最も適した貯留層の三次元的な形、これを称しまして私どもはト

ラップという言葉を使っております。

(委員長退席、中島(源)委員長代理着席)

そういったところにトラップがないと、石油は地層の中で分散状態になつてしまいまして、トラップのところにのみ集積しておるわけでございます。最も単純なるトラップは、背斜トラップと申

しまして、諸先生御存じのとおり、地層が曲がつて、上に凸形を貯留層がなしておる、こういう部

分、これが世界の油田、ガス田の約七割を占めております。しかし、そうでなくとも、その他のト

ラップというものに石油がある場合がございま

す。たとえば大昔のサンゴ礁、この中に石油がた

まつているという例もございます。その他例がい

りますが、主なるものは、一番重要なも

のは、かつ探しやすいものは背斜トラップでござ

ります。

それから、背斜トラップがあつて、貯留層がございまして、それだけで石油がたまるかと申しますと、そういうわけにはまいりません。その上に

緻密な透湿度の非常に少ない、コンパクトなふたをする役目の岩石が必要でございます。これを帽

岩あるいはキャップロックと申しております。こ

の帽岩は大体において粘土質の岩石でございま

す。そういうような堆積盆地が存在するといふ

ことがまず第一の石油鉱床が成り立つための条件でございます。

次に、その中に貯留層と申しまして、石油のよ

うなあるいはガスのような流体をたくさん含み、そして流体が流れやすい状態にあるそういう地層、たとえば六打掛けの砂岩、普通は世界で半分以上砂岩から石油が出ておりますが、そういう貯留層、そこへ井戸を掘れば何らかの流体が出てくる、流れてくる多孔質、浸透性的地層、そういうものが必要でございます。さつき申しましたが、石油根源岩と申しますのは、肉眼的に見ますと、

大体暗褐色をした泥岩、どろのかたまつた岩石ないしは石灰岩の場合もございますが、日本周辺を考えた場合には、どろのかたまつた泥岩というふうにお考えになつていいと思います。ただし、これはその中で石油が生成したと学問的に思われる岩石について言うわけでございまして、その特徴は、石油炭化水素に富んでおるということが一言で申せば言える、それが石油根源岩でございます。そういうようなものがそろつていないと石油鉱床といふものはできないし、また、世界のどこの油田を見ましても、そういうものがそろつております。

ただし、ここで一言申し上げますが、石油根源岩が非常に実際の油田よりかけ離れているという場合がございます。それは、なぜそういう場合が起るかと申しますと、石油根源岩の中できました油、これは流体でございますので、地層の中を流れています。過去の地質時代、一千万年とか二千万年とかいうオーダーの時間がかかりまして、そうしてトラップのところに集まるというケースもあるわけでございます。

以上が一般論でございます日韓大陸棚条約共同開発地域といふものが、この一般論に沿つてどのように考えられるかといふ私見を申し上げたいと思います。

私見を申し上げますが、これはデーターがなければ申し上げることはできないわけでございまして、そのデーターは、一部分はここに持つてまいりましたが、エカフエの一九六九年のデーターが一番古いと思います。これは共同開発区域の鉱区だけではございませんで、東シナ海一帯にわたって調査したものでございます。しかしながら、これはスパークーと申しまして、地震探鉱の一種類でございますが、震源のエネルギーの弱いスパークーを使っておりままで、海底トたかだか三千メートルぐらいまでしかわからぬわけです。その後に発表された東シナ海のデーターというものはそ多くはございません。

これはアメリカの著名な権威ある学術雑誌でございますが、AAPGと省略しておりますが、アメリカ石油地質学会あるいは石油地質学者協会とも申しますか、ジ・アメリカン・アソシエーション・オブ・ペトロリアム・ジオロジストといふ、そのブレティンに載つております。これは一九七〇年にやはり東シナ海並びに黄海まで申しますが、ジ・アメリカン・アソシエーション・オブ・ペトロリアム・ジオロジストといふ、そのブレティンに載つております。これは一九七三年に同じよう東シナ海を取り扱つた論文が出ております。これらは技術の進歩とともに探査深度がだんだん深くなりまして、一九六九年の時点ではたかだか三千メートルぐらいしか海底から下がわからなかつた、それがもつと深いところまでわかるようになつてまいりました。

私が申し上げることは、これらのデーター、これはちゃんと公表されておる論文でございます。まだほかにも公表論文がござりますけれども、まあそれはさておきまして、そういうふうな公表論文、それから石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会というのがござりますが、そこに提出されました資料並びに公団の保有しております資料と、いうようなものを総合的に解釈いたしまして、私の見方を申し上げたいと思うわけでございま

まず第一番目に、さつき堆積盆地がなくちやい不可以ないということを申しましたが、東シナ海には非常に大きな堆積盆地が発達しております。百キロメートル掛ける百キロメートルなんというつぱけなものではございません。ちょっと數字的に申し上げますが、大きっぽは見当で四百キロメートル掛ける千キロメートルぐらいあると思います。そのぐらいの堆積盆地が発達しておる。それから厚さはどうかと申しますと、これは新第三紀で一つの堆積盆地でござりますけれども、それを十倍程度の広さの堆積盆地が東シナ海にござります。それがまさに東シナ海の一帯に当たる共同開発地域の中にもちゃんと延びてきております。あそこでもちゃんと厚さ五千メートルぐらいあります。秋田、山形というようなもの、これは大きな意味で一の堆積盆地でござりますけれども、その第三紀の地層が見つかっておりますし、その下に考えております。したがいまして、この点で貯留層があるということはまず間違いないところでございます。

それから次に、ジャトラップがあるだろうかと申しますと、従来のラフな地震探鉱の結果を見ましても、ちゃんと背斜構造が出ております。浮き彫りにされております。ですから、これはトラップもある。

それから、それではキャップロックはどうであるかといいますと、先ほどの地震探鉱の場合御説明申し上げましたように、泥岩だけで一千メートルもある、あるいはそれ以上も厚く発達するなん

の方へいけば当然地層の厚さは薄くなるわけです。真ん中の方へいきますと厚くなる。この厚いところでもつてどうしても三千メートルは欲しいとさつき申し上げたのです。

東シナ海の場合には、この厚い部分でもつて約六千メートルあるというふうに申し上げて差し支えないと、その下には白亜紀の地層が存在している。そしてその下には白亜紀の地層が存在しています。さらに、これを細かく見ますと、幾つかのサブベースンというようなものに分かれています。つまり堆積盆地の集合体なんですが、これは石油が集積するため非常に有利なことなのではございませんけれども、ともかく石油が存在しておる。石油がたまつておる。商業量の石油ではございませんけれども、石油が存在しておる。石油がたまつておる。ところが第三紀の地層の中から、地表でございますが、油がしみ出している形跡がございます。それから沖縄に発達しておる地層、第三紀でござりますが、これは天草の陸域でござりますが、ここでは第三紀の地層の中から、地表でござりますが、油がしみ出している形跡がございます。それから沖縄に発達しておる地層、第三紀でござりますが、これはちょっととそれ 자체が直接東シナ海と接続つけてはいけないかと思います。かと想いますが、これもやはりあそこら辺で掘られた井戸でもつて根源岩も見つかっております。

そういうわけでございまして、いま日本の近海、特に従来から盛んに石油が開発されまし新潟、秋田、山形というようなもの、これは大きな意味で一つの堆積盆地でござりますけれども、その十倍程度の広さの堆積盆地が東シナ海にござります。それがまさに東シナ海の一帯に当たる共同開発地域の中にもちゃんと延びてきております。あそこでもちゃんと厚さ五千メートルぐらいあります。あそこでもちゃんと厚さ五千メートルぐらいの第三紀の地層が見つかっておりますし、その下の白亜紀というのもも存在しておることがわかつております。

次に、その埋蔵量の問題なのでござりますけれども、これが一番問題である。あの共同開発区域においてどの程度の埋蔵量があるのか。ということは、何しろ共同開発区域に対して井戸が一本も掘られておらない。それから詳しい地震探鉱その

他の調査が行われておらないわけです。したがいまして、はつきりこれこれあるということとは申せません。一番信頼できるものは、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会に提出された資料でござりますが、この資料によりますと、いろいろな把握があるわけです。と申しますのは、どうしでもあいう未知のところ、データが不十分なところというものは、ぴしゃりと正確な数字が出るはずがないのでござります。少なくとも二億キロリットル、それから大きく見積もりますと六億キロリットル、そういうような数字が出ております。

一応私は、その安全性を見て、二、三億キロリットル程度はあり得るのではないかというふうに考えております。

ただし、この埋蔵量と申しますのは非常にむづかしい。この計算が非常にむづかしいものでございまして、しかも、いろいろな方法がござります。井戸が何本か掘られておりますならば、かなり正確な埋蔵量計算ができます。これは私ども委員の一人となりましてつくりましたJIS規格によりまして埋蔵量というものを計算することができます。これはむしろ当然なんですが、あの共同開発区域におきましては試掘井が一本もない状態でございますから、どうしても仮定が入ってくる。そしてその結果ばらつきが生じてくる。これはむしろ当然なんでござります。

それで、大ざっぱに見まして、石油の探査、探鉱というものは、まず第一に、ある対象になつているエリアが石油地質学的に見まして有望なのが、あるいは全くだめなのか、それともどっちとも言えない、大ざっぱに言うとこの三つに分かれるとでございます。いまその三つのランクを設けまして私なりにデータを総合判断いたしますと、この共同開発鉱区というものは第一のランクに帰属するかと思います。有望ということは、言いいかえますと、少なくともそこを調査し、試掘しなくてはいけない、試掘するに値する場所であるというこ

だけの値打ちのある場所である、そういうふうに考えておる次第でござります。

まだまだお話をすることはいろいろございますけれども、余り長くなつてもなんでもござりますので、一応私のお話はこれで終わらしていただきたいと思います。申し足りない点もあつたかと思いますけれども、時間的なこともござりますで、ここで一応終わらしていただきたいと思います。

○中島(源)委員長代理 次に、森会長にお願いいたします。

○森齋夫君 私は、ただいま御紹介いただきまして、大陸棚開発協会会长の森でござります。

開発協会は大陸棚の開発を行つています会社約十社を中心にしてつくられております。私も実は石油資源開発株式会社の社長でございまして、毎日日本の陸上また海上では必ず井戸を掘つております。現在、大陸棚開発では、北海道の日高沖でいま井戸を掘つております。また、先般成功いたしました阿賀野川の河口の阿賀沖の開発につきましても、私の方の会社が中心でやつたような次第でござります。

さて、本日の御質問に対するお答えを申し上げます。

私の申しますことは、そつ専門的なことではございません。新聞、雑誌で皆様方が大体一度は読まれたような事柄をたゞまとめたようなことになります。

私は、昭和六年におきましても、六〇%以上上のものを期待しなければいけないというように、石油に依存する程度が大変高いということになつております。

さらにまた、わが国が輸入する石油について不安がございますのは、OPECの説のほかに、わが国的主要輸入源が中東諸国でございまして、これらの国は、繁栄を長期に維持しようとするためには、故意に生産を抑制するおそれがある。あるいはまた、この地域は政治的、軍事的いろいろなトラブルとかあるいは政策的要素の強い地域でございまして、そういう影響を受けて生産が混乱、減少するということもあり得るわけであります。

そういうことを考えてみると、特に石油の依存度の高いわが国としては、世界的な石油の需給のアンバランスの最も大きい影響を受けることにあります。つまり、これはとにかく石油の調査をやって、そして試掘をすべきである、私はそれ

その間にありますで、短期間にこれだけの増産体制をつくっていくと、ということは、相當にむずかしいことであろうかということでありまして、この調子でいきますと、昭和六十年以降において世界的に石油の需給のアンバランスの状態があらわれてくるということが言われておりますが、これは日本のいわゆる学識経験者と言われる皆様方の大体お認めになつておるところでござります。

一方、これも世界的に見まして、石油の供給が増加がそういうふうにして少なくなつてくるが、代替エネルギーの供給はどうかというと、一番期待が持たれておりますのは原子力でありますけれども、これもやはり立地難その他の問題で発展が順調ではございません。

他方、わが国はアメリカその他外国の大國と比べまして、石炭その他、石油はもちろんですが、石炭等の有力なエネルギー源代替と言わないで、本来のエネルギー源の生産が非常に少ないで、本来わが国の必要とするエネルギーの中で、石油に依存する率が他国に比べまして非常に高いわけございまして、昭和六十年におきましても、エネルギーの大体三分の一は石油に期待しなければいけない、六十五年におきましても、六〇%以上のものを期待しなければいけないというようになります。

私の申しますことは、そつ専門的なことではございません。新聞、雑誌で皆様方が大体一度は読まれたような事柄をたゞまとめたようなことになります。

私は、昭和六年におきましても、六〇%以上上のものを期待しなければいけないといつて、そこでも、わが国が輸入する石油について不安がございますのは、OPECの説のほかに、わが国的主要輸入源が中東諸国でございまして、これらの国は、繁栄を長期に維持しようとするためには、故意に生産を抑制するおそれがある。あるいはまた、この地域は政治的、軍事的いろいろなトラブルとかあるいは政策的要素の強い地域でございまして、そういう影響を受けて生産が混乱、減少するということもあり得るわけであります。

そういうことを考えてみると、特に石油の依存度の高いわが国としては、世界的な石油の需給のアンバランスの最も大きい影響を受けることにあります。つまり、これはとにかく石油の調査をやって、そして試掘をすべきである、私はそれ

わが国が必要とする正常な経済成長もうまく達成できるかどうかということについて、疑問を持つようないふる経済専門家もいるわけでございます。したがつて、わが国としては、石油の供給確保ということを國の最重要政策の一つとして特別な配慮を加えるべきであると思います。また、業界としても、その政策の達成に最大の御協力を申し上げなければならぬと考えております。

こういうわけで、石油の供給確保対策として、いろいろ供給先の多角化とかあるいはその一つにもなるうかと思いますが、GG原油あるいはDD原油の拡大、また、自主開発の推進あるいは大陸棚の開発も含めましてそういう政策が強力に推進されなければ、数年後わが国のエネルギーは大変な危機に直面することになろうと思います。

そこで、この大陸棚の開発ということとも大変重要な政策の一つになると思うのですが、特に大陸棚の開発について御留意をいただきたいのは、今日開発に着手してありますすぐ石油が発見できることの間順調にいきまして、もはや八年から十年かかるというものではありません。これは物理探鉱から始まって試掘をし、それで当たれば、そこで生産設備を注文して据えつけて生産を開始する。その間順調にいきまして、もはや八年から十年かかるというものではありません。これは物理探鉱から始まって試掘をし、それで当たれば、そこで生産設備を注文して据えつけて生産を開始する。その間順調にいきまして、もはや八年から十年かかる。しかも多くの場合、物理探鉱をやつて、ここに構造があると思って掘りましても、空振りをする場合が非常に多い。恐らく十本、二十本のうち一本ぐらしか当たらないというようなことがあります。

しかかも多くの場合、物理探鉱をやつて、ここに構造があると思って掘りましても、空振りをする場合は、これは大変間違つたものでござります。そありまして、大陸棚の開発というのは、庭先に石油があるのと同じだから、石油危機が来たときに開発を始めたらいいじゃなかというような考え方は、これは大変間違つたものでござります。そこの意味で、昭和六十年の危機に役立てるためには、今日だいやすく大陸棚の開発に強力な政策をとらなければいけないというふうに思つておる

ところで、大陸棚を開発することのメリットにつきましては、もうすでに御高承のとおりで、日本の大陸棚は大体水深二百メートルより浅いところでございますが、それが陸地の大体七割あるい

は計算によつては八割ということあります。さらに、大陸棚の先に、最近は大陸棚斜面と言つて水深千メートルまでの地域が現在石油資源開発の対象として注目せられてあります。そういうことは前途洋々たるものがありまして、また、その成果も大いに期待すべきものがあると考えております。

大陸棚開発のメリットにつきましては、いまさら私から申し上げる必要もございませんが、日本の主権範囲にありますので、これは絶対に安定供給の保証されてるものであるということ、それから大体ローサルファのものが多い、運賃その他が不要でコストが大安いというようなことございまして、大陸棚の開発は大いに努力のしがいのある仕事でございます。

日本の大陸棚全体でどのくらいの埋蔵量があるかということですが、先ほどもお話をありましたように埋蔵量の計算というのは掘つてみない段階では大変むずかしいですが、通説では十数億キロリッターと言われております。さらに、その三分の一は九州から沖縄という南西の地域にその埋蔵量が存在しておると言われております。そういうことでありますので、私たちは九州の南西地域の大陸棚の開発をぜひ取り上げていきたいと考えているわけであります。

大陸棚開発全般について申し上げますと、この開発が本格的に始まりましたのは昭和四十六年以降でございまして、それまでは海底を掘削する適当な船がなかつたとか、あるいは資金的に国の援助がそつ受けられなかつたとかいうような理由が言つてよろしいのであります。昭和四十六年から今日まで大体五十坑の試掘が大陸棚で行われております。一年平均で言いますと約八坑でございます。そのうち成功したのは、先ほど申しました阿賀野川河口の阿賀沖と太平洋岸の常磐沖でございますが、生産の段階に入つておるのは、わざ

かに阿賀沖一つでござります。こういうわけで、現在大陸棚の開発が大きく要請されている割りには、大陸棚開発の実績は大きくなない。いわばこれは貧弱なものでございます。

最近、総合エネルギー調査会で決定しました石油需給の長期計画によりますと、国産原油の生産目標は、昭和六十年で八百万ないし千百万キロといふことになつております。これは陸上からの生産は余り期待できませんで、ほとんどが大陸棚から生産されるべきものと考えよろしいのであります。この目標を達成するためには、大体従来の倍の本数、すなわち年間十五本ぐらゐの試掘をやつていかなないとダメであろうと私たちは推算をしております。したがつて、大ざっぱに申し上げますと、大陸棚開発は最近数年と比較して約倍ぐらゐの力を入れていかなければだめであるということが言えると思います。

さて、日韓共同開発特別措置法についての私の意見を、以上申し上げましたことを背景といたしまして申し述べたいと存じます。

この地域は、先ほど申しました日本の大陸棚の南西地域にございまして、その南西地域の北部に位置しておるものでござります。いわば日本の大陸棚のうちで最も石油とかガスのたくさん埋蔵されております豊庫とも言うべき地域の一部をなしているのであります。その地下構造は雄大であり、また大変安定している。先ほどもお話をございましたが、エカフエの調査とかその後の国内の企業、公團等の調査によりまして、埋蔵量は大変豊富であるということであります。これだけの有望な地域にいま着手して、もし成功したら、昭和六十年の石油の逼迫した時期に初めて役立つということを、まさにいま着手して、もし成功したら、昭和六十年の石油の逼迫した時期に初めて役立つということを、

同開発地域を試掘することによりまして、そこの地質構造を明確すれば、当然これがずっと関連しております南西地域の地質構造の明確にも非常に役立つと思つております。そういう意味でも、この地域の開発は、わが國の大陸棚開発を推進する上において、非常に大きい効果を持つというふうに考えております。

なほまた、この法案は、公害あるいは漁業等の悪影響の防止については十分な規定を備えておりますし、あるいはまた、万一切か損害を第三者に及ぼすような場合には、その事後の補償につきましても無過失責任のたてまえをとつております。この目標を達成するためには、大体従来の倍の本数、すなわち年間十五本ぐらゐの試掘をやつていかなないとダメであろうと私たちは推算をして、こういう点で十分の配慮が行われておると思ひます。

なおまた、漁業についての影響あるいは公害の可能性の問題につきましては、従来私の会社で過去数年行ってまいりました実績、また、われわれ大陸棚開発協会のメンバーが従来やつてきた実績を見ますと、海底油田掘削によって発生いたしまする廃水とかあるいは切りくず、ザクと言つておりますが、これは全部一々掘削船から別の容器に入れて陸上に運び、陸上でこれを処理いたしております。海底油田掘削によって発生する廃水とかあるいは切りくず、ザクといふことは全くございません。また、掘つてある間に石油やガスが突然噴出して、そのため海水を汚染するとかその他悪影響があることを防止するために、非常に有力なりつぱな防噴装置を削井設備に取りつけております。あるいは削井が終わつて生産段階に入りましても、海底の井戸の口にその装置がつけてございまして、万一の場合にはそれが自動的に働いて噴出を防止することになつております。

そういうことであります。現在日本大陸棚の開発におきましては、こういう事故は全然起つております。論より証拠でございまして、阿賀沖の現場をごらんいただきました方々は、これは漁業関係の方々をも含めまして大変御安心をなさつていただいております。そういうわけで、私らが北海道の海の開発をする場合にも、そこの水

産関係の方に阿賀沖を見ていただきまして、すつかり御安心をいただいておるようなわけでござります。以上、私の意見を申し述べましたが、この特別措置法が一日も早く成立することを希望しているようなわけでござります。

これで御説明を終わりります。

○中島源(委員長代理) 以上で両君の意見の開陳は終わりました。本日御出席をいただきました御両君には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。これにて商工委員打合会を終了いたします。

午後零時十八分散会

第一類第九号

商工委員會議錄第七号

昭和五十二年十一月十一日

昭和五十二年十一月十八日印刷

昭和五十二年十一月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局